

## 資料一覧表

- 資料 1 安城市附属機関の設置に関する条例
- 資料 2 安城市事務執行適正化第三者委員会規則
- 資料 3 諮問書
- 資料 4 音声データ反訳書（令和4年11月22日の相談内容を録音したもの）
- 資料 5 アンケート結果（安城市全職員を対象としたもの）
- 資料 6 令和6年1月15日愛知県地域福祉課生活保護グループ回答
- 資料 7 令和6年1月10日名古屋出入国在留管理局審査管理部門回答
- 資料 8 令和6年1月10日ブラジル総領事館回答
- 資料 9 令和6年1月29日愛知県住宅供給公社回答
- 資料 10 令和4年12月22日～令和5年7月6日までに市に寄せられた市民の声の要約
- 資料 11 厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」
- 資料 12 参議院厚生労働委員会附帯決議（平成25年11月12日）
- 資料 13 厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについて」
- 資料 14 厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号、平成24年7月4日改正）
- 資料 15 さいたま地裁平成25年2月20日判決（市の福祉事務所職員による生活保護申請の不受理、開始決定後の不履行、生活保護申請の自粛勧告が違法であるとして市の国家賠償責任が認められた事例）（判例時報2190号88頁以下）
- 資料 16 厚生労働省社会・援護局保護課長通知「ホームレスに対する生活保護の適用について」（平成15年7月31日・社援保発第0731001号）
- 資料 17 令和2年第4回安城市議会定例会会議録（12月2日）

## ○安城市附属機関の設置に関する条例

平成25年12月24日安城市条例第34号

## 安城市附属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関の委員(以下この条において「委員」という。)の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 安城市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第44号)

(2) 安城市総合計画審議会条例(昭和40年条例第19号)

(3) 安城市住居表示審議会条例(昭和38年条例第28号)

(4) 安城市青少年問題協議会条例(昭和34年条例第17号)

(5) 安城市スポーツ推進審議会条例(昭和53年安城市条例第58号)

3 この条例の施行の際現にこの条例の規定により設置された附属機関に相当する附属機関等(以下「旧附属機関等」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例の規定により設置された附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、第4条第3項前段の規定にかかわらず、旧附属機関等の委員の残任期間とする。

附 則(平成27年3月25日安城市条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月29日安城市条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年9月29日安城市条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月26日安城市条例第50号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日安城市条例第12号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月28日安城市条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成30年3月27日安城市条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月26日安城市条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月27日安城市条例第1号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日安城市条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月26日安城市条例第1号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日安城市条例第10号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月27日安城市条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条-第4条関係)

執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	安城市特別職報酬等審議会	市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額についての調査審議	10人以内	学識経験を有する者 公共的団体等を代表する者 市民	審議期間
	安城市総合計画審議会	総合計画に関する事項の調査審議	20人以内	学識経験を有する者 公共的団体等を代表する者 市民 市教育委員会の委員 市農業委員会の委員	2年
	安城市自治基本条例審議会	安城市自治基本条例の検証に関する事項の調査審議	15人以内	学識経験を有する者 公共的団体等を代表する者 市民 その他市長が必要と認める者	審議期間
	安城市PPP事業審議会	公共施設等の重要な整備等における官民連携の方式及び連携する事業者の選定(指定管理者の選定を除く。)に関する事項の調査審議	事業ごとに10人以内	学識経験を有する者 その他市長が必要と認める者	審議期間
	三河安城交流拠点検討審議会	三河安城交流拠点に関する事項の調査審議	4人以内	学識経験を有する者 その他市長が必要と認める者	審議期間
	安城市行政改革審議会	行政改革の推進及び行政評価に関する事項の調査審議	10人以内	学識経験を有する者 公共的団体等を代表する者 市民 その他市長が必要と認める者	2年
	安城市指定管理者選定委員会	指定管理者の選定及び管理業務の評価等に関する事項の調査審議	10人以内	学識経験を有する者 市民 市職員 その他市長が必要と認める者	2年
	安城市公立保育所等経営審議会	安城市公立保育所等の経営の在り方に関する事項の調査審議	10人以内	学識経験を有する者 幼児教育又は保育の関係者 市民 その他市長が必要と認める者	審議期間
	安城市事務執行適正化第三者委員会	公務の信用に影響のある不適正な事務執行の事実関係及び原因並びに同種の事態の発生の防止のための対策に関する事項の調査審議	4人以内	学識経験を有する者 その他市長が必要と認める者	審議期間
	安城市住居表示審議会	住居表示に関する事項の調査審議	20人以内	学識経験を有する者 地域住民組織を代表する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	審議期間
	安城市多文化共生プラン策定審議会	多文化共生プランの策定に関する事項の調査審議	15人以内	学識経験を有する者 市民 その他市長が必要と認める者	審議期間

安城市地域福祉計画策定協議会	地域福祉計画の策定に関する事項の調査審議	17人以内	福祉、医療又は教育の関係者 市民 その他市長が必要と認める者	審議期間
安城市老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホームへの入所の要否等に関する事項の調査審議	7人以内	医師 養護老人ホームの長 関係行政機関の職員 市職員 その他市長が必要と認める者	3年
安城市障害者福祉計画策定委員会	障害者福祉計画(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく計画をいう。)の策定に関する事項の調査審議	17人以内	福祉、医療、保健又は教育の関係者 市民 その他市長が必要と認める者	審議期間
安城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	高齢者福祉計画(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づく計画をいう。次項において同じ。)及び介護保険事業計画の策定に関する事項の調査審議	18人以内	学識経験を有する者 福祉、医療又は保健の関係者 介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者を代表する者 被用者保険者を代表する者 介護保険の被保険者 その他市長が必要と認める者	審議期間
安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の推進等並びに地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項の調査審議	15人以内	学識経験を有する者 福祉、医療又は保健の関係者 介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者を代表する者 介護保険の被保険者 その他市長が必要と認める者	3年
安城市介護保険地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係るサービス費の額、事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する事項の調査審議	10人以内	学識経験を有する者 福祉、医療又は保健の関係者 介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者を代表する者 介護保険の被保険者 その他市長が必要と認める者	3年
安城市特別養護老人ホーム設置運営者選考委員会	特別養護老人ホーム設置運営者の選考に関する事項の調査審議	8人以内	学識経験を有する者 福祉又は医療の関係者 市職員 その他市長が必要と認める者	審議期間
安城市いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項の規定による調査の結果に関する事項の調査	5人以内	学識経験を有する者 教育、法律、医療、心理又は福祉の関係者 その他市長が必要と認める者	調査期間

	安城市保 育所等設 置運 営者選 考委 員会	保育所等設置運営者の 選考に関する事項の調査 審議	8人以内	学識経験を有する者 市職員 その他市長が必要と認め る者	審議期間
	安城市予 防接 種健 康被 害調 査委 員会	予防接種により生じた健 康被害の原因の追求及 び適正な措置に関する事 項の調査審議	6人以内	学識経験を有する者 医師 関係行政機関の職員	2年
	健康日 本21 安城 計 画策 定委 員会	健康日本21安城計画及 び地域自殺対策計画の 策定等に関する事項の調 査審議	20人以内	保健、医療又は福祉の関 係者 市民 その他市長が必要と認め る者	審議期間
	安城市 雨 水マ ス ター プ ラン 策 定 審 議 会	雨水マスタープランの策 定に関する事項の調査審 議	12人以内	学識経験を有する者 公共的団体等を代表する 者 市民 関係行政機関の職員	審議期間
	安城市 社 資 本 整 備 総 合 交 付 金 評 価 委 員 会	社会資本総合整備計画 の事後評価に関する事項 の調査審議	10人以内	学識経験を有する者 その他市長が必要と認め る者	審議期間
	安城市 総 合 交 通 議 会	総合的な地域交通施策に 関する事項の調査審議 一般乗合旅客自動車運 送事業に係る旅客の利便 の増進を図るために必要 な事項及び地域公共交通 総合連携計画に関する事 項の協議	30人以内	学識経験を有する者 公共交通事業者等を代 表する者 公共的団体等を代表する 者 市民 関係行政機関の職員 市職員 その他市長が必要と認め る者	2年
	安城南 明 治 市 有 地 有 効 活 用 事 業 者 選 定 審 議 会	安城南明治土地地区画整 理事業区域における市有 地有効活用事業について 建築物等を整備する事業 者の選定等に関する事項 の調査審議	7人以内	学識経験を有する者 市職員 その他市長が必要と認め る者	審議期間
	安城市 水 道 事 業 及 び 下 水 道 事 業 審 議 会	水道事業及び下水道事 業の運営及び経営に関す る事項の調査審議	10人以内	学識経験を有する者 水道又は下水道を使用す る事業者を代表する者 市民 その他市長が必要と認め る者	2年
教育委 員会	安城市 教 育 振 興 基 本 計 画 策 定 委 員 会	教育振興基本計画の策 定に関する事項の調査審 議	10人以内	学識経験を有する者 市民 学校関係者 その他教育委員会が必要と認め る者	審議期間
	安城市 い じ め 問 題 対 策 委 員 会	いじめ防止対策推進法第 1条に規定するいじめの 防止等のための対策に関 する事項の調査審議	5人以内	学識経験を有する者 教育、法律、医療、心理 又は福祉の関係者 その他教育委員会が必要と認め る者	2年
	安城市 生 涯 学 習 推 進 計 画 策 定 委 員 会	生涯学習推進計画の策 定に関する事項の調査審 議	20人以内	市民 市社会教育委員	審議期間
	安城市 青 少 年 問 題 協 議 会	地方青少年問題協議会 法(昭和28年法律第83	20人以内	学識経験を有する者 関係行政機関の職員	2年

	号)第2条に規定する事務		その他教育委員会が必要と認める者	
安城市新美南吉絵本大賞選考委員会	新美南吉絵本大賞に関する事項の調査審議	10人以内	学識経験を有する者 市民 その他教育委員会が必要と認める者	審議期間
安城市民ギャラリー一美術品等収蔵委員会	安城市民ギャラリーにおいて収蔵する美術品等の取得、処分等に関する事項の調査審議	5人以内	美術品等に関する専門知識を有する者	3年
安城市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条に規定する事項の調査審議	10人以内	学識経験を有する者 市民 関係行政機関の職員	2年
安城市スポーツ振興計画策定委員会	スポーツ振興計画(スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づく計画をいう。)の策定に関する事項の調査審議	16人以内	学識経験を有する者 市民 関係行政機関の職員 その他教育委員会が必要と認める者	審議期間
安城市文化振興計画策定審議会	文化振興計画の策定に関する事項の調査審議	10人以内	学識経験を有する者 市民 その他教育委員会が必要と認める者	審議期間

## ○安城市事務執行適正化第三者委員会規則

令和5年9月27日安城市規則第54号

## 安城市事務執行適正化第三者委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例(平成25年安城市条例第34号)第5条の規定に基づき、安城市事務執行適正化第三者委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会に、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、調査審議する事項に応じ、市長が適当と認める課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

5 経 営 第 1 7 号  
令和5年10月4日

安城市事務執行適正化第三者委員会会長 様

安城市長 三 星 元 人

不適正な事務執行の事実関係及び再発防止策等に関する調査審議について  
(諮問)

令和4年11月に生活保護の相談で来庁された外国人に対し、職員による誤った対応及び不適切な発言があった事実について調査を行っていただくため、安城市事務執行適正化第三者委員会規則第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 外国人の生活保護に関する誤った対応等の事実関係の調査について
- (2) 事実に対する原因究明及び再発防止策について

2 諮問理由

本市職員が、生活保護制度上、誤ったことをお伝えし、また生活に困窮し不安を抱える相談者に対して配慮を欠いた発言をいたしました。

今後、適正かつ適切な行政の執行を確保するため、公正・中立な立場から本事案につき検証を行い、専門的な知識を活かして再発防止策を検討していただきたく、貴審議会に諮問するものです。

内 容：会話

録音日：2022年11月22日

場 所：

発言者は下記のように立っています。

○A：女性（弁護士）

○B：男性

○C：女性

○D：女性

○E：女性

○…：不明

【備考】

- A 有効な在留カードですよ。
- B 私たちはそのような認識はないです。居住関係を明確にするというと、やはりきちんとそこにお住まいになっているという。
- A うん、住んです。
- 5 ○B 管理者との合意もあることをもって居住関係とは……。
- A いやいや、どこにそんなの書いてあるんですか。どこに、有効な契約があることが前提必須ってどこに書いてあるんですか。もうそこですよ。何で勝手な条文、条文に要件をどんどん付け加えられてるんですか。どんどんどんどん狭くする目的でってことですか、それは。
- 10 ○B うーん、外国籍の方に、いわゆるホームレスというのはないということには聞いてはいるんですよ。
- A うん？ どういうことですか、ホームレスがないって。
- E ……ホームレス……ってる人いるでしょう。
- A うん。
- 15 ○E いっぱいいる……。
- B ……の中に、現在地とって、そのホームレスの方に対する保護の規定もあるんですけど、外国人のやつは、それはないよというふうにはなっているんですよ。
- A うん？それが本件とどう関係するんですか。
- B 居所を失ってしまった外国籍の方は基本的にはやはり自国の援助を求めてもらうと
- 20 いうのが大前提……。
- A ごめんなさい、ホームレスじゃないんですよ、彼女。
- C それは、彼女たちが、申し訳ないけど、ルール違反で不法占拠して住んでるから屋根があるだけでしょう。
- A ええと、ごめんなさい。
- 25 ○C 何でその状態をホームレスじゃないと言えます？
- A え？ どう、どういう意味ですか。で、ホームレス……じゃあホームレスだったらどうなるんですか、彼女。
- C ホームレスだったら、もう生活保護とかでは、もうごめんなさい、助けることができないので。
- 30 ○A ふうん、じゃあホームレスじゃないからいいですね、別に。

- C それは違います……。
- A ホームレスになれないですよ、1歳の赤ちゃん抱えてたら。
- C だから、申し訳ないけど、例えばね、最悪、強制送還か何か分からないけども、そう……。
- 5 ○A 強制送還なわけじゃないですよ。ちゃんと在留資格あるのに、何で強制送還なんですか。
- B 在留資格の取消し対象にはなってるような気がしますけどね。
- A え？どこがですか、どういうところですか。
- C 不法占拠状態で、それは在留資格と言えるんですか。
- 10 ○A え、別に、何を言えるんですか。ごめんなさい、ちょっとすごく抽象的な話ししかされてないし、あんまりちょっと制度、分かれてないような気がするんですけど、在留資格に関して。
- B 今だと、住居地が虚偽の状態なんじゃないかなというふうに私……。
- A 虚偽じゃないですって、本当に。私、入管業務もやってますので。
- 15 ○B お金も払ってないところに住んでることを。
- A いやいや、あのすみません。
- B 住居地として認めるかどうかというところ……。
- A 入管が住所に関して申告させようとしているのは、外国人をちゃんと管理できるように、どこにいるのかということ把握するためですよ。
- 20 ○C けど。
- A なので、どこにいるかを示しているわけですから、在留関係を明らかにしてるじゃないですか。
- C けど、今この瞬間は確かにここにいらっしゃるんですけど、ここを出ていかないかんのですよ。
- 25 ○A だから、困ってるって言ってるんじゃないですか。
- B 仮に生活保護の準用に適用なったとしても、引っ越し代を直ちに出すということは、日本人であっても基本的にないです。
- A あの、いいです、別に生活保護が出れば、何らかの対処をするしかないと思ってるので、法的な手続をやるとか。
- 30 ○B それこそ抽象的な話なんですけど、具体的にはどんな……。

- A 離婚手続をするか、もしくは旦那さんのほうから依頼を受けて破産をするとか。
- B 全然、住居地と……破産って……全く関係ないです。
- A でも借金、こっちの判決出てます。
- B 今、今、私が話しているのは、引っ越し代、出してほしいというような話もあった  
5 ……。
- A 引っ越し代もちろん出してほしいですよって。
- B それは、それを。
- A 出ないって言われるからですよ。
- B 日本人であっても、まず、いきなりは出せないんですね。
- 10 ○A うん、だから、まずはじゃあ、だったら生き延びるしかないですもんね。
- B ……生き延びようと思うんだったら、他方で、お子さんに関しては、保護する施設  
もありますし。お母さん……。
- A お子さんだけ連れて行くんですか。
- B 場合によってはあるとは思いますが。
- 15 ○A いや、そんなこと、かわいそ過ぎるじゃないですか。
- C だけど弁護士さん、しょうがないですよ、だって親。
- B ……ないのにかわいそうで……。
- C そう、親御さんがそんなに……。
- A だから、ごめんなさい、でも、いや、いいですよ、いいですよ。じゃあ、ごめんな  
20 さい、そういう話をされるからかわいそうだって言っただけで、別にだからどこが、  
どこの要件で切れるのかっていったら居住関係を明らかにしてるから問題ないでしょ  
うって、そういう話を、また戻ってくるんですけど。
- C うん、そう、居住関係が明らかだとおっしゃる……。
- A だから勝手に条文を膨らませて解釈で、違う要件まで加えてるから生活保護を受け  
25 られないということ言われてるわけでしょう。そんなことないと思いますよ。ちゃ  
んと彼女は在留関係を示す、今いるところを示す有効な在留カードを持ってるわけな  
ので。
- B ……有効と言うのかな。
- A だって実際、居住してるんですもん。
- 30 ○C 不法占拠であっても？

- A はい。
- C 不法占拠であっても、それって法律的に居住って言っていいんですか。
- A 言えます、言えます、居住ですもん。だってそこに住んでるんですもん。
- B ……たのが、どこにいるか明らかにするための届出ということですか。
- 5 ○A はい、そうですよ。だって、入管は今、どこにいるんだってね、確認されますもんね、外国人。
- … ええ、します、はい。
- A で、それを明らかにしないと、それ違反になるよっていうことで、どこに外国人がいるかっていうことを把握するのが入管なんですよ。
- 10 ○C それは……。
- A だから、彼女は、ここが契約切れていようがここを表示するしかないんですよ。
- C でも弁護士さん、契約切れてることを表示すること自体おかしくないですか。契約切れてるんだもん。本当は表示したら駄目ですよ。
- A ごめんなさい、居住を明らかにするところなんですって、だからこれが。契約切れていようが関係ないんですよ。入管は関係ないんです、どこにいるかを確認してるんです。
- 15 ○B じゃあ仮にそこを、例えば、私んちがね、勝手に表示されたときに、私は何を対抗もできない……。
- A それは虚偽です、だから。それは虚偽じゃないですか。
- 20 ○B ……虚偽ですね。
- C 虚偽ですよ。
- A いや、住んでるじゃないですか。だから何回も言うように。
- B ああ……ならばね。例えば、なので、どうしようかな、どこがいいかな、立ち入れるようなところ、公園でも何でもいいですわ、一般の人が立ち入れるところを届けたら、それは有効ってことでいいですかね、居住……。
- 25 ○A いや違いますよ、住んでないんですもん、だから。
- B じゃあそこに住んだら。
- A だって、ごめんなさい、住民登録ができないでしょう、そもそも。
- B 住民登録は別にどこでもできる……。
- 30 ○A 公園でできるんですか。

- B まあ、怒られはするでしょうけどね、本当にそこに住んで……。
- A いや、受け付けられないですよ。
- B ああ……。
- A ごめんなさい、だからちょっとその、何か変な例を出してもしょうがないと思うの  
5 で。
- B ……住める、住民票の……ができて。
- A いやだから、今の条文に、例えば有効な契約関係のある居住関係もしくは自分の所  
有の住居というふうに限定がされてたら、ああそうですね、そうなってますねって  
私言いますが、実際住んでるのここなので、ここしか表示ができないから、表示し  
10 てるじゃないですか、実際。うそついてないですもん、彼女は。
- C うそはついてないことはうちらも重々分かってるんです。
- A はい。
- C 何が問題かという、契約が切れてるところを不法占拠で住んでる、それを理由に  
して保護をくださいという、保護を申請したいと言ってらっしゃることが大問題なん  
15 ですよ。うちらも……。
- A だから、ごめんなさい……大問題とか抽象的な話じゃなくて、どこの条文に引っか  
かるかといったら今の話は引っかけられないと思いますよという話。だから再検討をお  
願いしますという話ししかできないです、こっちは。だってここ以外に示すところな  
いんですもん、彼女。居住関係を。
- 20 ○C だから、示すところないじゃなくて、示せないんですよ。厳密に言うと。今の彼女  
の状態は。
- A え？ごめんなさい、それで何？入管にそうやって言うんですか。示せないから抹消  
してくださいって言うんですか、ここに住んでるけどねって。役所がここ示してるか  
ら、有効な居住関係示してないって言うんだけどって言ってこればいいんですか。そ  
25 うやって相談するしか。
- C だって有効じゃないですよ、だって。
- A 有効ですよ、別に、居住関係は示してますよねって。
- C 有効……。
- A だから有効って、ごめんなさい、有効は在留カードにかかるんだから、何で有効な  
30 居住関係って、何か後ろからの文言をかけるんですか。

- C 日本語の解釈の問題。
- A うん、日本語の解釈ですよ、日本語間違ってると思いますけど。
- B これを御覧になったんですね。
- A はい、今言いましたよね。
- 5 ○B この捉え方がもう、ここままで1つの文節だと思うんですけどね。
- A だから何で文言が後ろからかかるんですか。有効な居住関係なんて言ってないですよ。入管もそんなの求めてないです。
- B じゃあどこにかかってくる？居住関係を明確にする有効な……。
- A 有効な在留カード、……有効な在留カードというものがあって、そこに事実の居住
- 10 関係を示してるで、それで終わりじゃないですか。
- B 居住関係の部分ですね、僕らが認識が違うのは。
- A だから、この居住関係が有効な契約じゃないと駄目だというのをどこに書いてあるんですか。
- B ああ、ああ、ちょっとようやく分かってきました。ここで、ここで、これでおしま
- 15 いで。
- A はい。
- B 居住関係が有効なということではないということですね、言ってることは。
- A はい、そうです、そうです。だって日本語ってそうじゃないですか、修飾語って先に、前に出しますよね、言葉って。こうこうこういう何とかって言うふうですよ。
- 20 ○B 明らかになっていけば、それでいいという……ですか。
- A そう、そういうことですよ。だって入管でもそれしか求められてないですもん。あなたの契約だろうがどうか関係ない。あなたはどこに住んでるというのが入館で、彼女たちはこういう在留登録している。
- B ……っている有効な在留カード。
- 25 ○A はい。問題ないですよ。
- B まあ、まあじゃあ文言の話は何となく分かりました。
- A はい。
- B この居住関係が明らかになってるかどうかということですよ、次はじゃあ。で、おっしゃるのは、居場所は明らかにするためだけのものだから関係ないよ、契約なんか関係ないよというのが。
- 30

- A うん、ここにいるとしか申告できないということです。いや、行く行くは出てい  
かないかんのは分かってますよ、もちろん。ずっと居座りやあいじゃんと言ってるつ  
もりはなくて、判決も見せてもらってるし、出ていかなきゃいけない状態は分かって  
るんですけど、じゃあ彼女はどこにいるのと言われてたらここと言うしかないんですよ。  
5 入管にも彼女はそうやって申告するしかないんですよ。
- C それは分かる。それは分かるんだけど。
- A だったらいいじゃないですか。だったら該当すると思いますけど。
- B でも、なので結局、居住関係のところに関して、私たちの認識だと契約とかがきち  
んとそこに住んで……この住んでいるという認識がね、そこにいるのか、そこに住ん  
10 でもいい状態になってるかどうかというだけの今、違いですよ。私たちがそこに住  
んでちゃいかん人が、この居住関係を明らかにしているというようなふうには思えて  
いないんですね。
- A それって例えば、じゃあ居候しているような人が、その居候させてもらってる  
ところの承諾書とか何か持って来いって言われてるんですか、毎回じゃあ。
- 15 ○B 居候というのは？
- A 例えば、知人のところに住んでる外国人がいて、そこを住所地に登録してた。で、  
だったら、その家主さんに承諾書をもってこいって言ってます？
- B 言いますね。日本人でも言います。日本人でも僕はあの、僕はどうか結局やっぱ  
りその。
- 20 ○A それって全件そうですか、全件そうなんですか。
- B 全件といっても、居候の方に関して言えば、本来やっぱりそこにいるべき人じゃな  
いからこそ、場合によって転居地とかも出すんですよ。逆に、そこにずっといてい  
んだったら僕らその引っ越し代費用とか出さないですもんね。
- A じゃあ彼女も何で出してもらえないんですか、逆にそうすると、引っ越し代出して  
25 あげてほしいですけど。
- B 今は外国籍とか日本国民とかの区別なく言ってるだけであって、そもそも彼女の場合  
は、生活保護法に基づく保護ではないので、外国人の、外国籍の方はあくまで市の  
準用措置でやるので、これに基づいて今進めているので、一番初めの前提の条件の部  
分がクリアされてるのかどうか、私たちの認識ではクリアされてないと思ってるだ  
30 けですね。今、例えばの話で、居候の人だったらそういう承諾を求めているのかという

御質問があったので、まあ日本、外国籍とか日本国籍とか関係なく、そこにいい人なのかどうかというのは、確認はします。

- A それは必須なんですか。
- B はい？
- 5 ○A 必須なんですか。確認はもう必須なんですか、承諾書とかを出せというふうで。
- B そうですね、住宅扶助という扶助がありますので、そういったものを出すのかどうかというところも検討するためには、そういったものは求めていますね。他人名義の家の場合であっても、そこにいいのかどうかっていうこと……。
- A 住宅扶助が、じゃあ出ないのはいいんですけど、別に生活保護は受け取ったっていいわけでしょう。
- 10 ○B 生活扶助という部分ですよ。
- A はい。
- B 生活扶助……。
- A 彼女に……。
- 15 ○B 日本人の場合……。
- A まあちょっと彼女なので、彼女の話しますと、その住宅扶助が出ないのは、じゃあそうだ。でも、生活扶助はじゃあ出るんじゃないですかって話ですよ、そしてら。
- B 彼女の場合は外国籍の方なので、まずその生活保護の要件という部分、生活保護の準用の要件に合ってるかどうかの検討のところでもまずつまずいてるので、日本人と仮定した場合は、その場合であれば、生活扶助というのは確かに出していることはあります。そこが、私たちが納得し得る内容で準用……。
- A 納得し得るってどうしたらいいんですか、そういう制度なのに。彼女はうそをついてないから、居住関係に関して。
- 25 ○C それが問題じゃないんですよ。
- B うそとかうそじゃないとかじゃなくて。
- A だから明確にしていますよねって、それだけ。
- B ……そこ。
- C そこが問題なんです。
- 30 ○B ああ、まあまあ。

- C そこが解釈の違い。
- A 解釈って、完全にハテナしちゃってると思いますけどね。
- B うーん。どんな人……旦那いるんだ。
- C 旦那、旦那いるけど……。
- 5 ○A 旦那さんはもう多分、刑務所に行って帰ってこないと思うので。
- B 出所したらどうなるんだろう……世帯的にも……どうなんだ。旦那さんって……予定なんですか。……XXXXXXXXXXって言うんですか……。……100%……一般常識で考えてください……。
- C でも、一般常識で考えると……。
- 10 ○A 母子手当？
- … 母子手当。
- A ……あかんでしょうね。日本で届出してるんですか。
- B あと厚労省も多分回答しない、一般常識で考え……何せ法律じゃない……。
- C ……膠着状態を打開するためには、うちらだけの話……では何にもならないと思うの
- 15 　　で。
- B ……県を通じてこの通知のここの部分に……。
- A してない。
- B この居住関係が明らかというところは、契約とかがちゃんと明らかにせなあかんものなのか、弁護士先生のおっしゃるような、とにかくそこにいるということが分か
- 20 りゃあそれでいいのかというところの確認をしたほうがいいのかも……。
- A お願いします。確認してほしいです。
- E 確認してもらったらいい。
- C ……膠着状態がずっと続くだけだもんで。
- B 今はどうやって暮らされてるんですか。
- 25 ○A いやもう光熱費も払ってなくて、そのうち止まるというような状態です。御飯食べるのもないって言ったから、今日、私、緊急で予定変更して来たので。
- C 11月8日に住宅供給公社から電話があって、11月9日の水曜日に……さんが弁護士と一緒に来るとのお話があったんですけど。
- A それはあれだよ、多分。
- 30 ○C このときは。



## アンケート結果（安城市全職員を対象としたもの）

## 1 回答者数

642人（対象者数：1,270人）

## 2 回答期間

令和5年10月31日（火）～令和5年11月10日（金）

## 3 回答集計

問1．あなたは来客者に対し、市職員が不適切な窓口対応する場面を見たことや聞いたことはありますか？

問2．市職員の外国人に対する意識に問題があると感じたことはありますか？

問1・問2 →両方はい	20人
問1→はい 問2→いいえ	44人
問1→いいえ 問2→はい	30人
問1・問2 →両方いいえ	548人
合計	642人

回答用紙

令和6年 1月 15日

《回答者》

所属 愛知県福祉局福祉部地域福祉課

氏名 XXXXXXXXXX

1 相談記録の内容に対する訂正有無 (〇をつけてください。)

有

無

別添資料を参照して下さい。

2 訂正内容 (訂正有の場合)

令和6年1月15日

安城市事務執行執行道正化第三者委員会

会長 藤田 哲 様

令和6年1月9日付けで依頼のありました、相談記録の内容に対する訂正の有無の確認につきましては、明確な誤りと思われる箇所はありません。

なお、当時の安城市担当職員からの質問要旨と当課担当の回答要旨について、下記のとおり参考資料として提出します。

愛知県福祉局福祉部地域福祉課

記

(質問要旨)

- ・数カ月前から県営住宅の家賃を滞納しており、明け渡し請求がされている外国人世帯。現在も当該住宅に暮らしているが、不法占拠状態となっている。
- ・母子世帯だが、夫は先日 [REDACTED] で逮捕されている。以前は夫の就労収入と手当で生活していた。
- ・夫が逮捕される以前から生活困窮の方で相談を受けており、住居確保給付金等の案内をしていたが、手続きがされなかった。子供だけでも見相の一時保護等を提案したが、母親とその支援に関わる弁護士が拒否している。当該世帯から保護の申請があった場合保護を適用すべきか？

(回答要旨)

- ・外国人世帯の保護の実施については自治事務であるため各市の判断に委ねられている。
  - ・生活保護を準用するためには、「有効な在留カード」を示す必要がある。話を聞く限り、不法占拠状態の住宅を居住地としている在留カードが有効なカードであるとは思えないが、カードの有効性については入国管理局に問い合わせてみてほしい。
- また、仮に有効な在留カードが呈示されない場合でも、市において当該世帯が急迫していると判断されるのであれば、保護することは可能である。

回答用紙

R6年 1月 10日

《回答者》

所属 名古屋出入国在留管理局 審査管理部門

氏名

1 相談記録の内容に対する訂正有無 (〇をつけてください。)

有                       無

2 訂正内容 (訂正有の場合)

。在留カードと市町村の住民登録が一致  
していなくても、  
在留カード自体は カードの有効期間内  
であれば、有効と判断される。

回答用紙

2024年 1月 10日

《回答者》

所属 在名古屋ブラジル総領事館

氏名 XXXXXXXXXX

1 相談記録の内容に対する訂正有無 (〇をつけてください。)

有

無

2 訂正内容 (訂正有の場合)

回答用紙

令和6年1月29日

《回答者》

所属 愛知県住宅供給公社 賃貸住宅課 東營・市営住宅グループ  
氏名 XXXXXXXXXX

1 相談記録の内容に対する訂正有無（○をつけてください。）

有

無

2 訂正内容（訂正有の場合）

別紙のとおり

【特記事項】令和4年11月4日

愛知県住宅供給公社の県営グループ県営・市営住宅グループ、■■氏に架電(052-954-1361)し情報共有。

同氏によると、主宅は家賃の長期滞納により、今年4月で県営住宅との賃貸借契約は解消されているため現在は不法に居所を占拠している状態とのこと。世帯主である▲▲氏は、度重なる督促にも応じず、話が出来た時にも危機感無く他人事のようにあったとのこと。賃貸借契約が切れた後は住宅供給公社の手を離れ、県と当事者の裁判になるため、いつが強制退去なのかは■■氏にも知らされていないとのこと。

▲▲氏が逮捕・拘留されたことは把握していなかったため、県に情報提供すること。

令和4年11月8日 入電

※福祉相談係記録から転記

愛知県住宅供給公社の市営・県営グループ県営・市営住宅グループ■■氏より入電(052-954-1361)。

以下、同氏より情報提供。

通訳を名乗る男性から入電あり、当該世帯の状況について教えてほしいと言われたが、個人情報保護のため断った。すると主が隣にいますと言ってから電話を代わり主の代わりに教えてもらえないか退去を何とか出来ないかと言われたが、主世帯は既に県の裁量下にあるため公社では何もできない主が県営住宅に住んでいるのであれば通知文が届いていると思うので、それを確認するようにと伝えたところ、明日9日に弁護士を連れて主と通訳で市役所に相談に行くと言っていたとのこと。

■■氏によれば、主世帯は家賃を約13ヶ月分滞納し、今年の4月に賃貸借契約が解消されているので、以降は現在に至るまで不法占拠状態であるとのこと。不法占拠状態の間は損害金が発生しており(7ヶ月間分)、これらを一括納付したとしても県が主世帯と和解するか否かは分からないとのこと。

■■氏が主の夫はどうして逮捕拘留されているのか訊ねたが、理由を言いたがらず教えてもらえなかったこと。

令和4年11月22日 架電

※福祉相談係記録から転記

愛知県住宅供給公社の賃貸住宅グループ県営・市営住宅グループ■■氏に架電(052-954-1361)、情報共有。

現在は県(建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室 担当:●●氏)が主世

帯と直接やり取りをしているため、強制執行の日時は知らされていないが、近日中である可能性が高いとのこと。公社には強制執行が完了した時に初めて知らせが入るとのこと。

令和4年11月24日 架電

愛知県住宅供給公社の県営・市営住宅グループ■■氏に架電(052-954-1361)。主が申請を出してきた場合、生活扶助料だけの生活保護になる可能性がある。仮に明渡しの強制執行となる際に、生活保護認定を理由に強制執行が止まってしまうと申し訳ないので、事前に情報共有した。

令和4年12月8日2日 入電

※福祉相談係◆◆氏記録を転記

愛知県住宅供給公社の■■氏より入電。

主の弁護士が「(主は)連帯保証人になっていないので、滞納した家賃を支払う義務は無い」と主張している件について回答。

民法第761条に「日常の家事に関する債務の連帯責任」という項目条文があり、婚姻生活の基礎である夫婦は連帯して債務の支払いにあたるべきとある。これを根拠とし、連帯保証人になっていないので家賃滞納を支払わないという主張は認められないとのこと。

仮に主が夫と離婚したとしても、婚姻関係にある間の滞納家賃であるために、直ちに債務が消滅するものでもないとのこと。

支払い方法などについては、愛知県建築課局の県営受託住宅管理室●●氏(052-954-6581)に連絡してほしいとのこと。もし今後、主が窓口で●●氏と話をする日時が分かれば、事前に連絡をもらえるとありがたいとのこと。

## 市に寄せられた市民の声の要約

分類		市長メール	ホームページ への問合せ	電話	計
R4.12.22 ～R5.1.31	市の対応に肯定的意見	62	23	50	135
	保護開始に疑問・反対	64	28	34	126
	市の対応に否定的意見	30	14	56	100
	その他	2	2	0	4
	小計	158	67	140	365
R5.2.1～ R5.6.21	不明	0	0	4	4
	小計	0	0	4	4
R5.6.22～ R5.7.6	市に対して肯定的・好意的な意見	34	22	18	74
	市に対して否定的・批判的な意見	19	5	26	50
	どちらでもない意見	0	2	7	9
	小計	53	29	51	133
<b>総計</b>		<b>211</b>	<b>96</b>	<b>195</b>	<b>502</b>

## ○生活保護法による保護の実施要領について

(昭和38年4月1日)

(社発第246号)

(各都道府県知事・各指定都市長あて厚生省社会局長通知)

標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配意されたい。

なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準(昭和38年4月厚生省告示第158号)をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。

おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。

また、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。

## 第1 世帯の認定

1 居住を一にしていなくても、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうこと。

- (1) 出かせぎしている場合
- (2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
- (3) 夫婦間又は親の未成熟の子(中学3年以下の子をいう。以下同じ。)に対する関係(以下「生活保持義務関係」という。)にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合
- (4) 行商又は勤務等の関係上子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
- (5) 病気治療のため病院等に入院又は入所(介護老人保健施設への入所に限る。2の(5)(ウを除く。))及び(6)並びに第2の1において同じ。)している場合
- (6) 職業能力開発校等に入所している場合
- (7) その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合

2 同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。ただし、これらのうち(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)については、特に機械的に取り扱うことなく、世帯の状況及び地域の生活実態を十分考慮したうえ実施すること。また、(6)又は(7)に該当する者と生活保持義務関係にある者が同一世帯内にある場合には、(6)又は(7)に該当する者とともに分離の対象として差しつかえない。

- (1) 世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合
- (2) 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき(直系血族の世帯に転入した場合にあつては、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となるときに限る。)
- (3) 保護を要しない者が被保護世帯に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であつて、同一世帯として認定することが適当でないとき(当該転入者がその世帯の世帯員のいずれに対しても生活保持義務関係にない場合に限る。)
- (4) 次に掲げる場合であつて、当該要保護者がいわゆる寝たきり老人、重度の心身障害者等で常時の介護又は監視を要する者であるとき(世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)
- ア 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に属している場合
- イ ア以外の場合であつて、要保護者に対し生活保持義務関係にある者の収入が自己の一般生活費以下の場合
- (5) 次に掲げる場合であつて、その者を出身世帯員と同一世帯として認定することが出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められるとき
- ア 6か月以上の入院又は入所を要する患者等に対して出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にない場合(世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)
- イ 出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者が属している長期入院患者等であつて、入院又は入所期間がすでに1年をこえ、かつ、引き続き長期間にわたり入院又は入所を要する場合(世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)
- ウ ア又はイに該当することにより世帯分離された者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の公費負担を受けて引き続き入院している場合又は引き続きその更生を目的とする施設に入所している場合
- エ イ又はウに該当することにより世帯分離された者が、退院又は退所後6か月以内に再入院若しくは再入所し、長期間にわたり入院若しくは入所を要する場合(世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)
- (6) (5)のア、イ及びエ以外の場合で、6か月以上入院又は入所を要する患者等の出身世帯員のうち入院患者等に対し生活保持義務関係にない者が収入を得ており、当該入院患者等と同一世帯として認定することがその者の自立助長を著しく阻害すると認められるとき(世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)
- (7) 同一世帯員のいずれかに対し生活保持義務関係にない者が収入を得ている場合であつて、結婚、転職等のため1年以内において自立し同一世帯に属さないようになると認められるとき

- (8) 救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは介護老人福祉施設、障害者支援施設又は児童福祉施設(障害児入所施設に限る。)の入所者(障害者支援施設については、重度の障害を有するため入所期間の長期化が見込まれるものに限る。)と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合(保護を受けることとなる者とその者に対し生活保持義務関係にある者とが分離されることとなる場合については、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となるときに限る。)
- 3 高等学校(定時制及び通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部専攻科、高等専門学校、専修学校又は各種学校(以下「高等学校等」という。)に就学し卒業することが世帯の自立助長に効果的と認められる場合については、就学しながら、保護を受けることができるものとして差し支えないこと。  
ただし、専修学校又は各種学校については、高等学校又は高等専門学校での就学に準ずるものと認められるものであって、その者がかつて高等学校等を修了したことがない場合であること。
- 4 次の各要件のいずれにも該当する者については、夜間大学等で就学しながら、保護を受けることができるものとして差しつかえないこと。  
(1) その者の能力、経歴、健康状態、世帯の事情等を総合的に勘案の上、稼働能力を有する場合には十分それを活用していると認められること。  
(2) 就学が世帯の自立助長に効果的であること。
- 5 次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。  
(1) 保護開始時において、現に大学で就学している者が、その課程を修了するまでの間であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合  
(2) 次の貸与金、給付金等を受けて大学で就学する場合  
ア 大学等における修学の支援に関する法律に基づく学資支給及び授業料等減免  
イ 独立行政法人日本学生支援機構法による貸与金又は給付金  
ウ 国の補助を受けて行われる就学資金に係る貸与金であってイに準ずるもの  
エ 地方公共団体が実施する就学資金に係る貸与金又は給付金(ウに該当するものを除く。)であってイに準ずるもの  
オ 大学が実施する貸与金、給付金等であって、保護の実施機関が適当と認めるもの  
(3) 生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で就学する場合であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合
- 6 同一世帯に属していると認められるものであっても、次の者については別世帯として取り扱うこと。  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に定める特定中国残留邦人等(以下「特定中国残留邦人等」という。)及び同法に定める特定配偶者等(以下「特定配偶者等」という。)

## 第2 実施責任

- 1 居住地のない入院患者又は介護老人保健施設入所者については、原則としてその現在地である当該医療機関又は介護老人保健施設の所在地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うものであるが、次の場合には、それぞれ当該各項によること。  
(1) 保護を受けていなかった単身者で居住地のないものが入院又は入所した場合は、医療扶助若しくは介護扶助又は入院若しくは入所に伴う生活扶助の適用について、保護の申請又は保護の申請権者からはじめて保護の実施機関に連絡のあった時点における、要保護者の現在地(ただし、当該単身者が急病により入院した場合であって、発病地を所管する保護の実施機関に対し申請又は連絡を行なうことができない事情にあったことが立証され、かつ、入院後直ちに保護の実施機関に申請又は連絡があった場合は、発病地とする。)を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うこと。  
(2) 入院又は入所前の居住地に本人の家財等が保管され又は同地と同一管内地域に確実な帰来引受先がある場合であって、本人が退院又は退所後必ずその地域に居住することが予定されているときは、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任(居住地保護の例による。)を負うこと。  
(3) (2)のほか、入院若しくは入所と同時に居住地を失ない、又は入院若しくは入所後(入院又は入所後において住宅費が認定されていた場合には、当該住宅費が認定されなくなった日以後)3箇月以内に入院又は入所を原因として居住地を失なった者(入院又は入所後3箇月を経過した後において保護を申請した者であって、申請時において居住地がなかったものを除く。)については、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任(現在地保護の例による。)を負うこと。
- 2 居住地のない被保護者又は要保護者について、保護の実施機関が、所管区域内に適当な指定医療機関がないか、あっても満床のため、所管区域外の指定医療機関に医療を委託した場合及び治療の必要上から所管区域外の指定医療機関に委託替えした場合(生活保護法による医療扶助を適用されている患者が自発的に転院転所をした場合であって、客観的に保護の実施機関において委託替えすべきであったと認められるときを含む。)には、当該医療の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任(1の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。)を負うこと。
- 3 居住地のない介護老人保健施設又は介護療養型医療施設入所者であって、法による介護扶助を適用されている被保護者が、当該保護の実施機関の所管区域外の指定介護機関に転院、転所をした場合には、当該介護扶助の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任(1の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。)を負うこと。

- 4 単身の被保護者(入所と同時に保護を開始される者を含む。)が国立保養所又は結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定めること。ただし、病院又は療養所から直ちに結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、病院又は療養所に入院又は入所中における保護の実施機関にあるものとする。
- 5 保護施設及び日常生活支援住居施設に入所している者が病院、介護老人保健施設若しくは療養所に入院若しくは入所した場合又は保護施設を退所し、引き続き保護施設通所事業を利用した場合には、入院若しくは入所又は通所している期間中(保護施設通所事業については1年以内に限る。)、当該施設に入所していたときの保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこと。
- 6 被保護者が老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した場合は、その者の入所期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこと。
- 7 老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が病院、介護老人保健施設又は療養所に入院又は入所した場合で当該入所措置廃止と同時に保護を開始されるときその者に対する保護の実施責任は、当該施設に入所中その者に対し保護の実施責任を負う保護の実施機関にあるものとする。
- 8 保護を受けていない介護老人福祉施設入所者から保護の申請があった場合のその者に対する実施責任は、当該施設所在地を所管する保護の実施機関にあるものとする。ただし、第1の規定により出身世帯と同一世帯と認定されるべき場合は、この限りでない。
- 9 被保護者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居した場合は、その者の入所又は入居期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこと。  
なお、当該者が入所又は入居前に属していた世帯が移転した場合でも、12の(1)の取扱いに拠らず、その世帯が従前居住していた地に居住地があるものと認定すること。
- 10 児童福祉施設(障害児入所施設に限る。)に入所している者に対する保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定めること。
- 11 法第18条第2項第1号の規定に基づく死亡した被保護者の葬祭を行なう者に対する葬祭扶助の実施責任は、死亡した被保護者に対する保護の実施機関が負うものとする。
- 12 居住地又は現在地の認定は次によること。
  - (1) 第1の1によって同一世帯員と認定された者については、出身世帯の居住する地に居住地があるものと認定し、また、出身世帯が移転した場合には、その移転先を居住地と認定すること。
  - (2) (1)の場合において、出身世帯が分散している等のためその出身世帯の居住地が明らかでないときは、そのうち、生活の本拠として最も安定性のある地を居住地と認定すること。ただし、これによりがたいときは、出身世帯の生計中心者のいる地を居住地と認定すること。  
なお、出身世帯員に安定した居住地がないときは、居住地がない者と認定すること。
  - (3) 刑務所又は少年院より釈放され、又は仮釈放された者について帰住地がある場合であって、帰住先が出身世帯であるときは、その帰住地を居住地とし、そうでないときは、その帰住地を現在地とみなすこと。
  - (4) 次に掲げる施設に収容されている者又は入所している者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、現在地保護を行うこと。  
ただし、左記の施設入所者の多くが配偶者からの暴力の被害者である現状にかんがみ、当該被害者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合には、それによることとして差しつかえない。  
ア 売春防止法による婦人保護施設又は婦人相談所の行う一時保護の施設  
イ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」による婦人相談所が自ら行う又は委託して行う一時保護の施設

### 第3 資産の活用

資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いは、次に掲げるところによること。ただし、保有の限度を超える資産であっても、次官通知第3の3から5までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えない。

また、要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証する資料がある場合には、提出を求めること。

なお、不動産の保有状況については、定期的に申告を行わせるとともに、必要がある場合は更に訪問調査等を行うこと。

#### 1 土地

##### (1) 宅地

次に掲げるものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金(生活福祉資金貸付制度要綱に基づく「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」をいう。以下同じ。)の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

ア 当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地で、建築基準法第52条及び第53条に規定する必要な面積のもの

イ 農業その他の事業の用に供される土地で、事業遂行上必要最小限度の面積のもの

##### (2) 田畑

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

- ア 当該地域の農家の平均耕作面積、当該世帯の稼働人員等から判断して適当と認められるものであること。
- イ 当該世帯の世帯員が現に耕作しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に耕作することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

### (3) 山林及び原野

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

- ア 事業用(植林事業を除く。)又は薪炭の自給用若しくは採草地用として必要なものであって、当該地域の低所得世帯との均衡を失すことにならないと認められる面積のもの。
- イ 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

## 2 家屋

### (1) 当該世帯の居住の用に供される家屋

保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

なお、保有を認められるものであっても、当該世帯の人員、構成等から判断して部屋数に余裕があると認められる場合は、間貸しにより活用させること。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

### (2) その他の家屋

ア 事業の用に供される家屋で、営業種別、地理的条件等から判断して、その家屋の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失すことにならないと認められる規模のものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

イ 貸家は、保有を認めないこと。ただし、当該世帯の要保護推定期間(おおむね3年以内とする。)における家賃の合計が売却代金よりも多いと認められる場合は、保有を認め、貸家として活用させること。

## 3 事業用品

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

- (1) 事業用設備、事業用機械器具、商品、家畜であって、営業種目、地理的条件等から判断して、これらの物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失すことにならないと認められる程度のものであること。
- (2) 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となるものが、おおむね1年以内(事業用設備については3年以内)に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの。

## 4 生活用品

### (1) 家具什器及び衣類寝具

当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があると認められる品目及び数量は、保有を認めること。

### (2) 趣味装飾品

処分価値の小さいものは、保有を認めること。

### (3) 貴金属及び債券

保有を認めないこと。

### (4) その他の物品

ア 処分価値の小さいものは、保有を認めること。

イ ア以外の物品については、当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失すことにならないと認められるものは、保有を認めること。

## 5 判断基準

1の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地、及び2の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋であって、当該ただし書きにいう処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行うこと。

## 第4 稼働能力の活用

1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行

ったかどうかを踏まえ行うこと。

- 4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。

## 第5 扶養義務の取扱い

### 1 扶養義務者の存否の確認について

- (1) 保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。

ア 絶対的扶養義務者

イ アを除く3親等以内の親族のうち、実際に家庭裁判所において扶養義務創設の審判がなされる蓋然性が高い、次のような状況にある者(以下「相対的扶養義務者となり得る者」という。)

(ア) 現に当該要保護者又はその世帯に属する者を扶養している者

(イ) 過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

- (2) 扶養義務者の範囲は、次表のとおりであること。

親等表 (略)

- (3) 扶養義務者としての「兄弟姉妹」とは、父母の一方のみを同じくするものを含むものであること。

### 2 扶養能力の調査について

- (1) 1により把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、調査にあたっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子どもの預かり等(以下「精神的な支援」という。)の可能性についても確認するものとする。

- (2) 次に掲げる者(以下「重点的扶養能力調査対象者」という。)については、更にアからエにより扶養能力を調査すること。

① 生活保持義務関係にある者

② ①以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者

③ ①、②以外の、過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

ア 重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管内に居住する場合には、実地につき調査すること。

重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管外に居住する場合には、まずその者に書面により回答期限を付して照会することとし、期限までに回答がないときは、再度期限を付して照会を行うこととし、なお回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。ただし、重点的扶養能力調査対象者に対して直接照会することが真に適当でないと認められる場合には、まず関係機関等に対して照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。

なお、相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、できれば実地につき調査すること。

イ 調査は、重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について行うこと。

ウ アの調査依頼を受けた保護の実施機関は、原則として3週間以内に調査の上回答すること。

エ 調査に際しては、重点的扶養能力調査対象者に要保護者の生活困窮の実情をよく伝え、形式的にわたらないよう留意すること。

- (3) 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者については、次により扶養能力を調査すること。なお、実施機関の判断により、重点的扶養能力調査対象者に対する調査方法を援用しても差しつかえない。

ア 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者への照会は、原則として書面により回答期限を付して行うこと。なお、実施機関の判断により電話連絡により行うこととしても差しつかえないが、不在等により連絡が取れない場合については、再度の照会又は書面による照会を行うこと。また、電話連絡により照会した場合については、その結果及び聴取した内容をケース記録に記載するとともに、金銭的な援助が得られる場合については、その援助の内容について書面での提出を求めること。

イ 実施機関において重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対して直接照会することが真に適当でないと認められる場合には、扶養の可能性が期待できないものとして取り扱うこと。

ウ 照会の際には要保護者の生活困窮の実情をよく伝えるとともに、重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等の把握に努めること。

- (4) 扶養の程度及び方法の認定は、実情に即し、実効のあがるように行うものとし、扶養義務者の了解を得られるよう努めること。この場合、扶養においては要保護者と扶養義務者との関係が一義的であるので、要保護

者をして直接扶養義務者への依頼に努めさせるよう指導すること。

(5) 扶養の程度は、次の標準によること。

- ア 生活保持義務関係(第1の2の(4)のイ、同(5)のイ若しくはエ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係を除く。)においては、扶養義務者の最低生活費を超過する部分
- イ 第1の2の(4)のイ、同(5)のイ若しくはエ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係並びに直系血族(生活保持義務関係にある者を除く。)兄弟姉妹及び相対的扶養義務者の関係(以下「生活扶助義務関係」という。)においては、社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損わない限度

(6) 扶養の程度の認定に当たっては、次の事項に留意すること。

- ア 扶養義務者が生計中心者であるかどうか等その世帯内における地位等を考慮すること。
- イ 重点的扶養能力調査対象者以外の者が要保護者を引き取ってすでになんらかの援助を行っていた場合は、その事情を考慮すること。

3 扶養義務者への通知について

保護の開始の申請をした要保護者について、保護の開始の決定をしようとする場合で、要保護者の扶養義務者に対する扶養能力の調査によって、法第77条第1項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合は、要保護者の氏名及び保護の開始の申請があった日を記載した書面を作成し、要保護者に保護の開始の決定をするまでの間に通知すること。

4 扶養の履行について

(1) 扶養能力の調査によって、要保護者の扶養義務者のうち、法第77条第1項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合は、書面により履行しない理由について報告を求めること。

(2) 重点的扶養能力調査対象者が十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること。この場合において、要保護者にその申立てを行わせることが適当でないと判断されるときは、社会福祉主事が要保護者の委任を受けて申立ての代行を行ってもよいこと。なお、重点的扶養能力調査対象者以外の者について家庭裁判所に対して調停等を申立てることを妨げるものではない。

(3) (2)の場合において、必要があるときは、(2)の手續の進行と平行してとりあえず必要な保護を行ない、家庭裁判所の決定があった後、法第77条の規定により、扶養義務者から、扶養可能額の範囲内において、保護に要した費用を徴収する等の方法も考慮すること。

なお、法第77条の規定による費用徴収を行なうに当たっては、扶養権利者が保護を受けた当時において、当該扶養義務者が法律上の扶養義務者であり、かつ、扶養能力があったこと及び現在当該扶養義務者に費用償還能力があることを確認すること。

(4) 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合は、すみやかに、扶養能力の調査を行い、必要に応じて(1)の報告を求めたうえ、再認定等適宜の処理を行うこと。

なお、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度は行うこと。

第6 他法他施策の活用

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。

- 1 身体障害者福祉法
- 2 児童福祉法
- 3 知的障害者福祉法
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 5 老人福祉法
- 6 売春防止法
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 8 災害救助法
- 9 農業保険法
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 11 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 12 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- 13 公害健康被害の補償等に関する法律
- 14 特別支援学校への就学奨励に関する法律
- 15 健康保険法
- 16 厚生年金保険法
- 17 恩給法
- 18 各共済組合法
- 19 雇用保険法
- 20 労働者災害補償保険法
- 21 石綿による健康被害の救済に関する法律

- 22 国民健康保険法
- 23 国民年金法
- 24 高齢者の医療の確保に関する法律
- 25 介護保険法
- 26 児童扶養手当法
- 27 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- 28 児童手当法
- 29 戦傷病者戦没者遺族等援護法
- 30 未帰還者留守家族等援護法
- 31 引揚者給付金等支給法
- 32 自動車損害賠償保障法
- 33 墓地、埋葬等に関する法律
- 34 母子及び父子並びに寡婦福祉法
- 35 母子保健法
- 36 学校保健安全法
- 37 生活福祉資金
- 38 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
- 39 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
- 40 年金生活者支援給付金の支給に関する法律

第7 最低生活費の認定

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行なわなければならないこと。

1 級地基準の適用

級地基準の適用は、原則として世帯の居住地又は現在地によるものであるが、2(一般生活費)に特別の定めがある場合のほか、次に掲げる場合は、例外的に、それぞれ当該各項によるものとする。

- (1) 葬祭扶助については、葬祭地の級地基準によること。
- (2) 旅先等で急迫保護を必要とする場合は、当該要保護者の現在地の級地基準によること。

2 一般生活費

(1) 基準生活費

ア 傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児(1歳の誕生日の前日までの間にある児童をいう。)が世帯員にいる場合であって、保護の基準別表第1第1章の1の(1)に規定する地区別冬季加算額によりがたいときは、地区別冬季加算額に1.3を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げた額とする。)の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、保護受給中の者について、冬季加算認定期間(各地区区分ごとに設定されている冬季加算を認定する期間をいう。)における月の途中で新たに冬季加算に係る特別基準を認定し、又は認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から当該特別基準の認定変更を行うこと。

ただし、月の途中で保護開始となった場合又は保護廃止となった場合など、冬季加算について日割計算により認定する場合は、冬季加算に係る特別基準についても日割計算により認定を行うこと。

イ 同一の月において入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するとき(保護受給中の者で入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費を算定されていたものが、月の途中で退院又は退所する場合をいう。)における居宅基準生活費は、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間を除いた日数に応じて計上すること。

なお、保護の基準別表第1第1章の3に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するときも同様とすること。

ウ 同一の月において救護施設等基準生活費(保護の基準別表第1の第一章の2に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費をいう。以下同じ。)と居宅基準生活費をあわせて計上するときにおける居宅基準生活費は、救護施設等基準生活費が計上される期間の初日又は末日を含めた日数に応じて計上すること。

エ 救護施設等基準生活費は、当該施設に入所した日から退所の日まで計上すること。

ただし、居宅基準生活費を算定されている者が、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知)に基づき救護施設等に一時入所する場合、当該一時入所期間中については、居宅基準生活費の変更は要しないものとする。

オ イ、ウ及びエによるほか、出かせぎ等により1箇月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする世帯員については、所在を異にするに至った日の翌日から再び所在を一にするに至った日の前日まで他の世帯員とは別に一般生活費を計上すること。

カ 入院患者に付添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について基準生活費の算定上特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえない。

なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額②(以下「第1類費基準額②」という。)に0.25を乗じて得た額を計上すること。ただし、第1類費基準額②の額が同表中基準額①(以下「第1類費基準額①」という。)に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「基準額②(以下「第1類費基準額②」という。))を「第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

キ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間における期末一時扶助費又は各種加算については、その期間当該被保護者が所在する地の級地基準による額を適用すること。

ク オにより別に計上する一般生活費については、その者の所在する地の級地基準による額を適用すること。

ケ 救護施設等基準生活費(期末一時扶助費及び各種加算を含む。)は、当該施設所在地の級地基準により計上すること。ただし、2級地又は3級地に所在する保護施設に入所している者について、1級上の級地の基準を、特別基準の設定があったものとして適用して差しつかえないこと。

コ オにより他の世帯員と別に一般生活費を計上する場合、保護の基準別表第1第1章の1の第2類の表に定める額については、出身世帯員の人員の世帯に適用される額と世帯人員一人の世帯に適用される額とを計上すること。

なお、第7の2の(4)のイにより居宅基準生活費を計上する場合も同様とすること。

サ 特定中国残留邦人等及び特定配偶者等と同居している世帯に係る基準生活費は、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等を同一世帯員とみなした場合に算出される当該基準生活費の額から当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に係る基準生活費の額を減じた額とする。

## (2) 加算

各加算の取扱いは、次によること。

### ア 妊産婦加算

(ア) 妊産婦加算の計上は、届出によって行なうものとし、妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定は、母子健康手帳又は保護の実施機関の指定する医師若しくは助産師の診断により行なうこと。

(イ) 保護受給中の者につき、妊娠月数が月の途中で変わる場合にはその翌月から妊産婦加算の額の変更を行なうこと。

(ウ) 産婦加算を行なう期間は、専ら母乳によって乳児をほ育する産婦については6箇月間とし、その他の者については3箇月間とすること。

(エ) (ウ)の規定にかかわらず、保護受給中の者が出産したときは、当該月は妊産婦加算を行ない、翌月から5箇月間(専ら母乳によって乳児をほ育する産婦以外の者については2箇月間)を限度として産婦加算を行なうこと。

(オ) 妊娠4箇月以後において人工妊娠中絶を行なった場合及び死産(妊娠4箇月以後の死児の出産)の場合には、3箇月間(保護受給中の者については翌月から2箇月間)産婦加算を行なうこと。

(カ) 妊婦又は産婦から保護の開始の申請があった場合には、申請月においても加算を行なうこと。

### イ 削除

### ウ 削除

### エ 障害者加算

(ア) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

(イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

(ウ) 保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行なうこと。ただし、保護の基準別表第1第2章の2の(5)にいう障害者加算を行なうべき者については、その事由の生じた日から日割計算により加算の認定変更を行なって差しつかえないこと。

(エ) 障害者加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。

なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生活費をあわせて計上する場合においては、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。

(オ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、105,800円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

### オ 介護施設入所者加算

月の途中で新たに介護施設入所者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときの加算の認定又は認定変更は、(4)に定める介護施設入所者基本生活費の算定の例によること。

### カ 在宅患者加算

(ア) 給食のない病院等に入院又は入所している患者については、在宅療養者に準じて在宅患者加算を行なって差しつかえないこと。

- (イ) 結核患者であって現に治療を受けていない場合における加算認定更新は、最長6か月の期間ごとに行なうこと。
- (ウ) 保護受給中の者について、月の途中で新たに在宅患者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。

#### キ 放射線障害者加算

- (ア) 保護受給中の者について、月の途中で新たに放射線障害者加算を認定し、又はその認定を変更すべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。
- (イ) 保護の基準別表第1第2章の5の(1)のイ及び(2)のイに規定する厚生労働大臣の認定については、次に掲げる事項を記載した申請書に、保護の実施機関の指定する医師の意見書及び当該負傷又は疾病に係る検査成績を記載した書類並びに当該世帯の保護適用状況を示す書類を添えて、厚生労働大臣に提出すること。
  - a 認定を受けようとする患者の氏名、性別、生年月日、居住地及び職業
  - b (1)のイ又は(2)のイの別
  - c 負傷又は疾病の名称
  - d 放射線を浴びたことに起因すると思われる自覚症状の経過
  - e 放射線を浴びたことに起因すると思われる負傷又は疾病について受けた医療の概要
  - f 放射線を浴びた当時の状況並びに浴びた放射線の種類及び量

#### ク 児童養育加算

- (ア) 保護受給中の者について、月の途中で新たに児童養育加算(児童養育加算に係る経過的加算を含む)を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。
- (イ) 児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるものをいう。以下この(イ)において同じ。)の養育にあたる者が児童にも該当する場合は、当該養育にあたる児童についても加算を計上して差しつかえない。

#### ケ 介護保険料加算

- (ア) 介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定すること。
- (イ) 月の途中で新たに介護保険料加算を認定し又は認定をやめるべき事由が生じたときであっても日割り計算を行う必要はないこと。

#### コ 母子加算

- (ア) 保護の基準別表第1第2章の8に規定する母子加算に係る経過的加算について、同一の者が保護の基準別表第1第2章の8の(2)のア及びイの要件をすべて満たす場合は、いずれか高い加算の額を計上すること。
- (イ) 保護の基準別表第1第2章の8の(3)にいう「これに準ずる状態にある」場合とは、次に掲げる場合のように、父母の一方又は両方が子の養育にあたることができない場合をいうものであること。
  - a 父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合
  - b 父母の一方又は両方が引き続き一年以上にわたって入院中又は法令により拘禁されている場合
  - c 父母の一方又は両方がおおむね1年以上(船舶の沈没等死亡の原因となるべき危難に遭遇したときは、その危難が去った後おおむね3箇月以上)にわたって行方不明の場合又は父母の一方又は両方が子を引き続き一年以上遺棄していると認められる場合
  - d 父母の一方が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた場合
- (ウ) 保護受給中の者について、月の途中で新たに母子加算(母子加算に係る経過的加算を含む。以下同じ。)を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の翌月から加算の認定変更を行うこと。
- (エ) 母子加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。  
なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生活費をあわせて計上する場合には、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。
- (オ) 児童のみで構成されている世帯については、原則として母子加算の適用は認められないが、扶養義務者又は知人等による養育が全くなされないため、その世帯における兄又は姉等が弟妹等の養育に当たらない場合、その兄又は姉等につき母子加算を受ける者に準ずるものとして母子加算の額(ただし、加算を受ける者については、児童として取り扱わないこと。)を加算して差しつかえないこと。
- (カ) 母子加算を受ける者が長期(おおむね1年以上)にわたって入院中の場合であっても、その者が精神疾患で入院している等のため全く児童の養育に当たることができなとき又は他に養育に当たるものがあるときのほかは、その者につき加算を適用して差しつかえないこと。

#### (3) 入院患者の基準生活費の算定について

- ア 病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く。以下同じ。)において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時扶助費は算定するものとする。
- イ 入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、第1類費基準額②に0.75を乗じて得た額及び保護の基準別表第1第1章の1の第2類の表に定める基準額

②(以下「第2類費基準額②」という。)に0.2を乗じて得た額の合計額(12月においては、当該合計額に期末一時扶助費を加えた額)とすること。ただし、第1類費基準額②に0.75を乗じて得た額と第2類費基準額②に0.2を乗じて得た額の合計額が、第1類費基準額①に0.75を乗じて得た額と同表中基準額①(以下「第2類費基準額①」という。)に0.2を乗じて得た額の合計額に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「第1類費基準額②」を「第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と、「基準額②(以下「第2類費基準額②」という。))」を「第2類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

ウ 保護受給中の者について、入院期間が1か月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を要しないものとする。

エ 保護受給中の者が月の中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)は要しないものとする。

オ 保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に入院している場合は、その日から入院患者日用品費を計上すること。

カ 救護施設、更生施設、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は介護施設に入所している者が入院した場合は、入院の日から入院患者日用品費を計上すること。

キ 入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を日割計算により行なうこと。ただし、退院と同時に介護施設に入所する場合はこの限りでない。

ク 入院患者日用品費は、原則として保護の基準別表第1第3章の1の(1)の基準額の全額(精神活動の減退等により日用品の需要の実態からその全額を必要としないもので、その状態が相当期間持続すると認められるものについては、基準額の85パーセントを標準として必要な額)を計上すること。

(4) 介護施設入所者基本生活費の算定について

ア 介護施設入所者基本生活費が算定される者については、基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時扶助は算定するものとする。

イ 保護受給中の者が月の中で介護施設に入所したときは、介護施設入所者基本生活費は入所日の属する月の翌月(入所の日が月の初日のときは当該月)から計上すること。この場合、入所月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)は要しないものとする。なお、入院患者日用品費が算定されている入院患者等が医療機関等から介護施設に入所した場合も同様であること。

ウ 保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に介護施設に入所している場合は、その日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

エ 救護施設、更生施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が介護施設に入所した場合には、入所の日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

オ 介護施設入所者が退所又は死亡した場合は、介護施設入所者基本生活費は退所等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を日割計算により行うこと。ただし、介護施設を退所し、その日から病院又は診療所に入院する場合には、退所の日における介護施設入所者基本生活費については、計上を要しないこと。

カ 介護施設入所者基本生活費は、原則として保護の基準別表第1第3章の2の(1)の基準額の全額を計上すること。

(5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。なお、(ア)から(ウ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(ア) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

a 保護開始時

b 長期入院・入所後退院・退所した場合

c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区別	金額
再生によることができる場合	1組につき14,200円以内
新規に購入を必要とする場合	1組につき20,800円以内

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服(平常着)が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合 1人当たり 14,600円以内

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金額	
	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から3月まで)
2人まで	20,600円以内	37,000円以内
4人まで	39,300円以内	62,700円以内
5人	50,500円以内	79,700円以内
6人以上1人を増すごとに加算する額	7,300円以内	10,900円以内

- (エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合 53,500円以内
- (オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合 4,500円以内
- (カ) 常時失禁状態にある患者(介護施設入所者を除く。)等が紙おむつ等を必要とする場合 月額 21,700円以内

イ 布団類支給にあたっては、その世帯の世帯人員、世帯構成、世帯員の健康状態、住居の広さ、布団類保有状況及び当該地域の低所得世帯との均衡を失しない限度において最低生活の維持に必要な支給量を決定すること。なお、その者が使用していたものを再生して使用させることを第一に考慮し、みだりに新製の布団類を支給することのないように留意すること。

#### (6) 家具什器費

##### ア 炊事用具、食器等の家具什器

被保護世帯が次の(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、32,300円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、51,500円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。

- (ア) 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。
- (イ) 単身の被保護世帯であり、当該単身者が長期入院・入所後に退院・退所し、新たに単身で居住を始める場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。
- (ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われぬ場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。
- (エ) 転居の場合であって、新旧住居の設備の相異により、現に所有している最低生活に直接必要な家具什器を使用することができず、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。
- (オ) 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

##### イ 暖房器具

被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、24,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が24,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、62,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

##### ウ 冷房器具

被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、62,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

##### エ 支給方法

アからウまでの場合においては、収入充当順位にかかわらず、現物給付の方法によること。ただし、現物給付の方法によることが適当でないと認められるときは、金銭給付の方法によっても差し支えないこと。

なお、これらの家具什器の購入に際して設置費用が別途必要な場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、アからウまでとは別に特別基準の設定があったものとして、当該家具什器の設置に必要な最小限度の額を設定して差し支えないこと。

#### (7) 移送費

ア 移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(サ)において別に定める

もののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。この場合、(ア)若しくは(イ)に該当する場合であって実施機関の委託により使役する者があるとき、(ウ)、(オ)、(コ)若しくは(シ)に該当する場合であって付添者を必要とするとき又は(エ)に該当する場合の被扶養者にあつては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費並びに日当(実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。)についても同様の取扱いとすること。

(ア) 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合

(イ) 要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合

(ウ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合

(エ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合

(オ) 被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であつて、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合

(カ) (オ)に掲げる施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員(被保護世帯に限る。)がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(キ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合

(ク) 被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合

(ケ) 被保護者(その委託による代理人を含む。)が、当該被保護者の配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族であつて他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して差しつかえない。

(コ) 被保護者が、配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

(サ) 被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。

この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。

(シ) 被保護者が出産又は妊婦健診(妊婦に対する健康診査についての望ましい基準(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)に基づき公費負担の限度となっている回数に限る)のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所、通院又は通所する場合

(ス) 刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員(被保護世帯に限る。)がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(セ) アルコールやその他薬物などの依存症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の活動を継続的に活用する場合若しくは当該事業や団体の実施する2泊3日以内の宿泊研修(原則として当該都道府県内に限る。)に参加する場合又は精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者若しくはその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合であつて、それがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。

(ソ) 被保護者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合

(タ) 被保護者が実施機関の被保護者健康管理支援事業に基づく受診勧奨による、健診(例えば、健康増進法に基づく健康診査)又は保健指導のため通院又は通所する場合

イ 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者等に対し移送費を支給する場合には、面接、調査、照会等により知った事情を、できるだけ詳細に、保護台帳、ケース記録等に記入し、警察官の証明書等を参考書類として添付する等、保護の経緯を明らかにしておくように留意し、その保護台帳の写を目的地の保護の実施機関にすみやかに送付すること。

## (8) 入学準備金

ア 小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部(以下「小学校等」という。)又は中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程(保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。)若しくは特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)に入学する児童又は生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。

小学校等入学時 64,300円以内

中学校等入学時 81,000円以内

イ 児童又は生徒が次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当した場合であって、就学期間中に学生服、ランドセル及び通学用かばん(以下このイにおいて「制服等」という。)の買い換えが必要であると保護の実施機関が認めた場合は、上記アに規定する額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(ア) 制服等が成長に伴って使用に耐えない状態にあると認められる場合

(イ) 制服等が通常の使用による損耗により使用に耐えない状態にあると認められる場合

(ウ) 制服等が災害等により消失又は使用に耐えない状態にあると認められる場合

(9) 就労活動促進費

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合については、イに定める額を認定して差し支えない。

(ア) 早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者

(イ) 次に掲げる活動要件をいずれも満たすこと。

a 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める「自立活動確認書」(以下「確認書」という。)に基づき、以下のbからdに定める求職活動を行っていること。なお、bからdに定める活動要件を超える活動内容を確認書で計画している場合には、実際の求職活動がbからdの要件を満たしていれば支給要件を満たしているものとして取り扱って差し支えない。

b 原則、月1回以上求職先の面接を受けている又は月3回以上求職先に応募していること(地域の求人状況等のやむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。)

c 原則、月1回以上保護の実施機関の面接を受けること(保護の実施機関との面接予定日に求職先の面接を受けることとなった場合など、求職活動上やむを得ない理由で保護の実施機関の面接を受けることができない場合はこの限りでない。)

d 確認書に基づく求職活動として、(a)から(c)までを組み合わせて原則週1回以上の活動を月6回以上行っていること(求職活動の要件を満たすセミナーの開催頻度が少ない等やむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。)

(a) 公共職業安定所における求職活動

公共職業安定所への求職申し込みを行ったうえで、以下の活動を行うこと。なお、1日に複数回行った場合でも1回として算定すること。

・ 公共職業安定所での職業相談及び職業紹介

(紹介状が発行されているにもかかわらず、正当な理由なく書類を提出しなかった場合や面接を受けなかった場合は、求職活動は行わなかったものとして取り扱う。)

・ 求職活動に必要な履歴書、職務経歴書の作り方や面接の受け方等をはじめ各種のセミナー等への参加。なお、公共職業安定所以外の機関が実施するセミナーは保護の実施機関が事前に認めたものに限りとする。(同内容のセミナーは1回に限り対象とする。)

(b) 「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」(平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める就労支援プログラムに基づき、保護の実施機関が行う就労支援への参加(本支援の中で(a)の活動を行った場合には当該活動は重複算定しない。)

(c) 「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」(平成25年3月29日雇児発0329第30号、社援発0329第77号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」別添「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」)に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業への参加

イ 就労活動促進費は、月額5,000円とする。

ウ 支給対象期間は、原則6か月以内とする。ただし、保護の実施機関が必要と認めた場合には、3か月以内の支給対象期間を2回まで(最長1年まで)延長できるものとする。

エ 支給は、本人の申請に基づき、局第7の2の(9)のアに定める要件を確認の上、行うこと。

オ 支給を開始した者については、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める「求職活動状況・収入申告書」により毎月、求職活動の実績について報告させること。また、アの(イ)のCにおける原則月1回以上の面接においても活動状況を確認すること。

カ 支給にあたっては、支給前1か月間の活動実績を確認することとし、原則としてその活動実績が支給要件を満たす場合に限り、支給すること。

キ 就労が決定した場合には、就労が決定した月まで支給対象とする。

ク 過去に支給した者は対象としない。ただし、保護廃止後、再度、保護開始となった場合であって、支給から5年が経過している場合にはこの限りでない。

(10) その他

ア 配電設備費

(ア) 被保護者が現に居住する家屋に配電設備が全くない場合には、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、配電設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難しいと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

(イ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けるよう指導すること。

#### イ 水道、井戸又は下水道設備費

(ア) 被保護者が最低限度の生活の維持のために水道若しくは井戸を設備することが真に必要であると認められ、かつ、その地域の殆ど世帯が水道若しくは井戸を設けているとき又は被保護者が市街地の中心部等に居住している場合であって、現在の下水(尿尿を除く。)処理の方法では当該世帯又は近隣の衛生を著しく損うことが認められ、かつ、下水道設備によるほか適当な処理方法がないときに限り、保護の基準別表第3の1補修費等住宅維持費の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして水道、井戸又は下水道設備の新設に必要な額を認定して差しつかえない。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

また、水道又は井戸の設備に係る特別基準の設定に当っては水道又は井戸の設備費のそれぞれを比較して廉価なものを設備すること。

(イ) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(ウ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては極力これを受けるように指導すること。

#### ウ 液化石油ガス設備費

(ア) 被保護者が最低限度の生活の維持のためにプロパンガス等液化石油ガス設備を設けることが真に必要であると認められ、かつ、その設置が近隣との均衡を失することにならないと認められる場合に限り、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして液化石油ガス設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

(イ) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(ウ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けるように指導すること。

#### エ 家財保管料

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設、無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないものについては、入院又は入所(入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下同じ。)後1年間を限度として月額14,000円の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。ただし、明らかに入院又は入所後1年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。

なお、入院又は入所後において保護の実施要領第7の4の(1)のエの(ア)により住宅費が認定されている場合には、12か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲において認定すること。

#### オ 家財処分料

借家等に居住する単身の被保護者が医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設、無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設等に入院若しくは入所し、又は有料老人ホーム若しくはサービス付き高齢者向け住宅に入居し、入院若しくは入所又は入居見込期間(入院若しくは入所又は入居後に被保護者となったときは、被保護者になった時から)が6か月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合で、敷金の返還金、他からの援助等によりそのための経費を賄うことができないものについては、家財の処分に必要最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえない。

#### カ 妊婦定期検診料

妊娠した被保護者が、妊娠期間中(妊娠後に被保護者となったときは、被保護者になった以降)市町村において行われる妊婦の健康診査事業を利用することができず、医療機関において定期検診を受ける場合は、公費負担により受診する場合を除き、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

#### キ 不動産鑑定費用等

保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用(社会福祉協議会による貸付審査により、貸付の利用に至らなかった場合も含む。)することに伴って必要となる不動産鑑定費用(社会福祉協議会が単位期間ごとに行う再評価に要する費用を除く。)、抵当権等の設定登記費用及びその他必要となる費用については、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

#### ク 除雪費

豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯をいう。4の(2)のエにおいて同じ。)において、本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のた

めに必要な除排雪が困難な場合は、当該除排雪に要する費用(4の(2)のエにいう「雪囲い、雪下ろし等に要する費用」を除く。)について、冬季加算認定期間ごとに33,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

### 3 教育費

#### (1) 基準額の算定

教育扶助基準額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

#### (2) 学級費等

学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定する基準額によりがたいときは、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

小学校等 月額 1,080円以内

中学校等 月額 1,000円以内

#### (3) 教材代

正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものについて、教育費のうちの教科書代を計上する場合には、学校長又は教育委員会の指定証明を徴すること。

なお、正規の教材の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することとなっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器であること。

また、正規の教材の利用に必要な額とは、ICTを活用した教育にかかる通信費であること。

#### (4) 通学のための交通費

児童又は生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。

#### (5) 校外活動参加費

小学校等、中学校等又は教育委員会が行う校外活動(修学旅行を除く。)に、当該学年の児童又は生徒の全員が参加する場合は、その参加のために必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差し支えないこと。

#### (6) 災害時等の学用品等の再支給

災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

小学校等 11,600円以内

中学校等 22,700円以内

#### (7) 学習支援費

ア 小学校等又は中学校等に通学する児童又は生徒が課外のクラブ活動を行うための費用を必要とする場合は、1学年ごとに保護の基準別表第2に規定する学習支援費(年間上限額)の項にそれぞれ規定する額(イにおいて「年間上限額」という。)の範囲内において、必要の都度、必要な額を認定すること。

イ アの課外のクラブ活動に要する費用について、合宿及び大会等への参加にかかる交通費及び宿泊費が必要となることにより、年間上限額によりがたい場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めるときは、1学年ごとに、年間上限額に換えて、年間上限額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

### 4 住宅費

#### (1) 家賃、間代、地代等

ア 保護の基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。

イ 月の途中で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて家賃、間代、地代等を必要とするときは、1か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない。

ウ 被保護者が真に必要なやむを得ない事情により月の途中で転居した場合であって日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につき、それぞれ1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定してさしつかえないこと。

#### エ 入院患者がある場合等の住宅費の取扱い

(ア) 単身の者が、医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院入所期間中も従来通り住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、入院入所(入院入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下この項において同じ。)後6か月以内に退院退所できる見込みのある場合に限り、入院入所後6か月間を限度として、当該住宅費を認定して差し支えないこと。

なお、入院入所後における病状の変化等により6か月を超えて入院入所することが明らかとなった場合であっても、その時から3か月以内に確実に退院退所できる見込みがあると認められる場合には、更に3か月を限度として引き続き当該住宅費を認定して差し支えないこと。

(イ) (ア)以外の場合であって、保護受給中の単身者が月の途中で病院等に入院若しくは入所し、又は病院等から退院若しくは退所した場合において、日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を計上して差しつかえないこと。

なお、地域の住宅事情等により、退院又は退所する月において住居を確保することが困難であるため、当該月の前月分の家賃、間代を必要とするときは、退院又は退所した日以前1箇月を限度として1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を日割計算により計上して差しつかえないこと。

オ 保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額(オにおいて「世帯人員別の限度額」という。)によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額(カ、キ及びクにおいて「特別基準額」という。)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8

カ 被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後転居することをもって足りる者については、この限りでない。

キ 保護開始時において、安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと(住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合その他実施機関において居住することが不適切と認めた場合を除く。)

ク 被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

## (2) 住宅維持費

ア 保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定すること。

なお、この場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすること。

イ 家屋の修理又は補修その他維持に要する費用(エにより認定された額を除く。)が保護の基準別表第3の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。

ウ 災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、すでに認定した補修費等住宅維持費にかかわらず被災の時点から新たに補修費等住宅維持費を認定することとして差しつかえないこと。

エ 豪雪地帯において、雪囲い、雪下ろし等をしなければ家屋が損壊するおそれがある場合には、当該雪囲い雪下ろし等に要する費用について、一冬期間につき保護の基準別表第3の1に定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。

## 5 医療費

指定医療機関等において診療を受ける場合の医療費は、医療関係法令通達等に示すところにより診療に必要な最小限度の実費の額を計上すること。

## 6 介護費

指定介護機関において介護サービスを受ける場合の介護費は、介護関係法令通知等に示すところにより、介護サービスを受けるために必要な最小限度の実費の額を計上すること。

## 7 出産費

(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第6により難しいこととなったときは、保護の基準別表第6の1について、361,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第6の1について、基準額((1)の要件を満たす場合は、361,000円)の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(3) 病院、診療所、助産所その他の者であって、健康保険法施行令第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保護の実施機関が認めるときは、保護の基準別表第6の1又は本通知第7の7の(1)に定める額に加え、30,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして、同条第1号に規定する保険契約に関し被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定して差し支えないこと。

## 8 生業費、技能修得費及び就職支度費

(1) 生業費

ア 専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行なうために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

なお、生業費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、78,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

イ 同一世帯に属する2人以上の者から同時に別個の生業計画により2件以上の申請があった場合には、世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業扶助を適用して差しつかえないこと。

ウ 世帯を異にする2人以上の者から共同の出資事業につき申請がそれぞれ別個になされた場合には、生業計画について企業責任の所在、経営利潤の配分、資材及び労力の提供、製品の販路等を詳細に検討したうえ、個々の世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業扶助を適用して差しつかえないこと。

エ 支給品目の品質及び価格は、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

## (2) 技能修得費

ア 技能修得費(高等学校等就学費を除く)

技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。

(ア) 生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

(イ) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項の養成施設において、はり師、きゅう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が2年をこえる場合であっても、その期間1年につき保護の基準別表第7の1に規定する額の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。

(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料(月謝)、教科書・教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用(ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。)等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、146,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(エ) 上記(ア)に定めるところにかかわらず、(平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額233,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(オ) 当分の間、次のいずれかに該当する技能習得手当等を受けている被保護者については、その実額に相当する額を技能修得費として計上すること。この場合、その者の収入のうち当該計上額は収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。

なお、bに該当するものとして取り扱う場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

a 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等に基づき支給される技能習得手当又は求職者支援制度に基づき支給される通所手当

b 職業能力開発促進法にいう公共職業能力開発施設に準ずる施設において職業訓練をうける者が地方公共団体又はその長から支給されるaに準ずる技能習得手当

(カ) 被保護者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の更生訓練費給付事業により、更生訓練費又は物品の支給が行われた場合は、当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額を技能修得費として計上するとともに、その者の収入のうち当該計上額は、収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。ただし、技能修得費を当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額をこえて認定する必要があるとき、又は技能修得費として計上した額を各月に分割して支給することが適当でない認められるときは、前記の取扱いによらず、一般基準額又は(イ)若しくは(ウ)による特別基準額として認められる額の範囲内において必要と認められる額を技能修得費として計上し、更生訓練費等は収入として認定すること。

- (キ) (ウ)による限度額を超えて費用を必要とする場合であって、次のいずれかに該当するときは、380,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえないこと。  
この場合、給付にあたっては、必要と認められる最小限度の額を確認の上、その都度分割して給付するものとする。
- a 生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校又は各種学校において技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合
  - b 自動車運転免許を取得する場合(免許の取得が雇用の条件となっている等確実に就労するために必要な場合に限る。)
  - c 雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金の対象となる厚生労働大臣の指定する教育訓練講座(原則として当該講座修了によって当該世帯の自立助長に効果的と認められる公的資格が得られるものに限る。)を受講する場合であって、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合

#### イ 高等学校等就学費

- (ア) 高等学校等就学費は、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定すること。  
なお、保護開始時に既に高等学校等に就学している場合には、原則として、正規の就学年限から既に就学した期間を減じた期間に限り認められるものであること。
- (イ) 高等学校等就学費基本額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。
- (ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額2,330円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。
- (エ) 教材代の認定を行う場合には、必要に応じて教材の購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。  
正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器であること。  
また、正規の教材の利用に必要な額とは、ICTを活用した教育にかかる通信費であること。
- (オ) 高等専門学校に就学している場合であって、第4学年及び第5学年に該当する場合は、授業料として、年額396,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。なお、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項による授業料等減免を受けた場合は、同法による授業料減免を受けなかった場合において必要な額として認定される額から、実際に授業料減免を受けた額を差し引いた額を必要な額として認定されたい。
- (カ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、87,900円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。  
また、生徒が次のaからcまでのいずれかに該当した場合であって、就学期間中に学生服及び通学用かばん(以下この(カ)において「制服等」という。)の買い換えが必要であると保護の実施機関が認めた場合は、上記に規定する額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。
- a 制服等が成長に伴って使用に耐えない状態にあると認められる場合
  - b 制服等が通常の使用による損耗により使用に耐えない状態にあると認められる場合
  - c 制服等が災害等により消失又は使用に耐えない状態にあると認められる場合
- (キ) 生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。
- (ク) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、26,500円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。  
また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合には、前記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差しつかえない。
- (ケ) 高等学校等に通学する生徒が課外のクラブ活動を行うための費用を必要とする場合は、1学年ごとに保護の基準別表第7に規定する学習支援費(年間上限額)の項に規定する額(以下この(ケ)において「年間上限額」という。)の範囲内において、必要の都度、必要な額を認定すること。  
また、上記の課外のクラブ活動に要する費用について、合宿及び大会等への参加にかかる交通費及び宿泊費が必要となることにより、年間上限額によりがたい場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、1学年ごとに、年間上限額に換えて、年間上限額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

#### (3) 就職支度費

就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。また、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り当該費用については、特別基準の設定があったものとして交通費実費分を計上すること。

## 9 葬祭費

- (1) 小人の葬祭に要する費用が保護の基準別表第8の1の小人の基準額をこえる場合であって、当該地域の葬祭の実態が大人と同様であると認められるときは、保護の基準別表第8の1の基準額について大人の基準を特別基準の設定があったものとして適用して差しつかえない。
- (2) 法第18条第2項第1号に該当する死者に対し葬祭を行なう場合は、葬祭扶助基準額表の額(火葬料等についての加算及び(1)により特別基準の設定があった場合を含む。)に1,000円を加算した額を特別基準の設定があったものとして、計上して、差しつかえないこと。
- (3) 死亡診断又は死体検案に要する費用(文書作成の手数料を含む。)が5,350円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額(火葬料等についての加算並びに(1)及び(2)により特別基準の設定があった場合を含む。)に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。
- (4) 火葬又は埋葬を行なうまでの間、死体を保存するために特別な費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を特別基準の設定があったものとして計上して差しつかえないこと。
- (5) 妊娠4箇月以上で死産した場合には、葬祭費を認定して差しつかえないこと。
- (6) 身元が判明しない自殺者等に対して市町村長が葬祭を行なった場合には、葬祭扶助の適用は、認められないこと。

## 10 特別基準の設定による費用

- (1) 特別基準の設定があったときは、その額のとおり計上すること。
- (2) 特別基準の設定があったものとして取り扱う費用の認定については、各費目に関する告示及び本職通知の規定に従い、かつ、次のアからオまでによって、必要な額を認定すること。なお、実施手続等については、(3)によること。
  - ア 特別基準設定による費用の認定と援助方針  
実施機関は、当該被保護世帯の援助方針に基づいて判断した結果、当該被保護世帯について、必要不可欠な特別の需要があると認められる場合に限り、特別基準の設定による費用を認定できるものであること。
  - イ 特別需要額の認定  
需要額の認定については、必要最小限度の額を認定すること。
  - ウ 他法他施策の活用  
生活福祉資金その他の他法他施策による給付等であって当該特別需要をみたすべきものについては、事前にその有無を検討し、その活用をはかるべきものであること。
  - エ 扶養義務者その他からの援助  
特別基準は、臨時又は特殊な需要に対応して設定されるものであるから、通常の扶養義務履行の有無とは別に、当該特殊需要に対する、扶養義務者その他からの臨時的援助の有無について、あらためて調査すること。
  - オ 迅速な事務処理  
特別基準による費用の設定が事務処理にならないよう厳に留意すること。
- (3) 特別基準が設定されたものとして取り扱う費用等の認定にあたっては、次に掲げる資料を審査して認定すること。
  - ア 保護台帳
  - イ 保護決定調書
  - ウ その他生活の現況、今後の自立更生等援助方針、特別基準設定の必要性、計画及び費用等の妥当性、他法他施策の活用の可能性、扶養義務者等他からの援助の可能性等を判断するために必要な資料
  - エ 計画書、見積書等
    - (ア) 障害者加算：障害名、障害等級、障害の状況が確認できる書面、介護計画書(標準的な週における介護内容が確認できる書面)、領収書(更新時)
    - (イ) 配電、水道、井戸または下水道設備費：設備計画書、関係図面、経費見積書、水質検査書、代替措置の検討
    - (ウ) 敷金等：転居指導等のケース記録の写、敷金等の契約内容が確認できる書面
    - (エ) 住宅維持費：補修計画書、図面、写真、経費見積書
    - (オ) 生業費、技能修得費：生業(技能修得)計画書、経費見積書
    - (カ) 扶助費の重複支給：理由申立書、関係官署の証明書
    - (キ) 治療材料：医師の診断書、医師の意見書、経費見積書
- (4) 各費目に関する告示及び本職通知の規定による基準によりがたい特別の事情がある場合には、厚生労働大臣に情報提供すること。

## 第8 収入認定の取扱い

### 1 定期収入の取扱い

- (1) 勤労(被用)収入
  - ア 常用収入

- (ア) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、前3か月分及び当該月分の見込みの基本給、勤務地手当、家族手当、超過勤務手当、各種源泉控除等の内訳を明記した給与証明を徴すること。ただし、給与証明書を徴することを適当としない場合には、給与明細書等をもってこれに代えても差しつかえないこと。
- (イ) 給与証明書の内容に不審のある場合又は証明額が同種の被用者の通常の収入額と考えられる額より相当程度低いと判断される場合には、直接事業主について具体的内容を調査確認すること。
- (ウ) 社会保険の被保険者については、10月又は11月に社会保険官署、健康保険組合等につき標準報酬との照会を行なうこと。
- (エ) 昇給及び賞与の時期については、給与先につきあらかじめ調査を行ない記録しておくこと。
- (オ) 就職月、昇給月及び賞与の支給月には、本人から申告させるとともに、給与証明書を徴すること。
- (カ) 賞与は、全額を支給月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該賞与額を、支給月から引続く6か月以内の期間にわたって分割して認定するものとする。

#### イ 日雇収入

- (ア) 日雇で就労する者の収入については、本人から申告させるほか、前3箇月分就労日数に関して公共職業安定所の証明書を徴すること。この場合において、公共職業安定所から証明を徴することが困難な場合には、直接同所におもむいて聞取調査を行うこと。
- (イ) 本人から申告された就労日数が当該地域の平均就労日数以上である場合は、申告された日数により収入総額を認定すること。
- (ウ) 申告された就労日数が当該地域の平均就労日数未満である場合は、就労できない理由を確かめ、正当な理由がないときは、就労日数を平均就労日数まで増加するように文書で指示したうえ、その実際の就労日数による収入総額を認定すること。
- (エ) 本人の申告する賃金に不審のある場合は、直接事業主から証明書を徴するか又は事業主につき聞取調査を行ない、確認すること。
- (オ) 夏季手当及び年末手当については(1)のアの(オ)及び(カ)によること。

#### ウ 臨時又は不特定就労収入

- (ア) 臨時又は不特定な就労による収入については、その地域における同様の就労状況にある者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等を調査したうえ、収入総額を認定すること。
- (イ) 申告された就労日数又は賃金に不審のある場合は、雇主の全部又は一部について具体的内容を聞取調査し、確認すること。

#### エ 必要経費として控除すべき労働組合費の範囲

次官通知第8の3の(1)のアにいう「労働組合費」は、当該労働組合の組合員の全員が、各月において徴収される組合費の実費をいうものであり、臨時に徴収されるものを含まないものであること。

#### (2) 農業収入

ア 農作物の収穫量は、本人の申立て、市町村の調査又は意見及び品目別作付面積に町村別等級地別平均反収を乗じたものを勘案して決定するものとし、三者の数字に著しく相違がある場合は、さらに農業協同組合、集荷組合、実行組合、農業改良普及員、民生委員等について調査のうえ、決定すること。

イ 保護開始月における保有農作物は、収穫量と同様の取扱いを行なうこと。

ウ 農業収入を得るための生産必要経費のうち、肥料代、種苗代及び薬剤費については、次に掲げる比率(農林水産省農産物生産費調査による。)に準拠して各福祉事務所ごとに比率を認定したうえ、これを工による収穫高に乗じて認定すること。

玄米(水稲) 9%

玄米(陸稲) 26%

小麦 23%

その他の農作物 20%

エ 農業収入は、次の算式により認定すること。

(ア) 主食(米、小麦、裸麦、大麦、そば等当該地域の食生活の実態によること。)

収穫高 = 販売価格 × 収穫量

収穫高 - 生産必要経費 = 収入

(イ) 野菜

販売価格 × 売却量 + 自給量を金銭換算した額(別表1「金銭換算表」の野菜の額に自給割合を乗じて得た額をいう。) - 必要経費 = 収入

オ 各福祉事務所ごとに管内の町村別、品目別、等級地別平均反収及び町村別、品目別農作物販売価格を調査し、調整又は補正しておくこと。

カ 余剰野菜について、その地域に需要がなくこれを売却することができないときは、今後の耕作において穀類等換金の途の広い農作物を作付するよう指導するとともに、その作の収穫に限り自家消費を認めても差しつかえないこと。

キ 農業収入は、収入があった時から将来に向い、原則として、12分の1ずつの額を認定すること。

#### (3) 農業以外の事業(自営)収入

ア 農業以外の事業収入については、前3箇月分及び当該月分の見込みにつき、本人から申告させるほか、物品販売業(店売り、行商又は露店)、製造業及び加工業については、会計簿、商品又は原材料の仕入先、製品の

販売先等について、運搬業(小運送)、修理(自転車修理、いかげ業、桶屋)及びサービス業(理髪業、靴磨等)については、正確なものがある場合は会計簿について、建築造園業(大工、左官、植木職等)については、一定した仕事先がある場合はその仕事先について、それぞれの実際の収入の状況を書面又は聞き取りにより調査し、さらに市町村等税務関係機関の調査又は意見をも参考とすること。

イ 魚介による収入は、次の算式により認定すること。

売却量×販売価格+自給量を金銭に換算した額(別表1「金銭換算表」の魚介の額に自給割合を乗じて得た額をいう。)-必要経費=収入

ウ 養殖漁業等で年間の一時期のみの収穫で収入を得ている場合は、収入があった時から将来に向かい、原則として12分の1ずつの額を認定すること。

#### (4) 恩給、年金等の収入

ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額(1円未満の端数がある場合は切捨)を、各月の収入認定額として差し支えない。

イ 老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。

#### (5) その他の収入

(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6箇月以内の期間にわたって分割認定するものとする。

### 2 収入として認定しないものの取扱い

(1) 社会事業団体その他が被保護者に対して支給する金銭であって、当該給付の資金が、地方公共団体の予算措置によりまかなわれているものは、次官通知第8の3の(3)のアとして取り扱うことは認められないこと。

(2) 被保護者に対して現物が給与された場合は、被贈与資産として取扱い、処分すべきものがあれば売却させてその収入を認定すること。ただし、就労の対価として現物が給与されたときは、その物品の処分価値により金銭換算のうえ、500円を控除した額を就労収入として認定すること。

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。

ア 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

イ 次のいずれかに該当する就学資金

(ア) 高等学校等就学費の支給対象とならない経費(学習塾費等を含む。)及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額

(イ) 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の就労や早期の保護脱却に資する経費にあてられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに必要な最小限度の額

(ウ) 大学等への就学のため、第1の5による世帯分離又は、大学等への就学にあたり居住を別にすることが見込まれる世帯について、大学等への就学後に要する費用にあてるための貸付資金

ウ 医療費又は介護等費貸付資金

エ 結婚資金

オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲げるもの

(ア) 住宅資金又は転宅資金

(イ) 老人若しくは身体障害者等が、機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具又は災害により損害を受けた者が、当該災害により生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する家具什器を購入するための貸付資金

(ウ) 配電設備又は給排水設備のための貸付資金

(エ) 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金

(オ) 日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金

(カ) 厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還のための貸付資金

(4) 自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする。

また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。

(5) (3)の承認又は(4)の収入として認定しない取扱いを行なうに際して、当該貸付資金、補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するため必要があるときは、自立更生計画を徴すること。

(6) 次官通知第8の3の(3)のケに掲げる金銭の取扱いについては、次によること。

ア 社会生活を営むうえで特に社会的な障害のある者の福祉を図るため地方公共団体又はその長が支給する金銭に該当するものは、次に掲げる金銭であること。

(ア) 心身障害児(者)の福祉を図るために支給される金銭

(イ) 老人の福祉を図るために支給される金銭

(ウ) 母子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(エ) 多子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(オ) 災害等によって保護者を失った児童の福祉を図るために支給される金銭

(カ) (ア)から(オ)までに掲げる金銭に準ずるもの

イ アの(カ)に該当するものとして取り扱う場合又は同一人に対しアの(ア)から(カ)までに掲げる金銭が重複して支給される等特別な事由があり、特別な取扱いを必要とすると認められる場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に情報提供すること。

### 3 勤労控除の取扱い

#### (1) 基礎控除

ア 基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額(賞与その他の臨時的な収入を分割して認定する場合は、各分割認定額をそれぞれの認定月の収入金額に加算して算定するものとする。)に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること。

イ 基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第8の3の(1)のアによる勤労(被用)収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額により、同イによる農業収入又は同ウによる農業以外の事業(自営)収入については、生産必要経費又は事業必要経費を控除した後の収入額によること。

ウ 世帯員が2人以上就労している場合には、イによる収入額の最も多い者については、次官通知別表の基礎控除額表の1人目の欄を適用し、その他の者については、それぞれ同表の2人目以降の欄を適用すること。

#### (2) 新規就労控除

ア 新規就労控除を適用する場合は、次の場合であること。

(ア) 中学校、高等学校等を卒業した者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合

(イ) 入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合

イ 控除は、当該職業によって得られる収入につき、はじめて継続性のある職業についた月(当該新規就労に伴う収入を翌月から認定することとするときは当該初回認定月)から6箇月間に限り行なうものとする。

#### (3) 20歳未満控除

ア 20歳未満の者については、その者の収入から次官通知第8の3の(4)に定める額を控除すること。ただし、次の場合は控除の対象としないものであること。

(ア) 単身者

(イ) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)又は自己の未成熟の子とのみで独立した世帯を営んでいる場合

(ウ) 配偶者と自己の未成熟の子のみで独立した世帯を営んでいる場合

イ 20歳未満控除の適用をうけていた者が月の中で20歳に達したときは、その翌月から認定の変更を行なうこと。

### 4 その他の控除

(1) 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する費用につき控除を行なう場合は、一般生活費又は住宅費の実際必要額から、当該者の最低生活費として認定された一般生活費の額を差し引いて得た額を必要経費として認定すること。

(2) 就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費については、その実費の額を収入から控除して認定すること。この場合において、委託された児童に対して受託者が提供する飲食物は、収入認定の対象としないこと。

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還については、償還が現実に行なわれることを確認したうえで、次に掲げるものについて、当該貸付資金によって得られた収入(修学資金又は奨学資金(局第8の2の(3)のイの(ウ)に該当するものを除く)については、当該貸付を受けた者の収入、結婚資金については、当該貸付けを受けた者又は当該貸付資金により結婚した者の収入、医療費又は介護費貸付資金、住宅資金、転宅資金、老人若しくは身体障害者等が機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具又は災害により損害を受けた者が当該災害により生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する家具什器を購入するための貸付資金、配電設備又は給排水設備のための貸付資金、国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金並びに厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還のための貸付資金については、当該世帯の全収入)から控除して認定すること。

ア 国若しくは、地方公共団体により行なわれるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれるものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。ただし、医療費又は介護費貸付資金については、保護の実施機関の承認のあったものに限ること。

イ ア以外の法人又は私人(絶対的扶養義務者を除く。)により貸し付けられたもののうち、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認のあったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。ただし、事前の承認を受けなかったことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該貸付資金が現にその者の自立助長に役立っていると認められ、事後において承認することが適当なものについても、同様とする。

ウ アに該当する技能修得資金とともに、当該技能修得期間中、貸付けを受けた生活資金については、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認のあったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。

- (4) 独立行政法人住宅金融支援機構法による貸付資金の償還については、当該貸付資金によって建築した住宅の一部を活用して収入を得ている場合に限り、当該収入の範囲内において、当該償還金を控除して認定すること。
- (5) 次に掲げる貸付資金は、国若しくは地方公共団体により行なわれるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれるものに該当するものとして取り扱うこと。ただし、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金については、当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものに限る。
- (ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付資金
- (イ) 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金
- (ウ) 婦人更生資金制度要綱に基づく貸付資金
- (エ) 引揚者給付金等支給法に基づく国債を担保として、国民金融公庫から貸し付けられる生業資金
- (オ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく農業協同組合、森林組合又は金融機関の貸付資金
- (カ) 農業近代化資金融通法に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫の貸付資金
- (キ) 国民金融公庫からの低所得者に対する更生貸付資金
- (ク) 住宅資金又は転宅資金であって国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金
- (6) 生業資金の貸付けをうけた後、事業の失敗等により他の事業を営んでいる場合であって、その事業の資金の全部、または一部が、当該貸付金によりまかなわれているときは、変更した事業によって得られる収入から償還金を控除して認定して差しつかえないこと。

## 第9 保護の開始申請等

### 1 保護の相談における開始申請の取扱い

生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。

また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請手続きについての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要となる資料は、極力速やかに提出するよう求めること。

なお、申請者が申請書及び同意書の書面での提出が困難である場合には、申請者の口頭によって必要事項に関する陳述を聴取し、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し記名を求めるなど、申請があったことを明らかにするための対応を行うこと。

### 2 要保護者の発見・把握

要保護者を発見し適切な保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が保護の実施機関の窓口につながるよう、住民に対する生活保護制度の周知に努めるとともに、保健福祉関係部局や社会保険・水道・住宅担当部局等の関係機関及び民生委員・児童委員との連絡・連携を図ること。

## 第10 保護の決定

### 1 年齢改定

- (1) 保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができること。
- (2) 4月1日に行なう切替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行なうこと。

### 2 保護の要否及び程度の決定

- (1) 保護の要否の判定は原則としてその判定を行なう日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行なうこととする。

ただし、常用勤労者について労働協約等の実態から賞与等を含む年間収入が確実に推定できる場合であって、次官通知第8の2の「長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするとき」に該当するときは保護の申請月以降1年間において確実に得られると推定される総収入(収入を得るための必要経費の実費及び勤労に伴う必要経費として別表2に定める額を控除した額)の平均月割額をその月の収入充当額と定め保護の要否を判定すること。この取扱いにより保護を要すると判定された者に係る保護の程度の決定は常用収入について第8の1の(1)のアに定める取扱いにより行なうこと。

- (2) 農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入のある世帯については、保護の申請月以後1箇年間における収穫予想高(前年における収穫高を基とし、平年作の程度、災害の有無、豊凶予想等収穫高の予想増減を勘案したもの)の平均月割額をその月の収入充当額として認定して保護の要否を判定し、保護を要すると判定されたものについては、現在の収入について第8(収入の認定)により認定した額に基づいて、保護の程度を決定すること。ただし、これによりがたい場合は、次の収穫を認定する時期まで、一般の要否判定の要領により、その要否及び程度を決定して差しつかえないこと。

- (3) 医療予定期間が4箇月未満の短期傷病を理由として医療扶助のための保護の申請があった場合には、医療予定期間に2箇月を加えた月数の間における最低生活費と収入充当額(農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入については、(2)による平均月割額、(1)のただし書により収入を推定するべき常用勤労者の収入については、同ただし書により推定された総収入の平均月割額を基礎として算定した額(4)において同じ。)との対比によって、保護の要否を判定し、保護を要すると判定されたものについては、第8により認定した収入によって保護の程度を決定すること。

なお、傷病の医療予定期間が4箇月以上6箇月未満である場合において6箇月間における最低生活費と収入充当額との対比により、同様に扱うこと。

- (4) 保護の要否判定を行う際に算定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス及び自立支援医療に要する費用は、概算障害福祉サービス所要額及び概算自立支援医療所要額によるものとし、次により算定すること。

ア 障害福祉サービス

障害福祉サービスの利用に係る負担上限月額(個別減免等を受けている者については、個別減免等が適用された後における負担上限月額)と食費等実費負担月額(入所施設利用の場合に限る。補足給付等を受けている者については、補足給付等を適用した後における食費等実費負担月額。)の合計額を上限として算定した1か月あたりの平均負担額

イ 自立支援医療

自立支援医療の利用に係る負担上限月額と食費の実費負担額(入院の場合に限る。)を上限とした1か月あたりの平均負担額

- (5) 保護の要否判定を行う際に算定する介護費は、概算介護所要額によるものとし、概算介護所要額は次により算定すること。

なお、介護保険の被保険者については、アからキまでにつき、それぞれのサービスに係る介護保険給付の利用者負担分を限度とする。

ア 居宅介護(イを除く。)

居宅介護支援計画に基づき、当該者の要介護状態区分に応じた介護保険の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額を上限として算定した1か月あたりの平均介護費用

イ 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護に係る居宅介護

当該者の要介護状態区分に応じた1か月あたりの介護費用

ウ 施設介護

当該者の要介護状態区分に応じた1か月あたりの施設介護費用(食事の提供に要する費用を含む。)

エ 介護予防(オを除く。)

介護予防支援計画に基づき、当該者の要支援状態区分に応じた介護保険の介護予防サービス費等区分支給限度基準額を上限として算定した1か月あたりの平均介護費用

オ 介護予防特定施設入居者生活

介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る介護予防当該者の要支援状態区分に応じた1か月あたりの介護費用

カ 福祉用具購入及び介護予防福祉用具購入

介護扶助の対象となる福祉用具であって、当該者の心身の状況から必要となると判断されるものの購入費について、介護保険の居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給限度基準額を12で除して得た額を上限として算定した1か月あたりの費用

キ 介護予防・日常生活支援介護予防ケアマネジメントに基づき、市町村の実施要綱等において定められた介護予防・生活支援サービスにおける支給限度額を上限として算定した1箇月当たりの平均介護費用

- (6) 保護施設等の取扱い

ア 救護施設・更生施設及び宿所提供施設

救護施設、更生施設又は宿所提供施設に入所することを必要とする者の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合又はその者の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が保護施設事務費に満たない場合は、その者を被保護者と決定し又は被保護者とみなして、最低生活費認定額と保護施設事務費との合算額から収入充当額を差し引いた額を保護費及び保護施設事務費支出額として決定すること。

イ 救護施設及び更生施設を行う通所事業

救護施設及び更生施設が行う通所事業を利用する者に係る保護施設事務費支出額の決定は次により行うこと。

(ア) その世帯の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合、その者を被保護者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

(イ) (ア)に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であっても、その超過額が保護施設事務費に満たない場合は、当分の間、その者を被保護者とみなして、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額として決定して差し支えないこと。

また、前記に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事務費の2倍に相当する額を加えた額以下であるときは、当分の間、その者を被保護者とみなして、最低生活費

認定額に保護施設事務費の2倍に相当する額を加えた額と収入充当額との差額をもって保護施設事務費支出額として決定して差し支えないこと。

ウ 授産施設

授産施設を利用する者の生業扶助の決定は次により行なうこと。

(ア) その世帯の収入充当額が最低生活費認定額と保護施設事務費(家庭授産を利用する場合は、家庭授産の事務費の額)の合算額以下の場合、その者を被保護者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

(イ) (ア)に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事務費(家庭授産を利用する場合であっても施設授産の事務費の額とする。)の2倍に相当する額を加えた額(以下「限度額」という。)以下であるときは、当該世帯の自立助長を考慮してその者を被保護者とみなし、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

また、現に授産施設を効果的に利用している者については、収入充当額が限度額をこえる場合であっても、当分の間、その者を被保護者とみなし、そのこえる額と当該月の保護施設事務費との差額をもって保護施設事務費支出額として決定して差しつかえないこと。

エ 日常生活支援住居施設

日常生活支援住居施設に入所することを必要とする者の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合又はその者の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が日常生活支援委託事務費に満たない場合は、その者を被保護者と決定し又は被保護者とみなして、最低生活費認定額と日常生活支援委託事務費との合算額から収入充当額を差し引いた額を保護費及び日常生活支援委託事務費として決定すること。

オ アからウの場合の保護施設事務費は、施設入所の属する月の翌月(初日に入所する場合は当該月)から退所の日の属する月まで月を単位として算定し、支出決定すること。

ただし、新たに事業を開始した施設であって事業開始後3箇月を経過する日の属する月の末日が経過していない施設に月の途中で入退所する者の保護施設事務費は、入退所の日を含めた入所日数に応じ日割計算により算定すること。

カ アからウの場合において最低生活費認定額をこえる収入充当額があるため保護施設事務費の範囲内で生ずる本人支払額は、施設入所の属する月の翌月(初日に入所する場合は当該月)から退所の日の属する月まで、月を単位として算定すること。

ただし、新たに事業を開始した施設であって事業開始後3箇月を経過する日の属する月の末日が経過していない施設に月の途中で入退所する者の本人支払額は、当該月の収入充当額に基づき算定すること。

キ エの場合の日常生活支援委託事務費は、当該月において入所している日数に応じて算定し、支出決定すること。

なお、月の途中で入退所する者については、入退所の日を含めた入所日数に応じて算定すること。

ク エの場合において最低生活費認定額をこえる収入充当額があるため日常生活支援委託事務費の範囲内で生ずる本人支払額は、月を単位として算定すること。月の途中で入退所する者については、入退所の日を含めた入所日数に応じ日割り計算により算定すること。

(7) 扶助費支給額又は本人支払額の算定(以下「支給額の算定」という。)は、次により行なうこと。

ア 収入額が月により変動しない定期的収入については、その月額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

イ 収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合は、3箇月をこえない期間ごとに認定した収入の平均月割額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

ウ 農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入については、原則として12分の1相当額をもって支給額の算定を行なうこととするが、これによることが適当でないと認められる場合は、イにより支給額の算定を行なうこと。

エ 賞与、期末手当等については、その収入月及び収入額が確実に握できるときは、その収入額を認定のうえ、これを基礎として支給額の算定を行なうこと。この場合、当該算定にかかる収入の額と、扶助費支給後に認定された収入額とに差を生じたときは、収入月以降の収入額に加減して支給額の算定を行なうこと。

オ アからエまでによることが適当でないと認められるときは、客観的根拠により推定できる収入額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

なお、保護継続中の者が新たに就職した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不適当であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行なうこと。また、この取扱いの適用をうけた者にかかる翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取り扱うものであること。

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。)

- (9) 特定中国残留邦人等及び特定配偶者等と同居している場合であって、特定中国残留邦人等及び特定配偶者等が支援給付を受給しない場合における保護の要否の判定は、まず、当該要保護世帯と当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等を同一世帯とみなした場合に算出される当該最低生活費の額と、収入充当額との対比により行うこと。

この場合、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等の収入充当額の算定については、支援給付の実施要領の定めるところにより行い、当該要保護世帯の収入充当額の算定については、本通知の定めるところにより行うこと。なお、要否の判定に当たり、特定中国残留邦人等と特定配偶者等の資産については考慮する必要がないものであること。

この判定の結果要となった場合には、さらに局長通知第7—2—(1)—サによる当該要保護世帯の最低生活費と、当該要保護世帯の収入充当額との対比により保護の要否判定及び程度の決定を行うこと。この場合、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等の収入のうち支援給付の最低生活費を超える額については、収入として認定しないこと。

なお、要否の判定は保護の開始申請時のほか、年1回6月に行うこと。

### 3 保護の開始時期

保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。

なお、町村長経由の申請の場合には、町村長が申請書を受領した日、また管轄違いの申請があった場合には、最初の保護の実施機関が申請を受領した日を、それぞれ申請のあった日として取り扱うこと。

### 4 扶助費の再支給

前渡された保護金品又は収入として認定された金品(以下「前渡保護金品等」という。)を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること。

- (1) 災害のために前渡保護金品等を流失し、又は紛失した場合
- (2) 盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合

## 第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

### 1 保護申請時における助言指導

- (1) 要保護者が、保護の開始の申請をしたときは、保護の受給要件並びに保護を受ける権利と保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明のうえ適切な指導を行なうこと。
- (2) 要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。

なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。

### 2 保護受給中における指導指示

- (1) 保護受給中の者については、随時、1と同様の助言、指導を行なうほか、特に次のような場合においては必要に応じて法第27条による指導指示を行なうこと。
  - ア 傷病その他の理由により離職し、又は就職していなかった者が傷病の回復等により就労(そのために必要な訓練等につくことを含む。)を可能とするに至ったとき。
  - イ 義務教育の終了又は傷病者の介護もしくは乳児等の養育にあたることを要しなくなったため就労が可能となったとき。
  - ウ 現に就労の機会を得ていながら、本人の稼働能力、同種の就労者の収入状況等からみて、十分な収入を得ているものとは認めがたいとき。
  - エ 内職等により少額かつ不安定な収入を得ている者について、健康状態の回復、世帯の事情の改善等により転職等が可能となるとき。
  - オ 就労中であった者が労働争議参加等のため現に就労収入を得ていないとき。
  - カ アからオまでに掲げる場合のほか、資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき。
  - キ 次官通知第8の1による収入に関する申告及び局長通知第3による資産に関する申告を行なわないとき。
  - ク 世帯の変動等に関する法第61条の届出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき。
  - ケ 主治医の意見に基づき、入院、転院又は退院が必要であると認められるとき。
  - コ 施設に入所させ、又は退所させる必要があると認められるとき。
  - サ 施設入所者が施設の管理規程に従わないため、施設運営上困難を生じている旨当該施設長から届出があったとき。
  - シ キからサまでに掲げる場合のほか最低生活の維持向上又は健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき。
  - ス その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行なうため、特に必要があると認められるとき。
- (2) (1)のAからオまでによる指導指示を行うにあたっては、本人又は親族、知己による求職活動をうながし、これに適切な助言、指導又はあっせんを行うこととするが、これによることが適当でない場合は、公共職業安

定所への連絡、紹介等について必要な指導指示を行うものとする。

なお、被保護者の就労又は収入の増加を図るために必要があると認められるときは、生業扶助の適用等の措置について配慮すること。

(3) 指導指示を行なうにあたっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行ない状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。

(4) 法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者(これによりがたい場合は、当該世帯主)に対して行なうことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行なうこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと。

### 3 保護停止中における助言指導等

保護停止中の被保護者についても、その生活状況の経過を把握し、必要と認められる場合は、生活の維持向上に関し適切な助言指導を行なう等、所要の措置を講ずること。

### 4 検診命令

#### (1) 検診を命ずべき場合

次のような場合には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。なお、この場合事前に嘱託医の意見を徴することとし、さらに必要と認められる場合には都道府県本庁(指定都市及び中核市にあっては市本庁とする。)の技術的な助言を求めること。

ア 保護の要否又は程度の決定にあたって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。

イ 障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき。

ウ 医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。

エ 現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。

オ 介護扶助の実施にあたり、医学的判断を要するとき。

カ 現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行なうにつき、検診が必要と認められるとき。

キ 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。

ク その他保護の決定実施上必要と認められるとき。

#### (2) 医師又は歯科医師の選定及び連絡

検診を行なう医師又は歯科医師は、要保護者の当該疾病につき、正確かつ適切な診断を行ない得ると判断されるものの中から指定すること。この場合、指定しようとする医師または歯科医師に対して、検診すべき要保護者の氏名、期日、場所、方法、報酬等をあらかじめ連絡し、その了解を得ること。了解を得た場合は検診書及び検診料請求書を発行して交付すること。

#### (3) 検診命令書の発行

(1)により検診を受けるべき旨を命じようとするときは、検診を受けるべき者に検診命令書を発行して行なうものとする。

この場合、原則として検診命令書は検診を受ける者に直接交付するものとし、交付にあたっては、検診命令について詳細に説明するとともに、これに従わないときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止をされることがある旨伝えること。

#### (4) 検診書の検討および受理

検診を行なった医師等から検診書の送付を受けたときは、その記載内容について検討し、不明な点があればその検診を行なった医師または歯科医師に照会して(1)の各号の疑いを明らかにしたうえ、これを受理すること。

#### (5) 検診料の支払

検診を行なった医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査してこれを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。

なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとする。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほかに4,720円の範囲内(ただし、障害認定に係るものについては6,090円の範囲内)で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

#### (6) 検診命令に従わない場合の取扱い

検診命令に従わない場合において必要があると認められるときは、法第28条第5項に定めるところにより当該保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を行なうこと。

## 第12 訪問調査等

### 1 訪問調査

要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。

(1) 申請時等の訪問

保護の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査すること。

(2) 訪問計画に基づく訪問

訪問計画は、次に掲げる頻度に留意し策定すること。

ア 家庭訪問

世帯の状況に応じて必要な回数を訪問することとし、少なくとも1年に2回以上訪問すること。

ただし、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等を利用しており、施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている世帯については、入院入所者と同様に1年に1回以上訪問することとして差し支えない。

また、被保護者本人からの(平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。

この個別支援プログラムを活用する場合にあって、次の要件をすべて満たす高齢者世帯については、その報告や連絡を2回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。なお、被保護者から相談の求めがあった場合等には必要に応じて訪問を行うこととし、常日頃から被保護者との信頼関係の構築に努めること。

(ア) 自己の能力によって家計管理や服薬等の健康管理等が行われており、日常生活に支障がない。

(イ) 配食サービス等を活用した見守り支援や安否確認が定期的に行われており、緊急時に関係者との連絡調整が可能な体制が整っている。

イ 入院入所者訪問

(ア) 入院している患者については、少なくとも1年に1回以上、本人及び担当主治医等に面接して、その病状等を確認すること。

(イ) 生活扶助を目的とする施設若しくは介護施設に入所している者又は保護施設通所事業を利用している者については、1年に1回以上訪問すること。

(3) 臨時訪問

次に掲げる場合については、臨時訪問を行うこと。

ア 申請により保護の変更を行う場合

イ 生業扶助により就労助成を行った場合

ウ 水道設備、電灯設備又は家屋補修に要する経費を認定した場合(事後確認)

エ 保護が停止されている場合

オ その他指導若しくは、助成又は調査の必要のある場合

2 関係機関調査

保護の決定実施上必要があるときは、年金事務所、公共職業安定所、事業主、保健所、指定医療機関、指定介護機関等の関係機関について、必要事項を調査すること。

3 課税調査

被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、毎年6月以降、課税資料の閲覧が可能となる時期に速やかに、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査し、収入申告額との突合作業を実施すること。

4 援助方針

(1) 援助方針の策定

訪問調査や関係機関調査によって把握した要保護者の生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。また、策定した援助方針については、原則として要保護者本人に説明し、理解を得るよう努めること。

(2) 援助方針の評価と見直し

被保護世帯に対する指導援助の結果を適宜適切な時期に評価し、援助方針の見直しを行うこと。

援助方針の見直しは、世帯の状況等の変動にあわせて行うほか、世帯の状況等に変動がない場合であっても少なくとも年に1回以上行うこと。

5 関係機関との連携

被保護世帯への指導援助にあたっては、関係部局、民生委員・児童委員、保健所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関、地域包括支援センター、障害福祉サービス事業者、学校、警察等の関係機関と必要な連携を図ること。

第13 その他

1 国民年金保険料の取扱い(別紙参照)

国民年金保険料の取扱いは、次のとおりであるので、これを踏まえ、被保護者の自立助長を図りたい。

(1) 生活扶助を受ける者については、国民年金法第89条の規定により、生活扶助を受けるに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないものであること。

(2) 生活扶助以外の扶助を受けるものについては、国民年金法第90条の規定により、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないもの

とすることができること。この場合において、被保護者から申請があったときは、直ちに免除の認定が行われるべきであるとされていること。なお、厚生労働大臣の指定する期間とは、申請のあった日の属する月の2年2か月前の月から当該申請のあった日の属する年の翌年の6月までの期間において必要と認める期間である。

## 2 放送受信料

被保護者が受信機を設置して締結する受信契約については、日本放送協会受信料免除基準により、放送受信料は免除されるものであること。

なお、受信料免除申請書については、日本放送協会において用紙を印刷し、各放送局に配付することとされているので、もよりの放送局と連絡のうえこれを受領し、あらかじめ福祉事務所に備えておくこと。また受信料を免除されている者に係る保護の継続如何に関する連絡等について、日本放送協会の受信料免除に関する事務に協力すること。

## 3 国民年金(福祉年金)及び児童扶養手当の取扱い

- (1) 福祉年金受給権の裁定請求に必要な費用及び児童扶養手当受給資格の認定請求に必要な費用については、次官通知第8の3の(2)のアの(イ)によって、年金又は手当収入を得るために必要な経費として、その実際必要額を当該収入から控除するものであること。
- (2) 福祉年金(児童扶養手当)裁定(認定)請求に必要な添付書類で費用を伴うものは次に掲げる表の上欄のとおりであるが、これらは同表の下欄に記載するとおり処理することによってその費用を無料又は低額にすることができるのであるから、十分理解したうえ細部は関係機関に連絡し、手続に要する経費は最小限度に止めるとともに、手続が煩雑である等の理由により受給を期待しうる要保護者が裁定(認定)の申請を行わないことのないよう指導すること。

戸籍の謄抄本又は住民票の写し	戸籍又は住民票の記載事項に関する証明書をもって代えた場合は費用を要しない。
受給権者(受給資格者)配偶者又は扶養義務者の所得証明書	裁定(認定)請求書を提出しようとする市町村長から福祉年金所得状況届(児童扶養手当所得状況届)に審査した旨の記載を受けることによって省略することができるが、この場合は費用を要しない。また、他の市町村長から同様の記載を受ける場合においても費用を免除されることがある。
母子福祉年金又は準母子福祉年金において夫等の死亡日を明らかにすることができる書類、夫等の死亡の当時における夫、受給権者及び子等の相互の身分関係を明らかにする書類等	戸籍若しくは除籍の抄本又は住民票の写しを必要とするときは前記による。また死亡した夫との関係が内縁関係であったため戸籍抄本等を添えることができないときは、医師、民生委員、社会福祉主事等の証明書で差しつかえなく、したがって費用を要しない。
児童扶養手当において身分関係又は生計関係を明らかにすることができる書類	戸籍の謄抄本又は住民票の写しを必要とするときは前記による。また、民生委員、社会福祉主事等の証明書によるときは費用を要しない。
福祉年金診断書	次の施設を利用するときは、無料又は低額料金によることができる。 1 無料交付施設 (1) 身体障害者福祉法による身体障害者更生相談所及びその巡回相談 (2) 児童福祉法によるし体不自由児施設 2 無料又は低額料金による交付施設 (1) 国立病院、国立療養所、社会保険関係病院、日本赤十字病院、社会福祉法人経営の無料又は低額診療施設 (2) 保健所のうちし体不自由児療育指定保健所
児童扶養手当障害認定診断書	福祉年金診断書と同様であるが、次の2点に留意すること。 1 国民年金法による障害等級の1級に該当し、障害(福祉)年金を受けている者については省略できる。 2 知的障害者福祉法による知的障害者更生相談所及びその巡回相談においても無料で交付を受けることができる。

## 第14 施行期日等

- 1 この通達は昭和38年4月1日から施行すること。
- 2 昭和36年4月1日社発第188号厚生省社会局長通達「生活保護法による保護の実施要領について」は廃止すること。

## 別表1

### 金銭換算表

	1級地—1		1級地—2		2級地—1		2級地—2		3級地—1		3級地—2	
	魚介	野菜										
0歳～2歳	円 4,470	円 3,890	円 4,260	円 3,710	円 4,070	円 3,540	円 3,860	円 3,360	円 3,660	円 3,190	円 3,460	円 3,020
3歳～5歳	7,430	6,330	7,090	6,050	6,760	5,760	6,430	5,480	6,090	5,190	5,750	4,910
6歳～11歳	9,690	8,240	9,250	7,870	8,820	7,500	8,380	7,120	7,950	6,760	7,510	6,390
12歳～19歳	12,150	10,350	11,600	9,880	11,050	9,420	10,510	8,950	9,960	8,490	9,420	8,010
20歳～40歳	10,230	8,700	9,770	8,310	9,310	7,920	8,850	7,520	8,390	7,130	7,930	6,740
41歳～59歳	9,590	8,180	9,160	7,810	8,730	7,450	8,300	7,070	7,870	6,710	7,440	6,340
60歳～69歳	9,280	7,910	8,860	7,550	8,450	7,190	8,020	6,840	7,610	6,490	7,190	6,120
70歳～	8,250	7,010	7,880	6,690	7,510	6,380	7,130	6,060	6,760	5,740	6,400	5,430

別表2

## 勤労に伴う必要経費として定める額

収入金額別区分		1級地		2級地		3級地	
		1人目	2人目以降	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
円	円	円	円	円	円	円	円
0～	8,000	0～5,600	0～5,600	0～5,600	0～5,600	0～5,600	0～5,600
8,001～	8,339	5,601～5,837	5,600	5,601～5,837	5,600	5,601～5,837	5,600
8,340～	11,999	5,840	5,600	5,840	5,600	5,840	5,600
12,000～	15,999	6,320	5,600	6,320	5,600	6,320	5,600
16,000～	19,999	6,800	5,780	6,800	5,780	6,800	5,780
20,000～	23,999	7,290	6,200	7,290	6,200	7,290	6,200
24,000～	27,999	7,770	6,610	7,770	6,610	7,770	6,610
28,000～	31,999	8,250	7,010	8,250	7,010	8,250	7,010
32,000～	35,999	8,730	7,420	8,730	7,420	8,730	7,420
36,000～	39,999	9,210	7,830	9,210	7,830	9,210	7,830
40,000～	43,999	9,700	8,240	9,700	8,240	9,700	8,240
44,000～	47,999	10,180	8,650	10,180	8,650	10,180	8,650
48,000～	51,999	10,650	9,060	10,650	9,060	10,650	9,060
52,000～	55,999	11,140	9,460	11,140	9,460	11,140	9,460
56,000～	59,999	11,620	9,880	11,620	9,880	11,620	9,880
60,000～	63,999	12,100	10,290	12,100	10,290	12,100	10,290
64,000～	67,999	12,590	10,700	12,590	10,700	12,590	10,700
68,000～	71,999	13,060	11,100	13,060	11,100	13,060	11,100
72,000～	75,999	13,550	11,520	13,550	11,520	13,550	11,520
76,000～	79,999	14,030	11,920	14,030	11,920	14,030	11,920
80,000～	83,999	14,510	12,330	14,510	12,330	14,510	12,330
84,000～	87,999	14,990	12,750	14,990	12,750	14,990	12,750
88,000～	91,999	15,470	13,150	15,470	13,150	15,470	13,150
92,000～	95,999	15,800	13,430	15,800	13,430	15,800	13,430
96,000～	99,999	16,060	13,650	16,060	13,650	16,060	13,650
100,000～	103,999	16,250	13,820	16,250	13,820	16,250	13,820
104,000～	107,999	16,460	13,990	16,460	13,990	16,460	13,990

108,000 ~	111,999	16,660	14,160	16,660	14,160	16,660	14,160
112,000 ~	115,999	16,860	14,330	16,860	14,330	16,860	14,330
116,000 ~	119,999	17,060	14,500	17,060	14,500	17,060	14,500
120,000 ~	123,999	17,260	14,670	17,260	14,670	17,260	14,670
124,000 ~	127,999	17,460	14,840	17,460	14,840	17,460	14,840
128,000 ~	131,999	17,660	15,020	17,660	15,020	17,660	15,020
132,000 ~	135,999	17,860	15,180	17,860	15,180	17,860	15,180
136,000 ~	139,999	18,060	15,350	18,060	15,350	18,060	15,350
140,000 ~	143,999	18,260	15,530	18,260	15,530	18,260	15,530
144,000 ~	147,999	18,460	15,690	18,460	15,690	18,460	15,690
148,000 ~	151,999	18,660	15,860	18,660	15,860	18,660	15,860
152,000 ~	155,999	18,870	16,040	18,870	16,040	18,870	15,870
156,000 ~	159,999	19,100	16,230	19,100	16,230	18,670	15,870
160,000 ~	163,999	19,290	16,390	19,290	16,390	18,670	15,870
164,000 ~	167,999	19,520	16,600	19,520	16,600	18,670	15,870
168,000 ~	171,999	19,660	16,720	19,660	16,720	18,670	15,870
172,000 ~	175,999	19,870	16,880	19,870	16,880	18,670	15,870
176,000 ~	179,999	20,130	17,110	20,130	17,110	18,670	15,870
180,000 ~	183,999	20,270	17,230	20,270	17,230	18,670	15,870
184,000 ~	187,999	20,470	17,400	20,470	17,400	18,670	15,870
188,000 ~	191,999	20,670	17,570	20,670	17,570	18,670	15,870
192,000 ~	195,999	20,870	17,740	20,710	17,610	18,670	15,870
196,000 ~	199,999	21,170	17,990	20,710	17,610	18,670	15,870
200,000 ~	203,999	21,270	18,070	20,710	17,610	18,670	15,870
204,000 ~	207,999	21,470	18,250	20,710	17,610	18,670	15,870
208,000 ~	211,999	21,700	18,450	20,710	17,610	18,670	15,870
212,000 ~	215,999	21,870	18,590	20,710	17,610	18,670	15,870
216,000 ~	219,999	22,070	18,760	20,710	17,610	18,670	15,870
220,000 ~	223,999	22,270	18,940	20,710	17,610	18,670	15,870
224,000 ~	227,999	22,470	19,100	20,710	17,610	18,670	15,870
228,000 ~	231,999	22,670	19,270	20,710	17,610	18,670	15,870
232,000 ~		22,760	19,350	20,710	17,610	18,670	15,870

(備考)級地区分は、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第9「級地区分」による。

- ・「収入金額」が0~8,000円の1人目及び2人目以降、8,001~8,339円の1人目の場合の必要経費として定める額は、収入金額に0.7を乗じた額(1円未満の端数は四捨五入)とする。

## ◎生活保護法の一部を改正する法律

(平成二五年一月二三日法律第一〇四号)

### 一、提案理由(平成二五年一月五日・参議院厚生労働委員会)

○国務大臣(田村憲久君) ただいま議題となりました生活保護法の一部を改正する法律案及び生活困窮者自立支援法案について、その趣旨を説明いたします。

まず、生活保護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

生活保護制度は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき生活に困窮する全ての国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図るものとして重要な役割を担ってまいりました。しかしながら、法の制定から六十年以上の間、抜本的な見直しが行われておらず、近年の生活保護受給者の急増や、不正事案が発生する状況の中で、幅広い観点からの見直しを行う必要があります。

こうした課題に対応し、最後のセーフティネットとして必要な人には確実に保護を実施するという生活保護制度の基本的

生活保護法の一部を改正する法律

な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼にこたえられるよう、生活保護受給者それぞれの状態や段階に応じた自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずるため、生活保護法の一部を改正する法律案を第百八十三回国会に提出いたしました。同法案は、審議未了、廃案となり、成立を見るに至りませんでした。一刻も早くその実現を図るために、所要の修正を加えた上で、ここにその法律案を提案し、御審議願うこととした次第であります。

以下、この法律案の内容についてその概要を説明いたします。

第一に、就労による自立の促進を図るため、安定した職業に就き、保護から脱却することを促すための給付金を創設することとしております。

第二に、不正・不適正受給対策の強化のため、福祉事務所の調査権限を強化し、就労活動等に関する事項を調査可能とするとともに、官公署に対しては回答義務を創設することとしております。また、罰則の引上げや不正受給に係る返還金の上乗せ等を行うこととしております。

第三に、医療扶助の適正化のため、指定医療機関制度について、指定や取消しに係る要件を明確化するとともに、指定の更新制を導入することとしております。また、医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、生活保護受給者に対し後発医薬

品の使用を促すこととしております。

最後に、この法律案の施行期日については、一部の規定を除き、平成二十六年七月一日としております。

.....(略).....  
以上が二法案の趣旨であります。

御審議の上、速やかに可決していただきますことをお願いいたします。

以上でございます。

## 二、参議院厚生労働委員長報告

(平成二五年一月二三日)

○石井みどり君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、生活保護法の一部を改正する法律案は、実効ある不正の防止、医療扶助の適正化等を図ることにより、国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、保護の決定に係る手続及び医療機関等の指定制度の整備、就労自立給付金制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して審議し、新宿区において生活保護の申請窓口、生活困窮者に対する自立相談支援等の実情を視察するとともに、保護の申請手続を法律に規定する趣旨及び改正後の運用の在り方、扶養義務者に対する通知等の問題点、福祉事務所の体制整備の必要性、生活困窮者に対する相談支援の重要性、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の認定基準等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して辰巳孝太郎委員より両法律案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より両法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

### ○附帯決議(平成二五年一月二二日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、生活保護制度は、憲法二十五条が規定した「健康で文化的

な最低限度の生活」を全ての国民に保障するための最後の砦であり、本法に基づいて保護が必要な国民に確実に保護を実施する必要があることから、本法の施行を機に、制度の意義や必要性、相談窓口の所在や申請の方法等について改めて国民への周知を図り、国民全体の理解を得るよう努めること。

二、申請権侵害の事案が発生することのないよう、申請行為は非要式行為であり、障害等で文字を書くことが困難な者等が口頭で申請することも認められるというこれまでの取扱いや、要否判定に必要な資料の提出は可能な範囲で保護決定までの間に行うというこれまでの取扱いに今後とも変更がないことについて、省令、通達等に明記の上、周知するとともに、いわゆる「水際作戦」はあってはならないことを、地方自治体に周知徹底すること。

三、生活保護制度の説明資料、申請書等について、保護の相談窓口で常時配備するなど、相談窓口における適切な対応について指導を徹底すること。また、相談窓口の対応等について実態調査を行うとともに、申請権侵害が疑われる事案が生じた場合に、不服のある相談者等が相談できる機関を設置するなど、制度のより適正な運営に向けた相談体制の在り方について検討すること。

四、扶養義務者に対する調査、通知等に当たっては、扶養義務

生活保護法の一部を改正する法律

の履行が要保護認定の前提や要件とはならないことを明確にするるとともに、事前に要保護者との家族関係、家族の状況等を十分に把握し、要保護者が申請を躊躇したり、その家族関係の悪化を来したりすることのないよう、十分配慮すること。

五、生活保護受給者に対して就労による自立を促す際には、十分な相談・聞き取りを行い、被保護者の納得と理解を確認するなど、適切な指導を行うこと。また、就労自立給付金の支給に当たっては、就労による自立のインセンティブ付与と、被保護者の自立後の生活の安定に資するという二つの観点から、対象範囲を適正に設定し、必要な給付が行われるよう制度設計を行うこと。

六、生活保護制度の実施体制については、受給者数が急増していることや、個々人の異なる状況に時間をかけて密接に対応していく必要があることから、地方自治体に対する地方交付税措置を改善し、地方自治体におけるケースワーカー、就労支援員などの増員を図る等により、適正な配置を確保すること。

七、五年後の見直しに際しては、生活保護受給者数、人口比受給率、生活保護の捕捉率、餓死・孤立死などの問題事例等の動向を踏まえ、生活保護受給者、これを支援する団体、貧困問題に関し優れた見識を有する者等、関係者の意見を十分に

聴取した上で、必要な改正を行うこと。

以上、御報告申し上げます。

右決議する。

### 三、衆議院厚生労働委員長報告（平成二十五年二月六日）

○後藤茂之君 たいだいま議題となりました各案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、生活保護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、保護の決定に際してのより実効ある不正の防止、医療扶助の実施の適正化等を図ることにより、国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、保護の決定に係る手続及び指定医療機関等の指定制度を整備し、就労自立給付金を創設する等の措置を講じようとするものであります。

（略）

両案は、参議院先議に係るもので、去る十一月二十七日日本委員会に付託され、二十九日田村厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十二月四日、質疑を行った後、討論、採決の結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

（略）

## ○生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて

(昭和38年4月1日)

(社保第34号)

(各都道府県・各指定都市民生主管部(局)長あて厚生省社会局保護課長通知)

[参考(改正後全文)]

今般、保護基準の第19次改定等に伴ない保護の実施要領については、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知(以下「次官通知」という。)の一部が改正されるとともに昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知(以下「局長通知」という。)が新たに定められたところであるが、これに伴ない昭和36年4月1日社保第22号本職通知を次のとおり全面改正したので了知のうえ実施要領取扱い上の指針とされたい。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。

## 第1 世帯の認定

問1 削除

問2 削除

問3 削除

問4 出かせぎ又は寄宿とは、生計を一にする世帯の所在地を離れて、特定又は不特定期間、他の土地で就労、事業、就学等のため仮の独立生活を営み、目的達成後その世帯に帰ることが予定されている状態をいうものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問5 生計を一にする世帯から離れて、他の土地に新たな生計の本拠を構えた場合には、これを転出として取り扱ってよいか。

答 貴見のとおり取り扱って差しつかえない。

問6 局長通知第1の5の(2)のイに該当するものは、どのようなものか。

答 例えば、公益財団法人交通遺児育英会の奨学金、文部科学省の高等学校等進学奨励費補助を受けて行われる事業による奨学金、生活福祉資金の修学資金のうち特に必要と認められる場合に支給されるもの、母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金の修学資金のうち特別貸付けによるもの等である。

問7 局長通知第1の3にいう「高等学校又は高等専門学校での就学に準ずるもの」とは、どのようなものをいうか。

答 専修学校又は各種学校の修業年限が3年以上であり、かつ、普通教育科目を含む就業時間数がおおむね年800時間以上である教育課程に就学する場合であって、就学する者の意欲、能力、健康状態等から判断して、当該被保護世帯の自立助長のうゑで高等学校等での就学と同程度の効果が期待されるものをいう。

問8 世帯分離が認められる場合については、局長通知第1の2及び5に各々その要件が示されているが、これは、世帯分離により保護継続している場合にも適用されるべきものと思う。したがって、世帯分離要件に該当しなくなった場合は、世帯分離を解除した上、改めて同一世帯として認定を行い、保護の要否判定を行うべきものと考えるが、どうか。

答 世帯分離は、世帯単位の原則をつらぬくとかえって法の目的を実現できないと認められる場合に、例外的に認められる取扱いであることから、世帯分離要件は、世帯分離を行う時点だけでなく、保護継続中も常に満たされていないなければならないものである。

したがって、一旦世帯分離を行った場合であっても、その後の事情の変更により、世帯分離の要件を満たさなくなった場合には、世帯分離を解除し、世帯を単位として保護の要否及び程度を決定することとなる。

具体的には、世帯分離により保護を要しないこととなった世帯の収入、資産の状況、就学の状況や、世帯構成、地域の生活実態との均衡及び世帯分離の効果等を継続的に把握し、世帯分離要件を満たしているかどうかについて、少なくとも毎年1回は検討を行う必要がある。

なお、世帯分離の解除を円滑に行うためにも、世帯分離を行うに当たっては、当該世帯に対し世帯分離の趣旨等を十分に説明しておく必要がある。

問9 世帯分離をした場合において、分離により保護を要しないとした者(世帯)については、継続的に収入等を把握し、要件を満たしているかどうかについて少なくとも毎年1回は検討を行うこととされているが、世帯分離により保護を要しないとした者の非協力により保護を要しないとした者の収入等が申告されず、また再三届出を求めたにもかかわらず届出がなされないため要件の確認が行えないような場合は、どのように取り扱えばよいか。

答 世帯分離は、世帯単位の原則のもとで一定の要件を満たしていることを条件に保護の実施機関が適当と判断したときに例外的な取扱いとして認められているものである。したがって、世帯分離中は継続して分離の要件を満たしており、分離が適切であるとの実施機関の判断が前提となっているものであるから、設問のように福祉事務所において分離要件を見直すことが必要であると考え調査したが、世帯分離により保護を要しないとした者の非協力により、この確認ができない場合には当然世帯単位の原則に立ち帰り同一世帯と認定すべきものである。

以上の考え方からすれば、設問のような場合においては、実施機関は、まず、世帯分離を解除し、当該者を同一世帯と認定する変更決定を行うとともに、再度必要な資料等の提出を求め、なお指示に従わない場合は所要の手続を経て保護の停廃止を検討すべきである。

問10 世帯分離により入院若しくは入所中又は局長通知第1の2の(8)に掲げる施設に入所中の者のみを相当長期間保護している場合であって、世帯分離後の出身世帯の生計中心者が代替わりしたこと等により、同一世帯として

認定することが適当でない認められる場合には、別世帯とみなして差しつかえないか。

答 次のいずれにも該当する場合であって、社会通念上同一世帯として認定することが適当でない認められる場合には、出身世帯と分離して保護している者を別世帯とみなして差しつかえない。

- 1 世帯分離後、入院入所期間がおおむね5年以上にわたっており、今後も引き続き長期間に及ぶこと。
- 2 世帯分離されている者に対し、出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にないこと。
- 3 世帯分離後出身世帯の生計中心者が代替わりしていること。

なお、別世帯とみなした場合にも、従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任(居住地保護の例による。)を負うこととなる。

問11 肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設若しくは内部障害者更生施設又は身体障害者授産施設の入所者のうち、重度の障害を有するため入所期間の長期化が見込まれるものであって、出身世帯員と同一世帯として認定することが適当でない場合には、局長通知第1の2の(8)の規定に準じて、世帯分離してよろしいか。

答 お見込みのとおりである。

## 第2 実施責任

問1 単身者たる入院患者又は介護老人保健施設入所者の入院又は入所前の居住地がなくなった場合は、他に親族等の縁故先で退院又は退所後の着き先となることが期待される場所があるとしても、当該入院又は入所が法によるものであると否とを問わず、すべて居住地として認定されないと解してよいか。

答 局長通知第2の1の(2)に該当する場合を除き、お見込みのとおりである。

問2 世帯分離された入院患者又は介護老人保健施設入所者については、出身世帯の居住地をその居住地として認定すべきであり、出身世帯が移転した場合も同様であると解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問3 同一世帯員として認定すべき者のうち一方が病院又は療養所にあり、他方が保護施設にある場合で、入院又は入所前の居住地が消滅しているときの実施責任は、どのように判断すべきか。

答 それぞれ世帯を別にして判断すべきである。

すなわち、保護施設にある者については法第19条第3項により、入院患者については局長通知第2の1又は2により取り扱うべきである。

問4 次の場合の要保護者にかかる実施責任はいずれにあるか。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく公費負担(結核に係るものに限る。以下同じ。)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)に基づく公費負担による入院患者等医療扶助の適用を受けていない被保護者で居住地のないものが転院したとき。
- (2) 医療扶助により入院していた者で局長通知第2の1の(3)又は2により保護を実施されていたものが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく公費負担を受ける等医療扶助の適用を要しなくなった場合で引き続き生活扶助(入院患者の日用品費)を要するとき。
- (3) 医療観察法による措置廃止により、居住地のない被保護者が転院したとき。

答 (1)については、局長通知2の2は適用されず、当該被保護者の現在地である転院先の医療機関所在地の実施機関が、入院患者日用品費等の支給について実施責任を負うものである。

(2)については、同一医療機関に入院している限り引き続き局長通知第2の1の(3)又は2により実施責任が定められるものである。

(3)については、措置廃止と同時に転院となった場合は、局長通知第2の1により転院先の医療機関所在地の実施機関が実施責任を負うものである。

問5 局長通知第2の1の(3)にいう「入院後3箇月以内」及び「入院後3箇月を経過した後」の「3箇月」はどのように算定すべきか。

答 いずれも入院した日の属する月を含めて4箇月目の月の入院日に相当する日の前日までをいうものである。

問6 削除

問7 被保護者が軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入所した場合、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム所在地をその者の居住地とし、その者に対する保護の実施責任は、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム所在地を所管する保護の実施機関が負うこととなるのか。

答

- (1) 軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入居する被保護者のうち、これらの施設において特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者については、従前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととなる。
- (2) 軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入居する者のうち、これらの施設において特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けない者については、居住地特例の適用はなく、これらの施設の所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなる。
- (3) 軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入居している者から保護の申請があった場合は、その者が特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けるか否かにかかわらず、これらの施設の所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなる。
- (4) (2)と同様に、身体障害者福祉ホーム、精神障害者ホーム、知的障害者福祉ホーム、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等に入居する者については、これらの施設の所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなる。

一方で、平成18年4月1日以後に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居に入居した被保護者の保護の実施責任は、入居前に保護を受けていたかどうかにかかわらず、入居前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うものであることに留意されたい。

問8 平成18年10月以前より児童福祉法に基づく措置により児童福祉施設(知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に限る。)に入所している児童が、引き続き契約に基づき当該施設に入所する場合、その児童の入所期間中、当該施設(複数の施設に継続して入所措置された場合には最初に入所措置された施設)に入所措置する前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が、当該児童に対する保護の実施責任を負うものと考えてよろしいか。

答 お見込みのとおりである。

### 第3 資産の活用

問1 削除

問2 削除

問3 削除

問4 削除

問5 削除

問6 局長通知第3の4の(4)のイにいう「当該地域の一般世帯との均衡を失することにならない」ことの判断基準を示されたい。

答

(1) 「当該地域」とは、通常の場合、保護の実施機関の所管区域又は市町村の行政区域を単位とすることが適当であるが、実情に応じて、市の町内会、町村の集落等の区域を単位として取り扱って差しつかえない。

(2) 「一般世帯との均衡を失することにならない」場合とは、当該物品の普及率をもって判断するものとし、具体的には、当該地域の全世帯の70%程度(利用の必要性において同様の状態にある世帯に限って見た場合には90%程度)の普及率を基準として認定すること。

問7 削除

問8 生活用品としての楽器、テレビ、カメラ及びステレオは、趣味装飾品、家具什器又はその他の物品のいずれに分類すべきか。

答 「その他の物品」として取り扱うこと。

問8—2 債券の保有は認められないこととなっているが、有価証券はすべて保有が認められないのか。

答 株券、国債証券、投資信託の受益証券など資産形成に資する有価証券は、保有を認められない。

なお、保護申請時において、未公開株券等の直ちに処分することが困難な有価証券であって、一定期限の到来により処分可能となるものを保有する場合に限り、保護適用後売却益を受領した時点で、開始時の資力として法第63条を適用することを条件に保護を適用して差し支えない。

問9 次のいずれかに該当する場合であって、自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に相当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを相当としないもの」として通勤用自動車の保有を認めてよいか。

1 障害者が自動車により通勤する場合

2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合

3 公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合

4 深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合

答 お見込みのとおりである。

なお、2、3及び4については、次のいずれにも該当する場合に限るものとする。

(1) 世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、かつ、当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められること。

(2) 当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないものであること。

(3) 自動車の処分価値が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであること。

(4) 当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること。

問9の2 通勤用自動車については、現に就労中の者にしか認められていないが、保護の開始申請時においては失業や傷病により就労を中断しているが、就労を再開する際には通勤に自動車を利用することが見込まれる場合であっても、保有している自動車は処分させなくてはならないのか。

答 概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものについては、次官通知第3の2「現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの」に該当するものとして、処分指導を行わないものとして差し支えない。ただし、維持費の捻出が困難な場合についてはこの限りではない。

なお、処分指導はあくまで保留されているものであり、当該求職活動期間中に車の使用を認める趣旨ではないので、予め文書により「自動車の使用は認められない」旨を通知するなど、対象者には十分な説明・指導を行うこと。ただし、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えない。

また、期限到来後自立に至らなかった場合については、通勤用の自動車の保有要件を満たす者が通勤用に使用している場合を除き、速やかに処分指導を行うこと。

#### 問10 削除

問11 保護申請時において保険に加入しており、解約すれば返戻金のある場合は、すべて解約させるべきか。

答 保険の解約返戻金は、資産として活用させるのが原則である。ただし、返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に解約させないで保護を適用して差しつかえない。

問12 次のいずれかに該当する場合は自動車の保有を認めてよいか。

- 1 障害者(児)が通院、通所及び通学(以下「通院等」という。)のために自動車を必要とする場合
- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合

答 次のいずれかに該当し、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてその保有を認めて差しつかえない。

- 1 障害(児)者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合

- (1) 障害(児)者の通院等のために定期的に自動車を利用されることが明らかな場合であること。
- (2) 当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。
- (3) 自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの(排気量がおおむね2,000cc以下)であること。
- (4) 自動車の維持に要する費用(ガソリン代を除く。)が他からの援助(維持費に充てることを特定したものに限る。)、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。
- (5) 障害者自身が運転する場合又は専ら障害(児)者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

なお、以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。

- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合

- (1) 当該者の通院等のために定期的に自動車を利用されることが明らかな場合であること。
- (2) 他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。
- (3) 自動車の処分価値が小さく、通院等に必要最小限のもの(排気量がおおむね2,000cc以下)であること。
- (4) 自動車の維持に要する費用(ガソリン代を除く。)が他からの援助(維持費に充てることを特定したものに限る。)等により、確実にまかなわれる見通しがあること。
- (5) 当該者自身が運転する場合又は専ら当該者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

問13 局第3において、要保護者に資産の申告を行わせることとなっているが、保護受給中の申告の時期等について具体的に示されたい。

答 被保護者の現金、預金、動産、不動産等の資産に関する申告の時期及び回数については、少なくとも12箇月ごとに行わせることとし、申告の内容に不審がある場合には必要に応じて関係先について調査を行うこと。

この場合、不動産の保有状況については、固定資産税納税通知書がある場合は写しを提出させるとともに、必要がある場合は、更に訪問調査等により的確に把握すること。

なお、保護の実施機関において関係機関の協力等により被保護者の保有不動産の状況を的確に把握できる場合には、必ずしも被保護者から申告を行わせる必要はないこと。

おって、不動産を取得又は処分したときの申告については、予め被保護者に申告の義務があることを十分に理解させ、速やかに申告を行わせること。

問14 ローン付住宅を保有している者から保護の申請があったが、どのように取り扱うべきか。

答 ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している者を保護した場合には、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきではない。

問15 局長通知第3の5にいうケース診断会議等の検討に付する目安を示されたい。

答 ケース診断会議等における検討対象ケースの選定に当たっては、当該実施機関における最上位級地の30歳代及び20歳代の夫婦と4歳の子を例とする3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値におおよそ10年を乗じ、土地・家屋保有に係る一般低所得世帯、周辺地域住民の意識、持ち家状況等を勘案した所要の補正を行う方法、またはその他地域の事情に応じた適切な方法により算出した額をもってケース診断会議等選定の目安額とする。

なお、当該目安額は、あくまでも当該診断会議等の検討に付するか否かの判断のための基準であり、保護の要否の決定基準ではないものである。

問16 局長通知第3の5にいうケース診断会議等ではどのような点について検討を行うのか示されたい。

答 当該土地・家屋に居住することによって営まれる生活の内容が、最低生活の観点から、他の被保護世帯や地域住民の生活内容との比較においてバランスを失わない程度のものであるか、また、生活保護の補足性の観点からみて、居住用の不動産としてその価値が著しい不公平を生じるものではないか等について、住民意識及び世帯の事情等を十分勘案して長期的な視点で行うものとする。

具体的には、

- ① 当該土地・家屋の見込処分価値の精査
- ② 当該土地・家屋の処分の可能性
- ③ 当該世帯の移転の可能性
- ④ 当該世帯員の健康状態・生活歴
- ⑤ 当該世帯と近隣の関係
- ⑥ 当該世帯の自立の可能性
- ⑦ 当該地域の低所得者の持ち家状況、土地・家屋の平均面積、地域感情
- ⑧ その他必要な事項

について検討し、当該世帯の実情に応じた土地・家屋の保有の容認あるいは活用の方策等の総合的な援助方針について意見をまとめること。

なお、土地・家屋の活用について援助方針を樹立する際には、当該世帯に将来の生活の不安を抱かせることのないよう配慮する必要があることから、単に資産活用に係る関係諸機関との連携、活用までの間の急迫保護のあり方、指導指示の内容について検討するのみでなく、個別の世帯の事情に即した他法他施策の活用、不動産を担保とした貸付の活用、不動産の賃貸等による活用、公営住宅等への入居による活用、親族との関係など当該世帯の自立助長の観点から、全般にわたり十分な配慮を行った援助方針の樹立に努める必要があること。

また、土地・家屋の保有を容認することが適当と判断された場合においても、検討の結果を活かして改善を図られる援助方針の樹立について留意されたいこと。

問17 次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてルームエアコンの保有を認めてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問18 生活保護の受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等がある場合はどのように取り扱ったらよいか。

答 被保護者に、預貯金等がある場合については、まず、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段(収入の未申告等)により蓄えられたものではないことを確認すること。当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。なお、この場合、当該預貯金等があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

また、被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うこと。

さらに、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなざるを得ない旨を被保護者に説明したうえで、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。

問18—3 保護の廃止をする際に、活用すべき資産には当たらないものとして認められた預貯金等を保有していた場合、保護を再開する際の当該預貯金の取扱いを示されたい。

答 保護の停止は、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想される場合又は保護を要しない状態がなお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要がある場合に行うものであり、保護停止中においても、その生活状況の経過を把握し、必要に応じて、助言指導を行うこととなっている。

このため、保護停止前に認められていた当該預貯金等を保護停止中に保有することは認められるものである。なお、保護再開時に当たっては、自立更生計画等により、当該預貯金等の使用目的及び金額が保護停止前と変更しないものかどうか、変更されている場合はその事情等を確認すること。

一方、保護の廃止は、特別な事由が生じない限り、保護を再開する必要がない場合又はおおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続する場合に行うものであり、保護廃止後は生活保護制度下の制約を受けないものである。

したがって、保護廃止後は当該預貯金等を何に充てるかは本人の自由となるが、再び要保護状態となって保護の申請があった場合、保護廃止前に活用すべき資産には当たらないものとして認められた預貯金等を保有していたとしても、保護開始時の要否判定においては、活用すべき資産として取り扱うことに留意すること。

なお、これらの手続について、被保護者に対し、上記の取扱いを十分に説明した上で行うこと。

問19 保護申請時において学資保険に加入している場合においても、本通知第3の問11と同様の条件を満たす場合については、解約させないで保護を適用してよいか。

答 当該学資保険が、次の条件を満たす場合には、保護適用後、満期保険金(一時金等を含む)又は解約返戻金を受領した時点で、開始時の解約返戻金相当額について法第63条を適用することを前提として、解約させないで保護を適用して差し支えない。

- 1 同一世帯の構成員である子が18歳以下である時に、同一世帯員が満期保険金(一時金等を含む)を受け取るものであること。
- 2 満期保険金(一時金等を含む)又は満期前に解約した場合の返戻金の使途が世帯内の子の就学に要する費用にあててを目的としたものであること。
- 3 開始時点の一世帯あたりの解約返戻金の額が50万円以下であること。

問20 保護受給中に学資保険の満期保険金(一時金等を含む)又は解約返戻金を受領した場合について高等学校等就学費との関係も踏まえて取扱いを示されたい。

答 満期保険金等を受領した場合、開始時の解約返戻金相当額については、法第63条を適用し返還を求めることとなるが、本通知第8の問40の(2)のオに定める就学等の費用にあてられる額の範囲内で、返還を要しないものとして差しつかえない。なお、この場合、高等学校等就学費の支給対象とならない経費(学習塾費等を含む。)及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上しても差しつかえない。

開始時の解約返戻金相当額以外については、「保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱い」と同様に、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合については、収入認定の除外対象として取り扱い、当該収入があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。なお、この取扱いは、保有を認められた他の保険についても同様である。

問21 局長通知第3の1の(1)及び第3の2の(1)において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させることとし、その活用後に保有を認めることとされているが、当該貸付資金の利用が可能にも関わらず、その利用を拒む世帯に対しては、どのように対応するのか。

答 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能な場合には、当該貸付資金の利用が優先されるべきである。

したがって、当該貸付資金の利用を拒む世帯に対しては、資産の活用は保護の受給要件となることを説明し、その利用を勧奨するとともに、貸付期間中も相談に応じること、貸付の利用が終了した後、他の要件を満たす場合には生活保護が適用になる旨を説明することとされたい。

それでも、当該貸付資金の利用を拒む場合については、資産活用を恣意的に忌避し、法第4条に定める保護の受給要件を満たさないものと解し、

- 1 生活保護受給中の者については、所要の手続を経て、保護を廃止する
- 2 新規の保護申請者については、保護申請を却下することとされたい。

問22 保護受給中の者が要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合、貸付日以前に支給された保護費はどのように取扱うのか。

答 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用の可否については、社会福祉協議会による審査によって決定されることから、保護の実施機関による当該居住用不動産の保有認否の判断は、この審査結果を待って行うことになる。

したがって、この場合、貸付契約の成立をもって、当該居住用不動産が具体的に活用可能な資産になったものと判断されるべきであり、初回の貸付分が受けられる月の初日を資力発生日ととらえ、貸付日以前に支給された保護費については、法第63条による返還請求を行わないこと。

なお、この取扱いは、保護の実施機関が貸付日以前に当該居住用不動産の保有を否認していた場合も同様である。

問23 保有が容認されていた自動車が使用に耐えない状態となった場合、自動車の更新を認めてよいか。

答 次のいずれにも該当する場合であって、自動車を購入することが真にやむを得ないと認められる場合は、自動車の更新を認めて差し支えない。

ただし、保護の実施機関による事前の承認を得ることを原則とする。その際、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等により賄う場合においては、本通知第3の18に従い、不正の手段により蓄えられたものではないこと等を確認すること。

- 1 保有が容認されていた自動車が使用に耐えない状態となったこと。
- 2 保有が容認されていた事情に変更がなく、自動車の更新後も引き続き本通知第3の9又は同第3の12に掲げる保有の容認要件に該当すること。
- 3 自動車の処分価値が小さく、通勤、通院等に必要な範囲の自動車と認められるものであること。
- 4 自動車の更新にかかる費用が扶養義務者等他からの援助又は保護費のやり繰りによって生じた預貯金等により確実に賄われること。

#### 第4 稼働能力の活用

問1 現に就労している者の稼働能力の活用状況が十分であるか否かについては、どのように判断したら良いのか。

答 局長通知第4で示した稼働能力の活用についての判断基準は、現に就労している者についても当てはまるものである。

具体的には、その者の現在の就労状況が2により評価した本人の稼働能力から見て妥当な水準にあると認められる場合には、その者は稼働能力を活用していると判断することができるものである。

一方、本人の稼働能力から見て妥当な水準にないと認められる場合には、3及び4で示した事項を含めて1により客観的かつ総合的に判断されたい。

#### 第5 扶養義務の取扱い

問1 局長通知第5の1の(1)のイの(イ)にいう「特別の事情」に該当するのは、どのような場合であるか。

答 民法第877条第2項にいう特別の事情と同様趣旨のものと考えてよく、この場合、特別の事情とは、法律上絶対的扶養義務者には一般的に扶養義務が課せられるが、その他の三親等内の親族についても、親族間に生活共同体的関係が存在する実態にあるときは、その実態に対応した扶養関係を認めるという観点から判断することが適当であるとされている。したがって、本法の運用にあたっては、この趣旨に沿って、保護の実施機関において、当事者間の関係並びに関係親族及び当該地域における扶養に関する慣行等を勘案して特別の事情の有無を判断すべきものである。

わが国の社会実態からみて、少なくとも次の場合には、それぞれ各号に掲げる者について特別の事情があると認めることが適当である。ただし、当該判断にあたっては機械的に取り扱うことなく、原則当事者間における話し合い等によって解決するよう努めること。

- 1 その者が、過去に当該申請者又はその世帯に属する者から扶養を受けたことがある場合。
- 2 その者が、遺産相続等に関し、当該申請者又はその世帯に属する者から利益を受けたことがある場合。
- 3 当該親族間の慣行又は当該地域の慣行により、その者が当該申請者又はその世帯に属する者を扶養することが期待される立場にある場合。

問2 局長通知第5の2の(1)による扶養の可能性の調査により、例えば、

- ① 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認める者
- ② 要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者
- ③ 夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等の当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者

であって、明らかに扶養義務の履行が期待できない場合は、その間の局長通知第5の2の(2)及び(3)の扶養能力調査の方法はいかにすべきか。

答1 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者であるときは、局長通知第5の2の(2)のアのただし書きにいう扶養義務者に対して直接照会することが真に適当でない場合として取り扱って差しつかえない。なお、③の場合は、直接照会することが真に適当でない場合として取り扱うこと。

2 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者以外であるときは、個別の慎重な検討を行い扶養の可能性が期待できないものとして取り扱って差しつかえない。なお、③の場合は、扶養の可能性が期待できないものとして取り扱うこと。

3 また、1又は2のいずれの場合も、当該検討経過及び判定については、保護台帳、ケース記録等に明確に記載する必要があるものである。

問3 生活扶助義務関係にある者の扶養能力を判断するにあたり、所得税が課されない程度の収入を得ている者は、扶養能力がないものとして取り扱ってよいか。

答 給与所得者については、資産が特に大きい等、他に特別の事由がない限り、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。給与所得者であってもこの取扱いによることが適当でないと認められる者及び給与所得者以外の者については、各種収入額、資産保有状況、事業規模等を勘案して、個別に判断すること。

問4 局長通知第5の2の(5)のアは、生活保持義務関係にある者の同居の事実の有無又は親権の有無にかかわらず適用されるものと思うが、どうか。

答 お見込みのとおりである。

問5 局長通知第5の3及び4の(1)における「明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とはどのような者をいうか。

答 当該判断に当たっては、局長通知第5の2による扶養能力の調査の結果、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど、資力があることが明らかであること等を総合的に勘案し、扶養義務の履行を家庭裁判所へ調停又は審判の申立てを行う蓋然性が高いと認められる者をいう。

## 第6 他法他施策の活用

### 第7 最低生活費の認定

問1 入院患者に、付添いのため、出身世帯の世帯員がその級地を異にする地の病院又は療養所において生活する場合は、入院患者に準じ最低生活費の認定をしてよいか。

答 当該入院患者が未成熟の子、身体障害者等であって付添いが必要であると認められ、かつ、その出身世帯員が付添いを行なうときは、入院患者及び付添いを行なう世帯員の基準生活費については、局長通知第7の2の(1)により、病院等の所在地の級地基準を適用して差しつかえない。

また、住宅費についても、出身世帯員が入院患者に付添う期間中、局長通知第7の4の(1)のエ(入院患者がある場合の住宅費)を適用して差しつかえない。

問2 削除

問3 父が障害の状態にあるため母等が児童扶養手当を受けている場合は、すべて母子加算の適用があると考えてよいか。

答 児童扶養手当法第4条第1項にいう別表に定める程度の障害の状態にある者は、局長通知第7の2の(2)の(イ)にいう「父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者、精神障害者である場合」に該当し、又は準ずるものとして取り扱って差しつかえない。

問4 母子加算をうけている母等が入院し、入院期間が長期になる見込みの場合であって、残存世帯に養育にあたる者があるとき、母等に対する母子加算をやめ、現に養育している者に加算してよいか。

答 母子加算をうけていた者が長期(1年以上)入院することが明らかな場合であって、出身世帯員の中に児童の養育にあたる者があるときは、その者に母子加算を加算して差しつかえない。

問5 削除

問6 職業能力開発校在校中の者が現に3か月以上治療を要する疾病にかかった場合、在宅患者加算を認定してよいか。

答 職業能力開発校在校中の者であっても、在宅患者加算の要件をみたく場合には在宅患者加算を加算して差しつかえない。

問7 削除

問8 下水道法第11条の3により水洗便所への改造義務を負う被保護者が、市町村又は扶養義務者等の助成又は援助により便所を改造する場合であって、当該改造にあたり家屋の一部を補修しなければならない真にやむを得ない事情があるときは、当該家屋の補修に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 市町村又は扶養義務者等から家屋の補修に要する費用の助成又は援助が期待できない場合は、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問9 削除

問10 削除

問11 削除

問12 学童が通学に際し、交通機関がなく、遠距離のため自転車を利用する必要がある場合は、自転車の購入費を認めてよいか。また、自転車による通学に伴って、ヘルメットを必要とする場合は、ヘルメット購入費を認めてよいか。

答 その地域の殆んどすべての学童が自転車を利用している場合には、自転車の購入費を教育扶助の交通費の実費として認めて差しつかえない。また、学校の指導により、自転車を利用して通学している学童の全員がヘルメットをかぶっている実態にあると認められる場合には、ヘルメットの購入費を教育扶助の交通費の実費として認めて差しつかえない。

なお、通学のため交通費を要する場合には、年間を通じて最も経済的な通学方法をとらせることが適当であるので、他に交通機関がある場合には、それとの比較において考慮すること。

問13 給食費を学校長に直接交付する場合又は地方公共団体等に代理納付する場合であって前渡の必要があるとき、当該給食費の認定の取り扱いはいかにしたらよいか。

答 前渡の必要があると認定される給食費の概算額を毎月計上し、毎学年おおむね2回程度、適宜な時期に、精算を行なうようにされたい。

なお、保護を停止し、又は廃止するときは、そのときに精算を行なわれたい。

問14 風呂桶が破損した場合、この修理を家屋補修費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差しつかえない。

なお、重度の心身障害者、歩行困難な老人等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の敷設に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差しつかえない。

問15 葬祭費の大人、小人の別は、何を基準とするか。

答 火葬料等について市町村条例に区別の定めのある場合は当該条例により、条例のない場合はその地域の慣行による。

問16 民生委員が葬祭を行なった場合には、葬祭扶助を適用してよいか。

答 死亡者の近隣の民生委員が個人的に行なった場合には、適用して差しつかえない。ただし、自殺者等があった場合において、その地の民生委員が市町村長等の依頼により行なったときは、市町村等が葬祭を行なったものとして、葬祭扶助の適用は認められない。

問17 自殺者等について市町村長が埋葬を行なった場合において、埋葬の時より後に葬祭扶助の申請があったときは、これを適用してよいか。

答 当該埋葬後に必要とされる範囲内で、葬祭扶助の適用を行なうことは差しつかえない。

問18 新規中卒者等で就職の確定した者が就職地に赴くために要する交通費又は荷物の荷造費及び運賃について、生活扶助の移送費を適用してよいか。

答 就職することにより、生計の本拠を構える場合にかぎり、局長通知第7の2の(7)の(サ)として生活扶助の移送費を計上してさしつかえない。

問18の2 就職の確定した者が初任給が支給されるまでに通勤費を就職支度費として支給する場合とはどのような場合か。

答 当座の資金がない場合に限り、支給して差し支えない。

なお、通勤のための交通費は必要最小限度の実費を給付するものであり、最も経済的な経路及び方法により通勤定期券等を購入するよう指導し、支給後は通勤定期券等の写しを提出するなど購入実績及び通勤実態を確認されたい。

また、初任給支給後は、すでに支給した交通費分は必要経費として控除はせず、収入認定すること。

問19 最低生活費の認定にあたり、日割計算を行なわなければならないときは、各月の実日数によるべきか。

答 30日を分母として日割計算をすることを原則とするが、その月の実日数に応じて日割計算を行なうことが適当である場合には、実日数によること。

問20 官有地等における無許可建築物に居住する被保護者に対し、配電設備費又は水道設備費の支給が認められるか。

答 配電設備費等の支給は、要保護者の居住する家屋が適法な所有又は占有関係にあることを前提として決定されるべきものであり、不法に占拠された土地に建築された家屋について配電設備費等を支給することは適当でない。

ただし、当該土地の所有者又は権限ある管理者が当該配電設備等を行なうことを了承している場合は、例外として支給して差しつかえない。

問21 葬祭地において、火葬に要する費用の額を定めた条例のない場合の取扱いはどうするか。

答 葬祭地に隣接する市町村の条例に定めるところによらねたい。

問22 同一人に生業費と就職支度費を計上してよいか。

答 同一人の就職について生業費と就職支度費とを重複して計上することは認められない。

なお、大工、植木職等通常その職業に必要な道具類を自弁することとなっている職業につく者については、当該道具類の購入に要する経費と就職支度に要する経費とを生業費の基準額の範囲内で計上して差しつかえない。この場合、就職の支度に要する経費は就職支度費の基準額の範囲内で計上すること。

問23 教育扶助の基準額は月額で表示されているが、被保護者が学用品や通学用品等を購入するために一時に経費を必要とするときは、数箇月分の教育扶助費を一括交付することとしてよいか。

答 教育費の需要の実態にかんがみ、教育扶助費の支給額のある児童生徒の場合に限り、月額で表示された教育扶助の基準額に当該学期の月数(学期の途中で保護を開始された児童の場合は、開始月以後当該学期内の月数)を乗じて得た額の範囲内で必要な額を学用品費等を購入する時期に支給して差しつかえない。

問24 特別支援学校への就学奨励に関する法律により学用品費及び通学用品費が給付されている児童生徒について教育扶助の基準額及び学習支援費を認定する場合はどうするか。

また、障害児施設に入所している児童が特別支援学校へ通学している場合、教育扶助はどう認定するのか。

答 教育扶助の基準額及び交通費については、当該法律により給付される学用品費及び通学用品費の額と教育扶助の基準額との差額を計上し、学習支援費については、同法による給付がある場合においても、その全額を認定することとされたい。

また、障害児施設に入所している児童が特別支援学校へ通学している場合の教育扶助の認定についても同様に扱うこととされたい。

なお、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の適用により支給される学用品費及び通学用品費がある場合も同様に扱われたい。

問25 削除

問26 削除

問27 児童福祉法第27条第3項の規定により、都道府県が知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設への入所措置を行った者について、入院患者日用品費を計上してよろしいか。

答 児童福祉法第27条第3項の規定により、都道府県が入所措置を行った者については、児童福祉法の措置として日用品の給付が行われるので、当該児童にかかる日用品費支弁額の月額を収入認定することになるが、事務処理上は入院患者日用品費の基準額とその支弁額の月額との差額を計上することとして差しつかえない。

問28 冬季加算を一括前渡支給してよいか。

答 生活扶助のうち冬季加算に相応する分についても、1月分以内を限度として前渡することが原則であるが、薪炭等冬期必需物資について、当該地域の実態からみて適宜の時期に一括購入するのでなければ以後の購入が著しく困難となるような状態であれば、個々の被保護世帯において、これを他の生活需要に充当するおそれの有無等を確認し、必要やむを得ないと認められる場合は必要な額を一括前渡して差しつかえない。

問29 局長通知第7の2の(1)のアの「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」とは、どのような者が該当するのか。

答 重度障害者加算を算定している者又は要介護度が3、4若しくは5である者であって、日常生活において常時の介護を必要とするため、外出が著しく困難であり、常時在宅している生活実態にある者(介護人の支援を受けて、通院等のために外出することがある者を含む。)が該当する。その他、医師の診断書等により、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると保護の実施機関が認めた者が該当する。

問29の2 傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児がいる世帯であって局長通知第7の2の(1)のAによる特別基準の適用の必要があると実施機関が認めた場合は、地区別冬季加算額の1.3倍の額を認定してよいか。

答 傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児が世帯員にいたることが確認できれば、冬季に増加する光熱費が地区別冬季加算額で賄える特段の事情がない限り、地区別冬季加算額の1.3倍の額を認定して差し支えない。

問30 局長通知第7の4の(1)の力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答 「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。

1 入院患者が実施機関の指導に基づいて退院するに際し帰住する住居がない場合

2 実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合

- 3 土地収用法、都市計画法等の定めるところにより立退きを強制され、転居を必要とする場合
- 4 退職等により社宅等から転居する場合
- 5 法令又は管理者の指示により社会福祉施設等から退所するに際し帰住する住居がない場合（当該退所が施設入所の目的を達したことによる場合に限る。）
- 6 宿所提供施設、無料低額宿泊所等の利用者が居宅生活に移行する場合
- 7 現に居住する住宅等において、賃貸人又は当該住宅を管理する者等から、居室の提供以外のサービス利用の強要や、著しく高額な共益費等の請求などの不当な行為が行われていると認められるため、他の賃貸住宅等に転居する場合
- 8 現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難であって、当該就労の場所の近くに転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合
- 9 火災等の災害により現住居が消滅し、又は居住にたえない状態になったと認められる場合
- 10 老朽又は破損により居住にたえない状態になったと認められる場合
- 11 居住する住居が著しく狭隘又は劣悪であって、明らかに居住にたえないと認められる場合
- 12 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合
- 13 住宅が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合
- 14 家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合
- 15 離婚(事実婚の解消を含む。)により新たに住居を必要とする場合
- 16 高齢者、身体障害者等が扶養義務者の日常的介護を受けるため、扶養義務者の住居の近隣に転居する場合  
または、双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近隣に転居する場合
- 17 被保護者の状態等を考慮の上、適切な法定施設(グループホームや有料老人ホーム等、社会福祉各法に規定されている施設及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。)に入居する場合であって、やむを得ない場合
- 18 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合

問31 転居等により、保護継続中の者に対し、敷金が返還される場合、この返還金をどう取り扱うべきか。

答 当該返還金は当該月以降の収入として認定すべきものである。ただし、実施機関の指導又は指示により転居した場合においては、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に当てさせて差しつかえない。

なお、当該返還金を敷金等に当てさせた場合には、敷金等の経費について住宅扶助を行う必要はないものである。

問32 削除

問33 削除

問34 家賃又は間代の中に電灯料又は水道料が含まれている場合の住宅費はどのように認定すればよいか。

答 電灯料又は水道料に相当する額を控除した額を住宅費として認定すること。

問35 敷金等として、権利金、礼金、不動産手数料、火災保険料、保証料を認定してよいか。

答 必要やむを得ない場合は、転居に際して必要なものとして認定して差しつかえない。

問36 削除

問37 12月の月の途中で保護の開始又は停止若しくは廃止があった者についての期末一時扶助費の額は日割計算しなくてよいか。

答 期末一時扶助費は12月から翌年1月にかけて引き続き保護を受ける者に対して越年資金として支給されるものである。

従って、12月中に保護を開始される者については日割計算を行なうことなく支給するものである。また、12月中に保護を停止又は廃止される者については支給しないものである。(この場合すでに支給済であれば、法第80条を適用すべき場合を除き、全額返還させることとなる。)

問38 現に居住する家屋に便所がない場合には、これに要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問39 削除

問40 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)別表第7の2又は局長通知第7の8の(2)のアの(イ)により技能修得の期間の延長が認められている期間、必要があればその年額について局長通知第7の8の(2)のアの(ウ)に規定する技能修得費の特別基準額が適用され1年ごとに認定して差しつかえないものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問41 障害等級表の1級、2級又は3級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けている者は、障害者加算の認定に当たり「症状が固定している者」に該当するものとして取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおりである。

問42 常時失禁状態にある患者等が布おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合は、その費用を基準額の範囲内で支給してよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問43 児童が、知的障害児通園施設に入所するときは、当該児童を小学校に入学する児童とみなして入学準備金を認定して差しつかえないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問44 削除

問45 特別支援学校の小学部若しくは中学部に通学する児童若しくは生徒のうち、付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者、又は小学校若しくは中学校に通学する児童若しくは生徒のうち、身体的事情等により一定期間付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者については、これに要する交通費の額を局長通知第5の3の(4)により認定することとしてよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、特別支援学校に通学する児童又は生徒のうち、その一部については、特別支援学校への就学奨励に関する法律により付添に要する交通費が支給されるので留意すること。

問46 保護の基準別表第6の2にいう入院に要する必要最小限度の額の範囲及び程度を示されたい。

答 医療扶助において認められる入院に係る費用(入院基本料等)について8日以内の実入院日数に基づき算定した額の範囲内の必要最小限度の額とすること。

問47 局長通知第7の7の(1)にいう「真にやむを得ない事情」とは、どのような場合をいうか。

答 次のいずれかに該当する場合をいうものであること。

- 1 出産予定日の急変等により、予定していた施設において出産するいとまがない場合又は予定していた施設が満床等で利用できない場合
- 2 予約していた医師又は助産師の都合により、その介助が受けられない場合
- 3 傷病により入院している間に出産した場合

問48 白ありの食害により家屋の損傷が進んでいる場合であって、放置すれば、明らかに当該家屋が損壊すると認められるときは、白ありの駆除のために要する必要最小限度の費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問49 健康保険法等医療保険制度により葬祭扶助基準を若干上回る埋葬料、葬祭費又は葬祭料が支給される場合であって、当該被保険者の職場における交際等から判断して真にやむを得ないと認められるときは、当該埋葬料等のうち実際に葬祭に当てられた額を収入認定の対象としないこととし、かつ、葬祭に係る需要はこれによって消滅したものとして取り扱って差しつかえないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問50 削除

問51 出産扶助の入院料については、医療扶助において認められる費目、単価により算定した額を限度とすることになっているが、局長通知第7の7の(1)の特別基準を適用すべき場合、当該施設における出産に係る看護等の実態、当該地域における出産に係る入院費用の実態からみて真にやむを得ないと認められるときは、同程度の看護体制にある医療機関に入院した場合に医療扶助において認められる入院料の範囲内において必要な額を認定することは認められないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問52 保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(世帯人員別の限度額)の適用について、世帯人員については、同一世帯員として認定され現に同居している被保護者の数によることとし、世帯員の減少があった場合にはその翌月から減少後の世帯人員に応じた限度額が適用されるものと解してよいか。

また、①局第1の5に基づき世帯分離したときは、世帯分離している間に限り、②世帯員が入院又は介護老人保健施設へ入所した場合で1年以内に退院が見込まれるときは、1年間に限り、その者も含めた人員によることを認めてよいか。

答 いずれもお見込みのとおりである。なお、①の適用に当たっては、第1の8のとおり、就学の状況や世帯分離の効果等を継続的に把握し、毎年1回は世帯分離要件を満たしているかどうかについて検討を行うこと。

また、引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯員の減少後6か月間を限度として、引き続き減少前の世帯人員に応じた限度額を適用して差しつかえない。

問53 削除

問54 局長通知第7の2の(2)の(ウ)及び(エ)にいう「専ら母乳によって」とは、どの程度の場合をいうのか。

答 「専ら母乳によって」いる場合とは、当該保育されている乳児について、人工栄養に依存する率が20%未満の場合である。

なお、人工栄養に依存する率は、乳児を養育する者の申立てを基礎として、保護の実施機関の指定する医師、助産師又は保健師の意見をきき、保護の実施機関が決定すること。また、人工栄養に依存する率の変動が予想される場合は、随時、確認を行うこと。

問55 住宅扶助の家賃、間代、地代等の額は月額で表示されているが、被保護者が数か月分の地を一括して支払う必要があるときは数か月分の住宅扶助費を一括交付することとしてよいか。

答 地代については、その支払いの実態にかんがみ住宅扶助費の家賃、間代、地代等の額を12か月の範囲内において必要な月分を地代支払いの時期に支給して差しつかえない。

ただし、新たに、保護を開始した者については、保護を開始した日以降、次期地代支払い時期までの額を認定すること。

問56 局長通知第7の4の(1)のオにいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、どのような場合をいうのか。

答 世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(限度額)のうち、世帯員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。

問57 削除

問58 保護の基準別表第1第2章の2の(1)の(注)にいう社会福祉施設には、身体障害者福祉工場及び軽費老人ホーム(B型)は含まれないものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問59 転出した児童及び児童福祉施設に入所している児童については、母子加算の対象とはならないと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。ただし、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び第一種自閉症児施設に入所中の児童については、母子加算の対象として差し支えない(養育の実態がない場合を除く)。

問60 転出した児童及び児童福祉施設に入所している児童については、児童養育加算の対象となるのか。

答 児童福祉施設のうち、保護の基準別表第1の第1章の3に定める基準生活費を算定する施設に入所している児童については、児童養育加算を算定することとされたい。生活保護受給世帯から転出した児童や基準生活費を算定しない児童福祉施設に入所している児童については、児童養育加算は算定しない。

問60の2 保護の基準別表第1第2章の6の(1)に「高等学校等修了前のもの」とあるが、高等学校等に就学していない者も児童養育加算を算定してよいか。

答 お見込みのとおりである。児童養育加算については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(本通知第7の問60にいう「転出した児童や基準生活費を算定しない児童福祉施設に入所している児童」を除く。)すべてが加算の対象となるものであり、高等学校等への就学を要件とするものではないことに留意されたい。

問61 局長通知第7の2の(5)のアの(イ)にいう「学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者」とはどのような場合をいうのか。

答 学齢期の児童については、活動が活発な一方、成長が著しいため、学童服等が自然消耗前に使用不能となることから、小学校第4学年に進級する児童に限り認められるものであること。

なお、学童服における被服費と買い換えに係る入学準備金は併給して差し支えないものであり、買い換えに係る入学準備金の支給に当たっては、被服費の支給額を考慮せずに必要な金額を支給して差し支えない。

問62 現に居住する家屋に網戸がない場合には、これに要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 設置の必要が認められるときは、最低限度の生活にふさわしい程度において、住宅維持費の範囲内で網戸の設置に要する費用を支給して差し支えない。

問63 削除

問64 局長通知第7の4の(1)のエの(ア)により住宅費が認定される場合の施設にはどのようなものがあるか。

答 次のような施設に入所した場合が考えられる。

- (1) 職業能力開発促進法にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設
- (2) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉施設等であって指導又は訓練を目的としているもの

問65 局長通知第7の2の(2)のエの(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないか。

答 精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。

なお、当該傷病について初めて医師の診療を受けた日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書(写しを含む。以下同じ。)を確認することにより行うものとする。

おって、市町村において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えない。

問66 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用する場合の基準生活費の算定はどうすべきか。

答 居宅から1か月を超えて短期入所生活介護又は短期入所療養介護(以下この問において「短期入所」という。)を利用する場合には、利用開始日の属する月の翌月(利用開始日が月の初日であるときは当該月)から、介護施設入所者に適用される介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。

なお、利用期間が1か月以内の場合については、介護施設入所者基本生活費の算定は要しないことから、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を要しないものとする。

この場合、1か月を超えるか否かは、居宅介護支援計画により予め確認するものとし、月の途中で計画に変更があった場合は、直ちに基準生活費を計上すること。

また、医療機関に入院しており、入院患者日用品費が算定されている者が退院し、そのまま短期入所を利用する場合には、入所日から入院患者日用品費及び加算を計上せず、介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設

に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。

問67 保護開始前の滞納分に係る保険料について介護保険料加算の対象とすることは認められるか。

答 認められない。

問68 他の市町村から転入してきた被保護者が、転入前の市町村から月割賦課による未納分(滞納したものを含まない。)の保険料を請求されている場合は、介護保険料加算を認定して差し支えないか。また、加算を行うのは転出前の保護の実施機関か、転出後の保護の実施機関か。

答 請求額のうち、転入前の生活保護受給期間に応じた額を限度として、加算を認定して差し支えない。この場合、転出後の保護の実施機関において加算すること。

なお、逆に転入前の市町村から過納分の還付金があった場合には、転出後の保護の実施機関において当該還付金を収入認定すること。

問69 短期入所者生活介護又は短期入所療養介護を利用している要介護(支援)者のおむつ代は、利用日数に応じて減額した額を認定すべきか。

答 短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用が月の2分の1を超える場合には、当該月のおむつ代は基準額に利用日数の割合に応じた額を減じて算定することとし、それ以外は基準額の範囲内で実費を計上して差し支えない。

問70 局長通知第7の8の(2)のアの(キ)のcにいう公的資格とは具体的にどのようなものか。また、受講修了によって公的資格が得られる講座以外では、どのようなものが対象となり得るか。

答 公的資格とは、国家資格又は地方公共団体によって認定されている資格をいうものである。

また、受講修了によって公的資格の受験資格を得られるもの、又はいわゆる民間資格であって、当該講座が目標とする職種の雇用環境及び当該講座修了により得られる技能の優位性並びに申請者の職歴、当該職種への適合性及び就職意欲等について、総合的に判断し、目標とする職業への就職の可能性が高いと見込まれるものについては適用して差しつかえない。

問71 ケアハウスは、生活保護法による指定介護機関の指定の対象とされているが、新規に被保護者が入所することは可能か。また、入所に際し支払う必要がある保証金(敷金等に相当するものに限る。)を住宅扶助から支給することとして差しつかえないか。

答 ケアハウスについては、管理費(家賃相当の利用料をいう。)が住宅扶助基準額以下であって事務費及び生活費が生活扶助費により対応可能であれば、新規に被保護者が入所することは可能であり、入所に際し支払う必要がある保証金(敷金等に相当するものに限る。)については、局長通知第7の4の(1)の力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」であれば、敷金等に係る住宅扶助の基準額の範囲内で必要な額を認定して差しつかえない。

また、ケアハウス入所中の基準生活費については、居宅の生活扶助基準を適用し、生活費と事務費については生活扶助により対応し、管理費については、住宅扶助の基準額の範囲内で必要な実費を住宅扶助として認定することとなる。

問72 納期が年4回等少ない市町村において、納付月の翌月以降に保護が廃止となった場合、既に支給した介護保険料加算をどう取り扱うべきか。

答 介護保険料加算は、納期に納入すべき介護保険料の実費に相当する生活需要を保障するものであり、保護が廃止されたからといって、保護決定時の介護保険料加算の変更は要しない。

問73 養護老人ホームに入所する無年金者等介護保険料を負担する収入がない者から生活保護の申請があった場合、要保護者として介護保険料分の扶助費を支給するのか。

答 養護老人ホーム入所者で費用徴収基準の第1階層に区分される者については、介護保険料加算の内容に相当する生活需要は措置を受けている限り、全て施設入所の処遇(措置費)のうちに含まれることとされている。

なお、養護老人ホーム入所者で医療扶助のみを受けている者についても、介護保険料加算を計上する必要はない。

問74 被保護者が被保険者資格を喪失し、資格喪失の日の属する月の前月までの月割りをもって介護保険料が賦課されたため、当該年度における介護保険料の過払い分が還付された。この場合、還付金をどのように取り扱うべきか。

答 介護保険料加算は、各納期に納入すべき介護保険料の実費に相当する需要について加算を行うものである。

介護保険料の還付金が生じたときの取扱いは、還付金が被保険者の納付した介護保険料と当該年度の介護保険料額(当該被保険者の被保険者資格を有する期間に応じて賦課される介護保険料の額)との差を還付するものであり、過去に遡って各納期の介護保険料額を変更するものではないことから、介護保険料加算についても過去に遡っての変更は必要なく、法第63条による返還の問題は生じない。したがって、支給された時点における収入として取り扱うこと。

問75 被保護者が死亡したことで、その年度の介護保険料に過払いが生じ、遺族に対して還付金が支給された場合、どう取り扱うべきか。

答 当該還付金については、遺族に対し支給されたものであり、当該遺族が保護を受給している場合には、当該世帯の収入として認定することとなるが、そうでない場合には、収入認定及び返還の問題は生じない。

問76 介護保険料の納付月前に介護保険の第1号被保険者である被保護者が亡くなった場合、既に支払った保険料額が亡くなった月の前月までの月割りをもって賦課された保険料に満たなければ、介護保険の保険者から当該被保護者の配偶者又は当該世帯の世帯主に対し、亡くなった月の前月までの保険料を請求されることとなるが、これらの配偶者等に対し介護保険料加算を認定して差し支えないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問77 局長通知第7の4の(1)のキにいう「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答 「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれにも該当する場合で、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等が必要であると認められるときに限る。

- 1 居宅生活ができると認められること。
- 2 公営住宅等の敷金等を必要としない住居の確保ができないこと。
- 3 他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等がまかなわれないこと。
- 4 保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6か月を超えて居住することが見込まれること。

問78 局長通知第7の4の(1)のキの「居宅生活ができると認められる者」の判断方法を示されたい。

答 居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。

なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。

問79 保護の基準別表第1第1章の1の(2)のアの規定により、居宅における個人別の第1類の額を合算した額に一定の率(以下「逓減率」という。)を乗じて世帯の第1類の額を算定することとされているが、次に掲げる者の第1類の額を含めた合計額について逓減率を適用するのか。

- (1) 局長通知第7の2の(3)のイに定める「入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額」が適用される者
- (2) 局長通知第7の2の(1)のオに定める「出かせぎ等により1か月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする」者で、他の世帯員とは別に一般生活費を計上している者

答 逓減率の適用にあたっては、(1)及び(2)に該当する者は居宅における世帯構成員の数には含めないものとする。

したがって、(1)及び(2)に該当する者の第1類の額を除いた合計額に逓減率を適用することとなる。

問80 局長通知第7の8の(2)のアの(エ)において、「実施機関が特に必要と認めた場合」の技能修得費については、どのようなものが対象となりうるか。また認定にあたって留意する点は何か。

答 技能修得費は、生業に必要な技能の修得を目的とするものであるから、対象としては、稼働能力を有する者が、段階的であっても就労を目指して行う取組である必要がある。そのような取組であれば、就職に有利な一般的技能や就労に必要な基礎的能力の修得以外であっても、職場の適応訓練や就労意欲の喚起を目的としたセミナーの受講等に必要経費についても支給の対象として差しつかえない。費用の支給にあたっては、本人の状況及び取組の内容や程度を勘案するとともに、実施機関と被保護者の間で、当該取組によって達成すべき目標や達成の期限を設定した自立計画書を策定するなど、効果的な取組が行われるよう努められたい。

なお、自立支援に資するものであっても、健康管理や家事などの生活指導など、日常生活の質の向上を主な目的とした取組については、技能修得費の対象としては認められないので留意されたい。

問81 高等学校等就学費の基本額は月額で表示されているが、被保護者が学用品や通学用品等を購入するために一時に経費を必要とするときは、数箇月分の高等学校等就学費を一括交付することとしてよいか。

答 就学費用の需要の実態にかんがみ、高等学校等就学費の支給額のある生徒の場合に限り、月額で表示された高等学校等就学費の基本額に当該学期の月数(学期の途中で保護を開始された生徒の場合は、開始月以後当該学期内の月数)を乗じて得た額の範囲内で必要な額を学用品等を購入する時期に支給して差しつかえない。

問82 通学のため通学定期券を購入する必要がある場合、通学定期券は原則として6か月単位で購入させることとしてよいか。また、生徒が通学に際し、遠距離のため自転車を利用する必要がある場合は、自転車の購入費を認めてよいか。

答 通学のための交通費は必要最小限度の実費を給付するものであり、最も経済的な経路及び方法により通学定期券を購入するよう指導されたい。

なお、給付の際については、通学定期券の写しを提出させるなど購入実績を確認されたい。

また、自転車の購入費についても、必要最小限度の額を、高等学校等就学費の交通費の実費として認めて差しつかえない。

問83 特別支援学校の高等部に通学する生徒のうち、付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者、又は高等学校等に通学する生徒のうち、身体的事情等により一定期間付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者については、これに要する交通費の額を局長通知第7の8の(2)のイの(カ)により認定することとしてよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問84 高等学校等就学費のうち授業料を受給している場合であって、地方自治体や私立学校等により高等学校等の授業料の減免措置が講じられている場合、高等学校等就学費による授業料の計上はどのように行ったらよいか。

答 自治体等による授業料の減免については、金銭として直接被保護者が受け取るものではないが、本来課される授業料について、他から間接的にその費用が賄われるものであることから、恵与金の一形態として見なすことができる。

恵と金等が高等学校等の就学費にあてられる場合については、被保護世帯の自立更生にあてられるものとして収入として認定しないこととするとともに、高等学校等就学費で賄いきれない費用に優先的に充当することを認める取扱いとしており、自治体等による授業料の減免についても、同様に取り扱うことが適当である。

したがって、減免措置が講じられている場合の高等学校等就学費の計上については、授業料の支払いが免除される場合には、当該免除措置により授業料の需要が満たされることから、保護費により授業料を給付する必要はなくなり、授業料の一部が減額される場合には、当該減額は保護の基準額では賄いきれない授業料に優先的に充当するものとし、減額後、実際に被保護世帯が支払う授業料について、保護の基準額を上限として給付して差しつかえない。

問85 削除

問86 削除

問87 保護の基準別表第1第2章の2の(4)に定める家族介護料は、同居の特定中国残留邦人等又は特定配偶者等が被保護者を介護をしている場合にも算定できるものと考えてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問88 契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料を認定してよいか。

答 必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない。

問89 夫婦の一方又は双方がそれぞれ別々に、認知症対応型共同生活介護を行う施設等に入居した場合の最低生活費の認定方法如何。

答 生計の同一性、あるいは、夫婦としての一定の交流が継続されている場合は、引き続き同一世帯として認定することになるが、その場合であっても、局長通知第7の2の(1)のエにより、それぞれに一般生活費を計上して差し支えない。

この場合の保護の基準別表第1第1章の1の第2類の表に定める額については、局長通知第7の2の(1)のケにより、他の世帯員とは別に一人世帯に適用される額を計上するものである。

また、住宅費については、それぞれ住宅扶助の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない。

問90 児童が転校する場合、新たに転入する学校において、校則等により制服や靴等が定められているため、当該学校の児童の全員が制服や靴等を着用しており、従前の被服では規格等が異なるため、新たに制服や靴等を購入する必要があると認められる児童に限り、入学準備金を支給して差し支えないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

ただし、小中学校入学時と異なり、転校による特別な事情に対応するものであるため、一律に給付するのではなく、購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。

問91 削除

問92 局長通知第7の2の(9)のアの(ア)にいう「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」とはどのような者をいうか。

答 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)の2に定める対象者のうち、現に就労している被保護者及び保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる者を除いた者をいう。

問93 局長通知第7の2の(9)のウにいう支給対象期間はどのように定めるのか。

答 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める「自立活動確認書」(以下「確認書」という。)において定めた原則6か月以内の活動期間とする。

なお、活動期間終了時点で当該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとして確認書の活動期間の延長を認めた場合には、その確認書の活動延長期間(最長3か月間)まで支給対象期間として差し支えない。

さらに、その延長期間経過時点で、3か月以内で就労に至る蓋然性が特に高いと認められるとして、確認書に定める活動期間を延長(最長3か月間)された場合には当該期間も、支給対象期間として差し支えない。(最長1年間)

問94 局長通知第7の2の(9)のオにいう求職活動実績の報告が、正当な理由なく行われなかった場合には、支給しないこととして取り扱ってよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問95 月の途中から求職活動を開始した場合、その月の活動が支給要件を満たす内容かどうかの確認はどのようにするのか。

答 求職活動を月の途中から開始した場合には、活動開始から局長通知第7の2の(9)のオでいう求職活動の報告までの間の活動実績を確認し、この活動を1か月間継続するとすれば、支給要件を満たすことが見込まれる場合には、支給要件を満たしているものとみなして差し支えない。

問96 支給要件を超える日数(回数)があらかじめ計画されているセミナー等のプログラムに参加する場合に、局長通知第7の2の(9)のアの(イ)のdの支給要件を満たす回数を出席した後、特段の理由なくプログラムの残りの回数を欠席するなど参加状況が適切でないと考えられる場合には、支給しないこととして差し支えないか。

答 日数(回数)があらかじめ計画されているセミナー等は、その全ての日数(回数)に参加することで効果が期待できるものとして設定されていることから、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問97 傷病等のやむを得ない理由により求職活動を継続することが困難となった場合には、就労活動促進費の支給についてどのように取り扱うのか。

答 傷病等のやむを得ない理由により求職活動を継続することが困難であると保護の実施機関が判断した場合には、その翌月から支給対象外とする。なお、支給要件を満たす活動を再開できるようになった場合には、再開後の求職活動の実績を確認した上で、確認書において定めた活動期間のうち、既に支給された期間を除く残りの期間について支給することとして差し支えない。

問98 局長通知第7の2の(5)のアの(ア)のc及び同通知第7の2の(6)のアの(オ)にいう「犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合」に布団類又は家具什器費を支給する際、緊急やむを得ない場合は、転居時点で実施責任を負っている実施機関が支給してよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。ただし、特別基準の認定や支給後の状況確認に関して、転居前後の保護の実施機関間において、暖房器具及び冷房器具の購入を含む特別基準の認定について整合のとれた対応となるよう十分な協議連絡を行うこと。また、支給後の状況確認を転居先の保護の実施機関において行うことを取り決める等、連携を図ること。

問99 局長通知第7の2の(6)のイの「暖房器具」の支給に当たり、暖房機能に加えて、冷房機能を有する器具の購入を認めてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

この場合の特別基準の額については、局長通知第7の2の(6)のウの「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる世帯に該当する場合は局長通知第7の2の(6)のウに定める額の範囲内とし、「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる世帯に該当しない場合は局長通知第7の2の(6)のイに定める低い額の範囲内とすること。

また、局長通知第7の2の(6)のウの「冷房器具」の支給に当たっても、冷房機能に加えて、暖房機能を有する器具の購入を認めて差し支えない。

なお、冷房器具と暖房器具のいずれも所持していない「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる世帯については、両方の機能を有するものを購入するよう勧奨されたい。

問100 局長通知第7の2の(6)のウの「熱中症予防が特に必要とされる者」とは、どのような者が該当するのか。

答 体温の調節機能への配慮が必要となる者として、高齢者、障害(児)者、小児及び難病患者並びに被保護者の健康状態や住環境等を総合的に勘案の上、保護の実施機関が必要と認めた者が該当する。

問101 局長通知第7の2の(6)のウに「熱中症予防が必要となる時期」とあるが、必要となる時期はどのように判断すればよいか。

答 保護の実施機関において、被保護者が居住する地域の気温の状況、被保護者の健康状態や、都道府県衛生主管部局等における熱中症予防に関する注意喚起の状況等を総合的に勘案の上、判断されたい。

問102 局長通知第7の3の(7)及び第7の8の(2)のイの(ケ)にいう「課外のクラブ活動」は、学校で実施するクラブ活動に限定されるのか。

答 学校で実施するクラブ活動に限定するものではなく、地域住民や児童若しくは生徒の保護者が密接に関わって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動であって、当該活動に係る実費相当分のみを徴収する活動も含むものとして差し支えない。

なお、営利を目的として運営されている活動は対象とならない。

〔新生児聴覚検査料の認定〕

問103 新生児聴覚検査料は、出産扶助の支給対象として取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

## 第8 収入の認定

問1 勤労収入の経費として職場の親睦会費は認められないか。

答 勤労控除の基礎控除額には、職場の慶弔等交際費が含まれているから、重ねて親睦会費を控除することは認められない。

問2 125cc以下のオートバイ、原動機付自転車又は通勤用・事業用自動車の保有の認められた者については、通勤又は事業のための利用に伴う燃料費、修理費、車検に要する費用、自動車損害賠償保障法に基づく保険料及び任意保険料、自動車重量税・自動車税・軽自動車税、自動車運転免許の更新費用等を必要経費として勤労・事業収入から控除してよいか。

答 要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえない。

なお、任意保険料については対人・対物賠償に係る保険料に限るものである。

また、自動車税及び軽自動車税については、身体障害者等の場合、減免されることがあるので留意されたい。

問3 農業保険法による共済金については、一般の農業収入と同様に必要経費を控除できないか。

答 同法による共済金のうち、農作物、蚕繭及び農作物にかかるものは、当該共済目的から得られた農業収入とみなし、認定額の月割及び必要経費の認定を行なって差しつかえない。

問4 農作物の必要経費中肥料費、種苗代及び薬剤費は、必ず率により認定しなければならないか。また、逆に右以外の必要経費については、率を用いてはいけなからいか。

答 前段については、保護の実施機関ごとに客観的資料に基づき定められた必要経費率によることを原則とするが、この率によるよりも正確かつ便宜な方法があれば、必ずしも率によらなくてもよい。後段については、実費によることを原則とするが、地域ごとに正確かつ妥当な率を設定しうる場合には、率によっても差しつかえない。

問5 農業用噴霧器(比較的高額のもの)を近隣で共同購入する場合においてその世帯負担額が少額であるときは、農業収入を得るための必要経費として認めてよいか。

答 世帯の負担額が、少額農具の購入費程度の少額のものである場合には必要として認めて差しつかえない。

問6 農業収入を得るための必要経費としての納屋の修理費又は農業以外の自営収入を得るための必要経費としての店舗の修理費については、どの程度まで認めてよいか。

答 納屋の修理費又は店舗の修理費は、生業扶助の額の範囲内において必要最小限度の額を認定すること。

問7 削除

問8 削除

問9 削除

問10 引揚者給付金等支給法、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律又は引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律による国債の政府買上げにより償還金収入を得たものが、その収入を自立更生のための資金として活用すると申し立てた場合これを収入として認定しないでよいか。

答 保護の実施機関が具体的な自立更生計画を根拠として現実に自立更生資金として活用されることを確認した場合に限り差しつかえない。

問11 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく福祉資金のうち、災害を受けたことにより臨時に必要な経費及び災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金は、当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものとして取り扱って差しつかえないか。

答 局長通知第8(収入の認定)の2及び同通知第8の4の(3)に該当する場合には、それぞれ収入として認定せず、又は償還金を収入から控除する取扱いを行なって差しつかえない。

問12 削除

問13 削除

問14 削除

問15 削除

問16 削除

問17 削除

問18 各種勤労控除の適用に当たり、農業又は農業以外の事業(自営業)を営んでいる場合であって、その事業に専ら従事する者が世帯内に2人以上いること等により、控除対象者の収入を明確に把握できないときは、これらの控除の適用は認められないと解してよいか。

答 同一の事業に従事する者が、世帯内に2人以上いてそれぞれの収入を明確に把握できない場合であっても、当該者の申立てにより事業に従事する各稼働者の事業に対する寄与の割合が推定できるときは、世帯の収入額に推定した寄与率を乗じて得た額を、また、事業に対する寄与の割合が推定できないときは、世帯の収入額を事業に従事する稼働人員で除して得た額を、それぞれの稼働者の収入として取り扱うこととし、各種勤労控除を適用するようにされたい。

問19 少額かつ不安定の稼働収入は合算額15,000円まで控除されるが、この合算額は世帯単位か、又は個人単位であるか。

答 15,000円の限度額は、個人ごとに算定される額である。

問20 勤労控除の基礎控除と少額かつ不安定の収入控除とは重複して差し支えないか。

答 次官通知第8の3の(1)のエにいう「その他不安定な就労による収入」は、同(1)のアからウまでの収入を得ていない者が得る収入をいうものである。

したがって、勤労者が内職等により少額の収入を得ている場合は、少額不安定収入としての控除を行わず、勤労収入と当該内職等による収入を合算して基礎控除を適用すべきである。

問21 義務教育以外の教育を行う学校で就学する者がいる世帯で世帯員以外の絶対的扶養義務者から当該就学者の教育費にあてるべきものとして仕送りを受けている場合は、その仕送りを、当該就学者の収入として取り扱ってよいか。局長通知第1の3の関連でお尋ねする。

答 設例の場合、就学する者に優先して扶養を受けるべき事情にあると明らかに認められる者(たとえば当該扶養義務者と生活保持義務関係にある者)が同一世帯内にいるときを除き、当該仕送りのうち教育費にあてられる部分を就学者の収入として取り扱って差しつかえない。

問22 削除

問23 被保護者が就労に必要な自転車又は原動機付自転車を購入する場合、その購入額を月割にして、その収入から必要経費として控除して差しつかえないか。

答 当該職業に必要な不可欠な場合であって、社会通念上ふさわしい程度の購入費であり、かつ、その購入によって収入が増加すると認められるときは、通常、交通費、運搬費等として計上されるべき額の範囲内で必要経費として認定して差しつかえない。また、通勤用に使用する場合においても、通常、交通費等として計上される程度の額の範囲内で認定して差しつかえない。

問24 削除

問25 被保護者から申告があった収入額に不審がある場合の取扱いをどうするか。

答 申告のあった収入が、被保護者の稼働能力、就労状況、当該地域の同種の業務についての賃金水準等の客観的事実にてらし不審があり、当該申告による収入額を基礎として認定を行なうことは適当でないと判断される場合であって、当該被保護者及び関係先についてさらに調査を行なった結果、なお、不審を解くに足る正当な理由及び立証に欠けると認められるときは、当該地域の同種の業務及び技能に対して支払われている賃金その他について綿密な調査を行ない、これを基礎に推定した収入額をもって認定して差しつかえない。

問26 市町村又は扶養義務者等が水洗便所設備費等の全部又は一部を助成又は援助する場合は、その助成費又は援助費をどのように取り扱うべきか。

答 当該助成費又は援助費については、これを局長通知第8の2の(4)に準じて収入として認定しないこととして差しつかえない。

なお、これらの費用は法による扶助の対象とはならないものである。

問27 削除

問28 削除

問29 削除

問30 削除

問31 削除

問32 局長通知第8の1の(2)のキにより認定された収入が同一月において重なった場合、基礎控除の適用はいかに行うべきか。また、同通知によって認定された農業収入が一以上あり、かつ、当該月において次官通知第8の3の(1)のア又はウに該当する収入(勤労(被用)収入又は農業以外の事業収入)がある場合、基礎控除の適用はいかに行うべきか。

答 御照会の場合には、いずれも局長通知第8の3の(1)のイによる収入額を合算し、当該合算額につき各月ごとに基礎控除を適用すること。

問33 削除

問34 局長通知第8の2の(4)のただし書きにいう「適当な者」とは、どのような者をいうか。

答 社会福祉法人、新聞社、当該被保護世帯の自立更生を援助するために特に設立された団体等金融機関以外の者であって、当該金銭を安全に管理しうると認められるものをいう。

問35 削除

問36 削除

問37 削除

問38 削除

問39 局長通知第8の2の(2)のただし書きに関し、就労先から主食、野菜又は魚介を支給された場合はどのように取り扱うべきか。

答 局長通知第8の2の(2)のただし書きにより取り扱うことは認められず、主食、野菜又は魚介については、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を就労収入として認定することとされたい。

問40 局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別な事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア 当該経費が事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の更生資金の貸付限度額に相当する額

イ 当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額

ウ 当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の療養・介護資金の貸付限度額に相当する額

エ 当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の住宅資金の改修費の貸付限度額に相当する額

オ 当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額

(ア) 当該経費が幼稚園等での就園にあてられる場合は、入園料及び保育料その他就園のために必要と認められる最小限度の額

(イ) 当該経費が義務教育を受けている児童の就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費等、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額

(ウ) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能修得費(高等学校等就学費を除く)の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額(高等学校等の就学のために必要と認められる最小限度の額については、学習塾費等を含む。貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費(学習塾費等を含む。)及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。)

(エ) 当該経費が大学等への就学後に要する費用にあてられる場合は、授業料や生活費その他就学のために必要と認められる最小限度の額(当該取扱いは、大学等への就学後に要する費用にあてられることを目的とし

た貸付金や恵与金を当該大学等に就学する者が高等学校等に在学している間に、同一世帯の被保護者が受領する場合に限る。)

- カ 当該経費が、結婚にあてられる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額に相当する額
- キ 当該経費が甲慰に当てられる場合は、公害健康被害の補償等に関する法律による葬祭料の額
- ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額
- ケ 当該経費が通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額
- コ 当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額
- サ 当該経費が次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」に充てられる場合は、本通知第8の58の2の2の(1)から(6)までのいずれかに該当し、同通知の取扱いに準じて認定された最小限度の額
- シ 厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還額
- ス 当該経費が、養育費の履行確保にあてられる場合は、養育費の取決めに関する公正証書や調停申立て等に要する費用、養育費に係る保証サービスを利用した際の保証料に要する費用等として必要と認められる最小限度の額

(3) 成年後見人、保佐人、補助人の申立てや報酬のために必要な経費。ただし、この取扱いに当たっては、自立更生計画の策定を要しないこととする。

問41 扶養義務者からの援助金はすべて「他から恵与される金銭」として取り扱うことは認められないか。

答 扶養義務者からの援助金はその援助が当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のためにあてべきことを明示してなされた場合に限り、「自立更生を目的として恵与された金銭」に該当するものとして取り扱って差しつかえない。

問41の2 大学等への就学のため、局長通知第1の5による世帯分離又は、大学等への就学にあたり居住を別にすることで被保護者でなくなった者から、その者自身の就学のためにその者が高等学校等に在学している間に同一世帯の被保護者が受領した貸付金(局第8の2の(3)のイに該当するものに限る)の償還金にあてるために、貸付金を受領した被保護者に対して金銭が恵与された場合、次官通知第8の3の(2)のイの(ア)にいう「社会通念上収入として認定することを適当としないもの」にあたるものとして、収入認定しないこととしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問42 雇用保険法第57条により支給される常用就職支度金は「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」として取り扱ってよいか。

答 次官通知第8の3の(2)のエの(イ)により収入として認定すること。

問43 地方公共団体が条例又は予算措置によって被保護者に対し臨時的に支給する金銭のうち、どのようなものが次官通知第8の3の(3)のエにいう「自立更生を目的として恵与される金銭」に該当するか。

答 地方公共団体が条例又は予算措置によって、被保護者に対し臨時的に支給する金銭のうち、局長通知第8の2の(4)にいう自立更生のための用途に供すべきものであることが支出の目的として明示されているものが、自立更生を目的として恵与される金銭に該当するものであり、かかる金銭のうち、実際に自立更生のための用途にあてられる額を、収入として認定しないものとする。

この場合、支出目的として明示されている用途及びその用途に供される額の認定にあたっては、問40の答に示す基準によるものである。

したがって、地方公共団体又はその長が年末、益、期末等の時期に支給する金銭は、次官通知第8の3の(3)のエによる取扱いは行なわず同(2)のエの(ア)によって取り扱うこととなる。

問44 削除

問45 削除

問46 給食付(給食費を徴されていない場合に限る。)で稼働収入を得ている場合の給食の取扱いいかん。

答 当該被保護者に係る第1類費の額として算定された額に0.75を乗じて得た額にその者の総食数に占める就労先で受ける給食数の割合(以下「給食の割合」という。)を乗じて得た額を収入に加算すること。

ただし、給食の割合が3分の1(1日1食)程度以下である場合は、この限りでない。

問47 削除

問48 次官通知第8の3の(5)のイにいう就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費には、保育所入所支度に要する費用及び市町村が実施する児童クラブに要する費用を含むものと解して差しつかえないか。

また、これが認められる場合、当該費用を入所月の収入から一括控除することができない場合には、月割にして控除して差しつかえないか。

答 いずれもお見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、児童クラブについては、「「放課後児童健全育成事業」の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき実施されるものに限られるものである。

問49 在宅患者加算を認定されている者が、勤労収入を得ている場合には、勤労控除を適用してよいか。

答 真に栄養補給を必要とする者が社会生活適応のため実施機関の指定する医師の指導に基づき就労して勤労収入を得ている場合は、6か月間に限り、療養に専念しているものとみなしてお見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問50 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等に基づく技能修得手当を受給しながら技能修得している者については、あわせて支給される基本手当又は寄宿手当に対し、勤労収入に準じて基礎控除を適用してよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問51 恩給、年金等の額が改定され、当該改定時期が支払期月と一致せず、1期月における支給額に、改定前の額と改定後の額が含まれる場合は、順を追って充当していくこととして差しつかえないか。

答 恩給、年金等の額の改定時期と支払期月が一致しない場合は、局長通知第8の1の(4)により収入認定することにより保護の停止又は廃止となる場合を除き、お見込みのとおり取り扱って差しつかえないこと。

問52 削除

問53 保護開始前に臨時的に受けた災害等による補償金、保険金、見舞金又は死亡による保険金の全部又は一部を当該災害等による損失の原状回復等当該世帯の自主更生の用途にあてるべく保有している場合についても、次官通知第8の3の(3)のオ又はキに準じ収入として認定しない取扱いとすることは認められないか。

答 その目的とする自立更生の用途が世帯員の将来の就学等保護開始後でなければ実現し得ないものと認められる場合には、被保護世帯が補償金等を受けた場合と同様に取り扱って差しつかえない。

問54 削除

問55 収入認定の取り扱いに当たっては、次官通知第8の1において、要保護者に申告を行わせることとなっているが、申告の時期等について具体的に示されたい。

答 収入に関する申告は、法第61条により被保護者の届出義務とされていることから、次官通知第8の1の(2)により、つとめて自主的な申告を励行させる必要がある。

また、収入に関する申告の時期及び回数については、実施機関において就労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎月、実施機関において就労困難と判断される者には、少なくとも12箇月ごとに行わせること。

なお、被保護者が常用雇用されている等各月毎の収入の増減が少ない場合の収入申告書の提出は、3箇月ごとで差しつかえないこと。

さらに、前記のほか、保護の決定実施に必要な場合は、その都度申告を行わせること。

問56 削除

問57 国民年金に任意加入する場合の保険料の控除が認められる場合はどのような場合か。

答 年金の受給権を得るためのものに限って認められるものであり、将来の年金額を増やすためのものは認められない。

なお、任意加入しても過去の未納分を納付しないと年金受給権を得られない場合には、年金受給権を得るために必要な限度で未納分の保険料についても控除して差し支えない。

問58 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者がアルバイト等の収入を得ている場合、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、又はクラブ活動費(学習支援費を活用しても不足する分に限る)、学習塾費等にあてられる費用については、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問58の2 次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の取扱いを具体的に示されたい。

答 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者が就労することは、学業に支障のない範囲での就労にとどめるよう留意する必要があるが、次のいずれにも該当する場合には、次官通知第8の3の(3)のクの(イ)に該当するものとして、当該被保護者の就労や早期の生活保護からの脱却に資する経費を収入として認定しないこととし、また、経費の内容及び金額によって、一定期間同様の取扱いを必要とするときは、その取扱いを認めて差しつかえない。

収入として認定しない取扱いを行なうにあたっては、保護の実施機関は、当該被保護者や当該世帯の世帯主に対して、本取扱いにより生じた金銭について別に管理することにより、明らかにしておくよう指導するとともに、定期的に報告を求め、当該金銭が他の目的に使用されていないことを確認すること。

なお、当該金銭を使用した場合は、保護の実施機関が承認した下記2の目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。保護の実施機関が承認した目的以外に使用していたときは、収入として認定しないこととした額に相当する額について費用返還を求めること。ただし、当初承認した目的以外であっても、その使用内容が下記2の目的の範囲であることが認められる場合にあっては、この限りではない。

1 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。

2 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容及び金額が、具体的かつ明確になっていること。

(1) 自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費(技能修得費の給付対象となるものを除く)

(2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費(事前に必要な受験料(交通費、宿泊費など受験に必要な費用を含む。))及び入学料や前期授業料等に限る。)

(3) 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用

- (4) 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金
  - (5) 就職活動に必要な費用
  - (6) 海外留学に必要な費用(本通知第10の19に該当する場合に限る。)
- 3 当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について別に管理すること及び定期的な報告を行うことが可能と認められる者であること。

問58の3 大学等の入学金等にあてるための費用としてアルバイト収入を収入認定除外されていた者が、大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免を受けることにより、入学金等の納付が不要となった場合、収入認定除外している額については、どのように取り扱うべきか。

答 当初収入として認定しないものとして承認した目的以外であっても、本通知第8の問58の2の2の目的の範囲内であれば、収入として認定しないこととして差し支えない。

また、大学等の入学金等にあてるための費用として保護費のやり繰りにより預貯金等をしている場合については、当初保有を容認していた目的以外であっても、生活保護の趣旨目的に反しないものであれば、引き続き保有を容認して差し支えない。

なお、同法に基づく授業料等減免を受けられるものの、入学前に授業料等の納付が必要であり、後日、授業料等に相当する金額が還付される場合がある。この場合、授業料等の納付のため、他からの貸付を受けた場合であれば、還付金は貸付の返還にあてられるものとなるので、保護の実施機関への費用返還を求める必要はない。入学金等の納付のため、保護費のやり繰りにより預貯金等をしている場合については、結果として入学金等の納付が不要であることをもって一律に預貯金等の額に相当する額の費用返還を求めるのではなく、同法に基づく授業料等減免を受けたことにより大学等の判断に基づき入学金等の納付が不要となるケースとの公平性の観点から、還付金を生活保護の趣旨目的に反しないものにあてる場合(すでに費消した場合も含む。)は、返還を求めないものとして差し支えない。入学金等の納付のため、アルバイト収入から収入認定除外されている場合についても、一律に収入として認定しない額に相当する額の費用返還を求めるのではなく、同法に基づく授業料等減免を受けたことにより大学等の判断に基づき入学金等の納付が不要となるケースとの公平性の観点から、還付金を本通知第8の問58の2の2の目的の範囲内の用途にあてる場合(すでに費消した場合も含む。)は、返還を求めないものとして差し支えない。

問59 保護開始時点で既に就学資金の貸付を受けていた場合、高等学校の就学に関する需要は満たされているものとして、高等学校等就学費は支給しないこととしてよいか。

答 高等学校等就学費については、被保護世帯の自立を支援する観点から、貸付を受けなくとも高等学校への就学が可能となるよう、生活保護において積極的に給付を行うものである。

したがって、既に就学資金の貸付を受けている場合であっても、保護開始時点において貸付内容の変更が可能であれば、高等学校等就学費の基準額の範囲内で就学に必要な経費が賄える場合については貸付の停止を、高等学校等就学費で賄いきれない経費が必要な場合については当該経費にあてられる必要最小限度の額に貸付額を変更し、その上で高等学校等就学費を給付することとされたい。

また、保護開始時点において貸付内容の変更が困難な場合であっても、保護開始後に貸付金を受領する場合は、当該貸付金のうち高等学校等就学費により賄われる部分について、貸付金の受領後直ちに償還し、その上で高等学校等就学費を給付するとともに、実際に償還が行われているか確認を行うこと。

なお、貸付契約の内容等により、貸付内容の変更や貸付期間中の償還が困難な場合については、当該貸付金は高等学校等の就学にあてられるものとして収入として認定しないとともに、高等学校等就学費の支給を行わないこととして取り扱って差しつかえない。

問60 恵与金等の収入が、高等学校等就学費の支給対象とならない経費(学習塾費等を含む。)及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上することとしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

ただし、恵与金等の収入を当該経費にあてた上で、なお余剰金が生じた場合については、当該余剰金は収入充当順位に関係なく高等学校等就学費に充当することとし、高等学校等就学費の基準額と当該余剰金の差額を、保護費の高等学校等就学費として計上されたい。

問61 局長通知第8の2の(3)のオの(オ)にいう「日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入する」として貸付資金を収入認定除外することができる場合を具体的に示されたい。

答 保護受給中の日常生活に必要な物品については、経常的最低生活費の範囲内で計画的に購入することが原則であるが、次のいずれにも該当し、かつ、経常的最低生活費のやり繰りにより当該貸付資金の償還が可能と認められる者については、当該貸付資金を収入として認定しないものとする。

なお、保護の実施機関は、当該貸付資金の償還が適切に行われるよう、貸付制度を所管する関係機関と十分に調整を図り、適切な償還金の納付指導及び代理納付の活用を行うこと。

(1) 健康の保持や日常生活に著しい支障を来す恐れがあり、必要性が高いと認められる生活用品がないか若しくは全く使用に堪えない状態であること。

(2) 保護開始から概ね6か月経過していない場合や家計管理上特段の問題なく他に急な出費を要した場合など、計画的に購入資金を蓄えることができなかつたことに真にやむを得ない事情が認められること。

(3) 購入予定品目、購入予定金額が社会通念上妥当と判断されるものであり、また必要最小限度の貸付であるとともに、償還計画がその後の最低生活の維持に支障を来さないものであると認められること。

(4) 貸付を受けることについて、当該被保護者は自立更生計画を提出するとともに、購入予定品目及び償還方法について保護の実施機関の事前の承認があること。

問62 児童福祉施設等に入所し、又は里親等に委託され、別世帯と認定されていた児童が、施設等を退所し、又は里親等への委託が解除され、被保護世帯に転入する際に、転入前の入所又は委託期間中に積み立てた児童手当の管理者を、施設長等から親権を行う父母に変更する場合、当該金銭を「自立更生を目的として恵与された金銭」に準じて取り扱って差し支えないか。

答 当該被保護世帯から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について保有する預貯金等と別に管理すること及び当該計画にかかる状況を定期的に報告することが可能と認められる場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。なお、当該金銭を使用した場合は、事前に承認された目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。保護の実施機関が承認した目的以外に使用していたときは、収入として認定しないこととした額について費用返還を求めること。

問63 夜間大学や高等専門学校等で就学しながら、保護を受けることができるとされた者が大学等における修学の支援に関する法律に基づく学資支給を受けた場合、就学のために必要と認められる最小限度の額は自立更生にあてられるものとして収入認定しないこととしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

## 第9 保護の開始申請等

問1 生活保護の面接相談においては、保護の申請意思はいかなる場合にも確認しなくてはならないのか。

答 相談者の保護の申請意思は、例えば、多額の預貯金を保有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合や、相談者が要保護者の知人であるなど保護の申請権を有していない場合等を除き確認すべきものである。なお、保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付すること。

問2 相談段階で扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取することは申請権の侵害に当たるか。

答 扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取すること自体は申請権の侵害に当たるものではないが、「扶養義務者と相談してからではないと申請を受け付けない」などの対応は申請権の侵害に当たるおそれがある。

また、相談者に対して扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害にあたるおそれがあるので留意されたい。

問3 相談段階で相談者の困窮の状況等を確認するために必要な資料の提出を求めることは申請権の侵害にあたるか。

答 相談段階で、資産及び収入の状況等が確認できる資料の提出を求めること自体は申請権の侵害に当たるものではない。ただし、「資料が提出されてからでないと申請を受け付けない」などの対応は適切ではない。

なお、申請段階では、速やかかつ正確な保護の決定を行うために、申請日以降できる限り早期に必要な資料を提出するよう求めることは認められるが、書面等の提出は申請から保護決定までの間でも差し支えない。これに関し、当該申請者の事情や状況から必要となる資料の提出が困難と認められる場合には、保護の実施機関において調査等を実施し、要件の確認の審査を徹底することが必要となる。

## 第10 保護の決定

問1 ある世帯につき、世帯員の疾病(医療期間2か月)による医療扶助の要否を局長通知の特例により判定した結果、否と決定され、その後1か月経過したときに別に世帯員が疾病(医療期間2か月)にかかった場合においては、要否判定のための収支認定は、どのようにしたらよいか。

答 設例の場合においては、最初の疾病に関する要否判定において医療費を4か月に分割して支出の認定をしてあるから、最初の疾病につき2人目の申請時までには支払われるべきであった医療費の額をこえる額は、2人目の疾病の医療費の額に加算してこの疾病の医療扶助の要否を判定する。

たとえば、世帯の収入月13,000円、同最低生活費(医療費を除く。)月8,000円、最初の疾病の医療費計18,000円、2人目の疾病の医療費計15,000円の場合には、最初の疾病については、

収入13,000円×医療期間(2+2) > 支出8,000円×医療期間(2+2) + 医療費総計189,000円となり、医療扶助は否と決定するものであり、2人目の疾病については、収入は

13,000円×医療期間(2+2)と計算し、支出は、

8,000円×医療期間(2+2) + 医療費総計15,000円 + 18,000円 - (13,000円 - 8,000円) × 支払済期間(1)と計算する。したがって、2人目の疾病については、医療扶助は要と決定される。

なお、前記の例において、保護の程度を決定するに際しては、最初の疾病の医療費については、18,000円 - (13,000円 - 8,000円) × 支払済期間(1)を支出として認定するものとする。

問2 土曜日の夕方急病で入院した要保護者から月曜日に保護の申請があったが、土曜日にさかのぼって保護を適用して差しつかえないか。

答 医療扶助の適用については、設例の場合のように、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情があったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼり保護を開始して差しつかえない。

問3 保護台帳、収支認定表等について、一般住民より閲覧の申出があったが、これを認めて差しつかえないか。

答 認めるべきではない。

保護の決定実施に際しては、その事務の性質上保護者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項まで調査することがあるが、これらの事項につきその秘密を厳守することは、国民の福祉事務所に対する信頼を確保するうえから欠くことができないのみならず、法律上の義務でもある(地方公務員法第34条参照。なお、国家公務員法第100条、民生委員法第15条及び刑事訴訟法第144条に同趣旨の規定がある。)。したがって、これらの事項を記録した保護台帳等の閲覧は許されない。

ただし、保護の実施機関が、当該地方公共団体の個人情報保護条例に基づき、自己を本人とする保護台帳、收支認定表等の個人情報の開示を請求された場合は、同条例の定めるところにより適切に対応されたい。

なお、保護について不服があれば不服申立てによるべきであり、また一般住民が保護の実施機関の法律執行につき疑義をもつときは、監査請求(地方自治法第75条)によるべきである。

問4 保護開始時の要否判定を行なう際、次官通知第10にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは具体的に如何なる費目を指すのか。

答 次に掲げる費目を指すものであること。

ア 保護の基準別表第1生活扶助基準(ただし、同第1章の1の(2)の期末一時扶助及び同第3章の3の移送費であつて局長通知第7の2の(7)のアの(ウ)以下の場合のものを除く。)並びに局長通知第7の2の(1)のア及び局長通知第7の2の(5)のアの(カ)(ただし、紙おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合に限る。)

イ 保護の基準別表第2教育扶助基準(ただし、学習支援費を除く。)及び局長通知第7の3の(2)

ウ 保護の基準別表第3住宅扶助基準及び局長通知第7の4の(1)のオ(ただし、敷金、契約更新料及び住宅維持費を除く。)

エ 保護の基準別表第4医療扶助基準

オ 保護の基準別表第5介護扶助基準(ただし、住宅改修を除く。)

カ 保護の基準別表第6出産扶助基準並びに局長通知第7の7の(1)及び(2)

キ 保護の基準別表第8葬祭扶助基準並びに局長通知第7の9の(1)、(2)、(3)及び(4)

問5 保護開始時の要否判定を行う際、次官通知第10にいう「第8によって認定した収入」を算定するときには、いかなる経費を必要経費として認定すべきか。

答 次官通知第8の3により、勤労(被用)収入、農業収入、恩給年金等の収入等収入の種類ごとに定められた当該収入を得るための必要経費の実費及び同第8の3の(5)その他の必要経費のうち、ア、イ、オに掲げる費用の実費並びに勤労に伴う必要経費として局長通知第10の2の(1)に定める別表2に定める額(世帯員が2人以上就労している場合には、それぞれの額の総額)を認定するものであること。

問6 保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、最低生活費及び収入については開始時と同様の取扱いによって認定して保護の要否判定を行なうものであるか。

答 保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基いて認定した最低生活費と収入充当額(勤労に伴う必要経費のうち基礎控除については、局長通知第10の2の(1)に定める別表2に定める額)との対比によって判定するものであること。

問7 局長通知第10の2の(1)のただし書きにいう「常用勤労者」とは如何なる勤労形態にあるものをいうか。

答 「常用勤労者」とは期間を定めず、又は1か月をこえる期間をきめて雇われ、かつ、月月一定の給与が支給されている者をいう。したがって、勤労日に対応して賃金が支払われている者は常用勤労者には該当しないものである。常用勤労者であるかないかの判断にあたっては、日雇健康保険を除く各種被用者保険加入の有無を一応の目安とすることも考えられる。

問8 局長通知第10の2の(1)のただし書きにいう「労働協約等の実態」には給与、賃金、期末手当、賞与等の額及び支払方法が、法律、条例、労使間の覚書等によって定められている場合、又は明文のとりきめはないが、雇用慣習上確定していると認められる場合も含まれるものと解してよいか。

また、賞与等を含む年間収入には定期昇給分、勤勉手当等、確実に予測できるものは、含めてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問9 他の実施機関の管内で保護を受けていた者が転入してきた場合、その者にかかる保護の要否判定及び程度の決定は、保護受給中の者に対する取扱いと同様に行なって差しつかえないか。

答 お見込みのとおりである。

ただし、この取扱いは、当該転入した要保護者の保護の継続の要否について審査を要しないことを意味すると解してはならないので、念のため。

問10 恩給、年金等の受給者が保護を申請した場合において、保護の要否判定は申請直前に受給した恩給、年金等の額を、次官通知第8収入の認定、局長通知第8収入の認定及び本職通知第8収入の認定により、各月に分割して認定した額をもって行なうこととし、また保護の程度の決定に際して収入充当額として認定すべき恩給、年金等の額は保護の開始時に現に所有する当該恩給、年金等の残額によることとして差しつかえないか。

答 お見込みのとおりである。

問10の2 保護開始時に保有する手持金は全て収入認定しなければならないか。

答 一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないということ等から、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮する面がある。

したがって、健全な家計運営については自立助長を考慮し、保護の程度の決定に当たり認定すべき手持金は次によることとされたい。

なお、この取扱いは要否判定の結果保護要とされた世帯についての開始月における程度の決定上の配慮であり、要否判定、資産・収入の調査についての取扱いを変える趣旨のものではない。

#### 1 手持金の認定

保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費(医療扶助及び介護扶助を除く。)の5割を超える額とする。

#### 2 月の途中で開始する場合における当該月の程度の決定方式

##### (1) 勤労収入

最低生活費と収入の対比により、1か月分の扶助額又は本人支払額を算定した後、月末までの保護受給日数により扶助別に日割りする。

ただし、一時扶助、教育扶助等については日割りしない。

#### 画像1 (46KB)

給与の残額については、平均収入として既に評価済みであるから、開始月において給与の残額たる現金を保有していても再度資産として評価しない。

どれが給与の残額であるか判然としないときは、次の算式により推計する。

#### 画像2 (19KB)

##### (2) 年金収入

年金の残額については、手持金から繰越金として容認する額を控除した残りの額を次回受給月の前月までに分割して(少額の場合は当月分の)収入充当額に計上する。

#### 画像3 (29KB)

##### (3) 農業収入

年金収入の例による。

ただし、経常収入については勤労収入の例による。

##### (4) 無収入

#### 画像4 (16KB)

問11 局長通知第10の2の(8)では、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合の被保護者からの返納額の取扱いを示しているが、実施機関からの追加支給を行うべき場合においても同様に考えて、次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整して差しつかえないか。

答 次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行なって追加支給すること。

この場合、扶助費支給額の変更決定を行なうべき時点は、保護の基準、次官通知、局長通知に定めるところのほか、次に掲げるところを基準とされたい。

1 予測し得ない事情の変化により、当該月の収入認定額よりも実際の収入額が著しく過少となり、かつ、当該月内において以後必要な追加収入額が得られないと認められる等、扶助費追加支給の必要があると認められる場合は、その事実を確認した日に直ちに所要の変更手続をとること。

2 収入額の変動があった場合であって1以外のときは、法第61条により被保護者から当該月の収入に変動があった旨の届出があった場合であって、当該月の実収入総額を確認したうえ次官通知第8の2に示す収入額の認定の原則並びに局長通知第8及び第10等に示すところによって認定した収入額と比較し、かつ、その他の事情をも勘案した結果、当該世帯の最低生活の維持に著しい支障をきたす事実を確認したときに所要の変更手続をとること。

問12 法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。

#### 1 保護を停止すべき場合

(1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間(原則として日を単位とする。)をあらかじめ定めること。

(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

#### 2 保護を廃止すべき場合

(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行なうことなく、保護を要しなく

なった日から3か月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の廃止を行なうこと。

問12の2 保護受給中の者が、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合には、必ず保護の廃止によらなければならないか。生活実態の把握が必要な場合等世帯の状況によっては停止とすることも可能か。

答 生活福祉資金の要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合には、当該貸付資金が貸付を利用しなければ要保護状態となる世帯を対象としていることから、貸付の利用が終了した後は生活保護の適用となる可能性が高い世帯であることを踏まえ、当該貸付資金の利用者については、保護の廃止ではなく、保護の停止を行うこととしても差しつかえない。

問12の3 保護受給中の者から「保護を辞退する」旨の意思を示した書面(以下「辞退届」という。)が提出された場合には、これに基づき保護を廃止しても差し支えないか。

答 被保護者から提出された「辞退届」が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えない。

ただし、「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできないものである。

また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目的を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意すること。

さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など、保護の廃止に伴い必要となる諸手続についても助言指導するとともに、必要に応じて自立相談支援機関につなぐこと。

問13 局長通知第10の1の(2)により年齢改定を行う場合、4月1日生れの者についてはどう取り扱うのか。

答 4月1日生れの者については、年齢計算に関する法律(明治35年法律第50号)及び民法(明治29年法律第89号)第143条の規定により、前日である3月31日をもって満年齢に達した者として取り扱うこととなる。

問14 削除

問15 居宅療養管理指導に係る居宅介護については、概算介護所要額をどのように算定すべきか。

答 原則として、申請日以降の利用に係る本人からの申し立てを基に、利用する予定の指定介護機関及び主治医の意見を確認し、必要と認められる場合には、必要な額を算定すべきである。

ただし、過去の利用実績等から利用の必要性を判断できる場合には、介護保険の1か月あたり上限回数を基に介護費用を算定し、主治医の意見を省略して差し支えない。

問16 扶助費の再支給を行うにあたり、留意すべき事項を示されたい。

答 次の点に留意すること。

#### 1 盗難、強奪その他不可抗力の認定

##### (1) 盗難、強奪

金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせること。

##### (2) その他不可抗力

その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。遺失の場合も、警察に遺失届の提出を必ず行わせること。

#### 2 調査及び指導等

##### (1) 事実の調査

被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に確認すること。

##### (2) 扶養義務者に対する扶養依頼等の指導

盗難等により保護金品を失ったという特別な事情があるので、通常の扶養は期待できない者も含め援助を受けることを指導し、扶養依頼を行うこと。

#### 3 金品管理等生活指導

一般に、保護費を紛失し再支給を申請するケースは、保護費の大部分を携帯し金銭管理に注意を欠く例が多いので、生活上の指導を十分に行い、必要以上の金品を携帯することのないよう配慮すること。

#### 4 預貯金の活用

被保護者が預貯金を有しており、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合は、自己の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯金を生活維持に充てさせること。

問17 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことのある者が再度借入をし、保護申請を行った場合、資産活用の要件を満たしていないことを理由とし、申請を却下してよろしいか。

答 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給し、その後に保護廃止となった者が、再度年金担保貸付制度を利用し、その借入金を例えばギャンブルや借金返済等に費消した後、本来受給できるはずの年金が受給できなくなった場合は、実質的に保護費を借金返済等に充てることを目的として年金担保貸付を利用していることになる。

生活保護制度は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる(生活保護法第4条)ものであることから、老後の基礎的な

生活費等として活用すべき年金を担保に貸付を受けて、これを先に述べたような用途に充てるために費消するような場合には、資産活用(月々の年金受給)を恣意的に忌避しているため、法第4条に定める保護の受給要件を満たしていないと解されることになる。

したがって、過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が再度借入をし、保護申請を行う場合には、

- ・ 当該申請者が急迫状況にあるかどうか
- ・ 保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうか

といった事情を勘案した上で、原則として、保護の実施機関は資産活用の要件を満たしていないことを理由とし、申請を却下して差し支えない。

なお、被保護者に対しては、生活保護受給中には年金担保貸付を受けることができないこと、年金担保貸付を受けている場合には生活保護を受けることができないことを周知しておきたい。

#### 問18 削除

問19 被保護者が海外に渡航した場合には、生活保護の取扱いはどうなるか。

答 被保護者が、一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であって引き続き国内に居住の場所を有している場合は、海外へ渡航したことのみをもって生活保護を廃止することはできないものである。

しかしながら、当該被保護者は渡航費用を支出できるだけの額の、本来その最低生活の維持のために活用すべき金銭を有していたことから、当該渡航費用のための金銭は収入認定の対象となるものである。したがって、それが単なる遊興を目的とした海外旅行等に充てられた場合には、その交通費及び宿泊費に充てられる額について収入認定を行うこととされたい。ただし、この場合、個々の世帯の状況等を勘案し、当該渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額を超える額については、収入認定しないものとして差し支えない。

また、次のような目的で概ね2週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、その用途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないことから、保護費のやりくりによる預貯金等で賄う場合には、本通知第3の18により、他からの援助等で賄う場合には次官通知第8の3の(3)のエに該当するものとして、当該渡航に要する費用の全額を収入認定しないものとして差し支えない。

- 1 親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参
- 2 修学旅行
- 3 公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加(選抜又は招待された場合に限る。)
- 4 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の海外留学であって世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

#### 第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

問1 被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行なうこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待される場合は、これらの処分を行なうに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行なうこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること。

- 1 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行なうこと。
- 2 1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。

なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わない場合には、さらに書面による指導指示を行なうこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。

- 3 2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。
  - (1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほか、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。
  - (2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。
  - (3) 保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

なお、1から3に掲げる保護の変更、停止又は廃止は、当該処分を行なうことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行なった場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。

問2 要保護者が法第28条による検診命令に従わなかった場合の取扱いの基準を示されたい。

答 設問のような場合にはその必要があると認められるときは法第28条第5項により保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は、保護の変更、停止若しくは廃止を決定すること。

なお、法第28条第5項により処分を行なう場合は、次によること。

- 1 保護の開始申請に伴い、保護の要否を判定するため必要な検診である場合には、当該開始申請を却下すること。

- 2 保護の変更申請に伴い必要な検診である場合には当該変更申請を却下すること。
- 3 要保護者が検診を受けなかったため、特定の費用について必要性の有無が判断できないときは、最低生活費の算定に際し、当該費用を計上しないこと。
- 4 2又は3によりがたい場合は保護を停止することとし、当該被保護者が検診を受け、かつ、その結果保護を要することが明らかになったとき、又は検診を受けさせる必要がなくなったときには停止を解除すること。  
なお、保護を停止した後、再度検診命令を行ない、なおこの命令にも従わないときは、法第28条第5項により保護を廃止すること。
- 5 4にかかわらず、最近1年以内において当該検診命令違反のほかに文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき、又は停止によっては、当該要保護者をして検診命令に従わせることが著しく困難であると認められるときは、保護を廃止すること。  
なお、4及び5に掲げる保護の変更、停止又は廃止は処分を行なうことを決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ期日を定めて検診命令を行なった場合にはその指定期日の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。

## 第12 調査及び援助方針等

問1 実施機関において、被保護世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じた統一的な訪問基準を作成し、それに基づいて訪問計画を策定することとして差しつかえないか。

答 訪問調査については、①生活状況の把握、②保護の要否及び程度の確認、③自立助長のための助言指導などを目的として実施することが考えられるところであるが、これらの訪問目的を達成するために考慮された訪問基準であれば、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、前記の訪問基準の設定を行った場合であっても、被保護者の個々の状況に応じて、適宜、必要な訪問調査の実施に留意されたい。

問2 無料低額宿泊所に入所中の者に対し、訪問調査を行う場合、居宅の場合と同様、局長通知第12の1(2)に基づき、少なくとも1年に2回以上訪問するべきか。当該施設が日常生活支援住居施設の認定を受けている場合も同様か。

答 お見込みのとおり。

なお、訪問調査を行うにあたっては、居宅生活への移行が可能か検証する等、自立に向けた支援の検討を行うこと。

また、日常生活支援住居施設の入所者への訪問調査にあたっては、個別支援計画に基づく支援の実施状況についても確認を行い、必要に応じて計画の見直し等について施設の生活支援員と協議すること。

問3 局長通知第12の1の(2)のアにいう「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等」の施設には、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)以外にどのようなものがあるのか。

答 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム及び共同生活援助(障害者のグループホーム)であって、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)と同程度の支援体制が整っている施設であること。

この判断に当たっては、次のすべての事項を満たしていることに留意された上で、毎年度体制状況の確認を行うこと。

- 1 夜勤職員が常駐している等、昼夜の時間帯を通じて支援体制が整っている。
- 2 当該施設の監督庁に意見を聴取し、当該施設が法令を遵守していることが確認できる。
- 3 医療機関等の関係機関との協力体制が整っている。

## 第13 その他

問1 施行規則第22条第2項の規定による相続財産管理人の選任の請求は、保護の実施機関が民法第952条第1項にいう利害関係人として行なうものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問2 葬祭を行なう扶養義務者がいないため葬祭扶助を行なった場合において、死者名義の郵便貯金通帳があるときは、どのように処分したらよいか。

答 郵便貯金通帳は、法第76条第1項にいう死者の遺留物品と解すべきであるが、とくに債権の証拠物件であることにかんがみ、郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行店舗に対して具体的な払戻し等の方法につき確認を行った上で、払いもどしを受けるのが適当である。

問3 国若しくは地方公共団体により貸付けられる住宅資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として貸付けられる住宅資金と本法による住宅扶助との関係をどう取扱うべきか。

答 設問にかかる住宅資金の貸付けを受けるについての承認は、本法による扶助の対象とはなりがたい需要について行なうものであり、貸付金をもって本法の給付に代替させる趣旨のものではない。

## 第14 施行期日

- 1 この通知は、昭和38年4月1日から施行すること。
- 2 昭和36年4月1日社保第21号、厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の解釈と運用について」、昭和36年4月1日社保第22号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領に関する質疑応答について」及び昭和37年12月5日社保第91号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領に関する疑義について」は、廃止すること。

## ○生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

(昭和二九年五月八日)

(社発第三八二号)

(各都道府県知事あて厚生省社会局長通知)

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、貴職におかれても遺漏なきを期しておられることと存するが、今般その取扱要領並びに手続を左記のとおり整理したので、了知のうえ、その実施に万全を期せられたい。

## 記

一 生活保護法(以下単に「法」という。)第1条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手続により必要と認め保護を行うこと。

但し、保護の申請者又はその世帯員が急迫した状況にあるために、左の各号に規定する手続を履行する暇がない場合には、とりあえず法第19条第2項或は法第19条第6項の規定に準じて保護を実施し、しかる後左の手続を行つて差し支えないこと。

- (1) 生活に困窮する外国人で保護を受けようとするものは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)に基づく在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号。以下「入管特例法」という。)に基づく特別永住者証明書に記載された当該生活困窮者の住居地を管轄する保護の実施機関に対し、申請者及び保護を必要とする者の国籍を明記した保護の申請書を提出するとともに有効なる在留カード又は特別永住者証明書を呈示すること。
  - (2) 保護の実施機関は前号の申請書の提出及び在留カード又は特別永住者証明書の呈示があつたときには申請書記載内容と在留カード又は特別永住者証明書の記載内容とを照合して、申請書記載事項の確認を行うこと。
  - (3) 前号の確認が得られた外国人が要保護状態にあると認めた場合には、保護の実施機関はすみやかに、その申請書の写並びに申請者及び保護を必要とする者の在留カード又は特別永住者証明書の番号を明記した書面を添えて都道府県知事に報告すること。
  - (4) 保護の実施機関より報告をうけた都道府県知事は当該要保護者が、その属する国の代表部若しくは領事館(支部又は支所のある場合にはその支部又は支所)又はそれらの斡旋による団体等から必要な保護又は援護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知すること。
- 二 生活に困窮する外国人が朝鮮人及び台湾人である場合には前記一(3)及び(4)の手続は、当分の間これを必要としないこと。
- 三 保護を受けた外国人が安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなつた場合には、当該外国人に対して法第55条の4第1項の規定に準じて就労自立給付金を支給すること。
- 四 保護を受けた外国人(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第18条の7に規定する者に準ずるものに限る。)が法第55条の5第1項に規定する特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる場合には、当該外国人に対して同項の規定の取扱いに準じて進学準備給付金を支給すること。
- 五 本通知の運用指針は次の通りであるので、これが取扱について遺憾のないよう配意されたいこと。

問一 通知一(1)に生活に困窮する外国人が保護を受けようとするときは、有効なる在留カード又は特別永住者証明書を呈示しなければならないとあるが、外国人がこの呈示をしない場合若しくは実施機関の行う保護の措置に関する事務に外国人が協力しない場合には如何にすべきか。

(答) 外国人の保護は法を準用して行うのであるから、実施機関としては保護を申請した外国人並びに保護を必要とする外国人について、当然一般国民に対する場合と同じく保護決定に必要な種々の調査をしなければならない。而るに外国人については一般国民の場合と異り、その生活実態、家族構成、稼働状況、収入状況等についての適確な把握が困難であるので申請者若しくは保護を必要とする者の協力を特に必要とする。従つて、申請にもとづく種々の調査の際申請者若しくは保護を必要とする者が実施機関の必要とする協力を行わないため、或は当該外国人の身分関係、居住関係を明確にする有効なる在留カード又は特別永住者証明書を呈示しないために、実施機関が当該外国人についての生活実態の客観的事実が把握できないような場合には、実施機関としては、適正な保護事務の執行ができないので、申請者若しくは保護を必要とする者が急迫な状況にあつて放置することができない場合でない限り、申請却下の措置をとるべきである。一方かかる場合には実施機関は必要とあれば治安当局に連絡し、在留外国人の公正な管理事務に協力すべきである。

問二 外国人が集団で保護を申請してきたときの取扱如何。

(答) 外国人が集団で保護を申請してきたときには、一般国民の集団申請に対する取扱と同様に取り扱うべきであるが、問一の答で明記したように所定の手続を経ない保護の申請、或は多数の圧迫にもとづく保護の要請等によつて申請者若しくは保護を必要とする者が実施機関の行う保護の措置の事務に協力しない場合には、一切かかる保護の申請には応ずべきではない。

問三 生活に困窮する外国人が保護の申請を、福祉事務所を設置しない町村の長を経由してなした場合、町村長は如何に処理すべきか。

(答) 町村長を経由して提出された申請書については、町村長は法第24条第6項の規定を準用して当該申請書及びその他の必要書類を実施機関に送付しなければならないのであるが、その際、保護を必要とする者が外国人であること及び当該外国人の在留カード又は特別永住者証明書の番号を明記した書面を添付しなければならない。

問四 生活に困窮する外国人の子弟については、特別の教育というものが考えられるが、これらについては如何に対処すべきか。

(答) 通知によつても明確なとおり、外国人に対する保護の措置は、法に準じて実施することになつているのであるから、生活に困窮する外国人の子弟のみが教育基本法に規定する日本国民の義務教育に準ずる教育以外の特別の教育を受けることを認めることはできない。従つて学校教育法第1条に規定する小学校、中学校以外の各種の学校において受ける教育については教育扶助の適用を認めることはできない。又特定の学校において通学費を必要としながら受ける外国人のための教育については、その通学費及び特定の教育のために必要な教育費を教育扶助の内容として認めることはできない。

問五 通知二において終戦前より国内に在留する朝鮮人、台湾人について特例を設けた理由。

(答) 終戦前より国内に在留する朝鮮人、台湾人は従来日本の国籍を有していたのであり、講和条約の発効によつて始めて日本国籍を喪失したわけである。従つて、講和条約発効前においては日本国民として法の適用を受けていた点、条約発効後においても従来のまま日本に在留する者多く、生活困窮者の人口に対する割合も著しく高い点、或は、種々の外交問題が解決していない以上、外交機関より救済を求めることが現在のところ全く不可能である点等よりして、かかる朝鮮人、台湾人の保護については、一般外国人と同様に複雑な手続を経ることは何らの実益も期待できないので、特にその取扱を一般外国人と異にし、保護の措置に関する手続を簡素化したものである。

問六 法の準用による保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給(以下「保護等」という。)は、国民に対する法の適用による保護等と如何なる相違があるか。

(答) 外国人に対する保護等は、これを法律上の権利として保障したものではなく、単に一方的な行政措置によつて行つていものである。従つて生活に困窮する外国人は、法を準用した措置により利益を受けるのであるが、権利としてこれらの保護等の措置を請求することはできない。日本国民の場合には、法による保護等を法律上の権利として保障しているのであるから、保護等を受ける権利が侵害された場合にはこれを排除する途(不服申立の制度)が開かれているのであるが、外国人の場合には不服の申立をすることはできないわけである。

なお、保護等の内容等については、別段取扱上の差等をつけるべきではない。

問七 生活に困窮する外国人が入院した場合において、法による取扱に準じて認定した居住地と在留カード又は特別永住者証明書に記載されている居住地とが異なるときは、いかにすべきか。

(答) 外国人に対する保護の実施責任は、在留カード又は特別永住者証明書に記載されている住居地により定められるから、設問の場合は、在留カード又は特別永住者証明書に記載されている住居地によるべきものである。

問八 法による取扱に準じて認定すれば居住地がない場合であつても、入管法及び入管特例法においては、住居地があるものとされるが、外国人の保護については、法第73条第1号に準じた費用の負担は行われないものであるか。

(答) 保護の実施責任は、在留カード又は特別永住者証明書に記載されている住居地によるから、費用の負担について、法第73条第1号に準じた取扱は、あり得ないものである。

問九 養護老人ホームに收容された外国人が保護を要する場合、保護の実施責任は老人福祉法による措置の実施責任と一致すると解して差しつかえないか。

(答) 老人福祉法による措置の実施責任は居住地又は現在地(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへ收容される場合は、收容前の居住地又は現在地)によるが、困窮外国人に対する保護の実施責任は在留カード又は特別永住者証明書に記載されている住居地を管轄する保護の実施機関が負うこととなるので、保護の実施責任と措置の実施責任は一致しないことがある。

市福祉事務所職員による生活保護申請の不受理、開始決定後の不履行、生活保護申請の自願勧告が違法であるとして、市の国家賠償責任が認められた事例

国家賠償請求事件 さいたま地裁第一九〇の二二二号(平成二二・二・二〇) 二審判決(一部改訂) 一部棄却(確定)

本件は、Y市の福祉事務所長と同職員が、A(訴訟中に死亡)とAの妻Xが生活保護の申請をしたにもかかわらず、申請として取り扱わず又は生活保護の申請を妨害し、生活保護の開始決定後も、住宅扶助を支給しなかった上、Y市外へ転居を指導することも、転居後は生活保護を受けずに自活することを前提に不当な取扱いをしたとして、亡Aの妻本人兼訴訟承継人X、亡Aの子で訴訟承継人Yらが、Y市に対して国家賠償法一条一項に基づき、亡Aが本来なら得られたはずの生活保護相当額の損害と慰謝料額の損害賠償を請求し、固有慰謝料額も求めることとした事案である。

これに対して被告は、X、Yの各請求の一部を認許したが、その理由によると、Aは急性骨髄性白血病を罹患するまでは配送センター等で下請けと

して働いていたが、発症後は入退院を繰り返しており、その治療の支払がたまず、生活費にも困り、A及びXは、病院のソーシャルワーカーや弁護士より指導を受け、Yが救済、Y市の福祉事務所を訪れ同所職員と面談し、平成一七年一月の面接時に、生活保護を申請する意思を口頭で確定的に示したのに、生活保護実施機関としてこの申請に応答せず、同機関の審査・応答義務違反が認められること、住宅扶助支給については、福祉事務所長はAらより資料類等の証明書が提出されていないことを理由として、事実関係の調査もせず支給決定をしたが、これは職務上の義務違反で少なくとも過失によるものであること、同福祉事務所の職員が、Aらに対してAの家族のある東京都葛飾区への転居を勧めたことは相当でないとしても違法とまではいえないが、福祉事務所長がA及びXらが葛飾区に移転したことにつき、葛飾区に通知すべき義務を怠ったこと、また、同所職員がXらに自活を促し、葛飾区で生活相談に行つてはならない旨勧告したことは、Xらの生活保護を受けようとする権利を侵害するもので同職員には職務義務違反があり、これにつき少なくとも過失があること、以上によると、Y市の国家賠償責任は、①Aの受け得た生活保護相当額四三三万五三八一円と慰謝料二〇万円、②Xに生じた損害額四〇万円であり、③訴訟中に

Aが死亡したので、亡Aの取得する①の請求権をYが二分の一、Xは各六分の二ずつ相続したと判断した。ところで、本判決は、福祉事務所職員による生活保護申請の不受理、開始決定後の不履行、自活を求め新たな生活保護申請の自願勧告等を違法として市に対する国家賠償請求を認めたものである。生活保護を受けている人の数は過去最多の更新を続け、平成二四年一月の時点で約二一四万人であり、生活保護実施機関である地方自治体の福祉事務所では、生活保護申請時に就労や福祉支援を強く求める窓口規制が常態化していると新聞紙上報じられているが、本判決は、窓口規制の行為が職務上の義務違反であることを明らかにし、制度の適正な運用を自治体に求めた点で評価されている。(一部匿名)

原告側委員 國庭法一条一  
原告等 原告 亡甲野太郎訴訟承継人兼本人  
甲野花子  
被告 中山 福二 菅 廣 隆 子  
小山 山 香 猪 股 正  
小林 哲 彦 長 田 謙  
松 田 弘 幸 久 保 田 和 浩  
平 原 興 川 井 理 砂 子

川 崎 慎 一 溝 尾 直 樹  
同訴訟代理人弁護士  
北 川 浩 岡 林 大 博  
渡 邊 泰 子 藤 川 清  
竹 下 義 樹 岡 本 卓 大  
根 本 明 子  
原告甲野花子訴訟代理人弁護士兼原告野松子、原告甲野竹夫、原告甲野梅子訴訟代理人弁護士  
佐々木 新一  
原告甲野松子、原告甲野竹夫、原告甲野梅子訴訟代理人弁護士兼原告甲野花子訴訟代理人弁護士  
斉 藤 耕 平  
被告 三 郷 市  
代表者市長 木 津 雅 隆  
訴訟代理人弁護士 田 原 五 郎  
指定代理人 柳 沼 昌 弘

【要旨】 被告は、原告甲野花子に対して、二九〇万七九二一円及びこれに対する平成一九年九月二日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。  
二 被告は、原告甲野松子、原告甲野竹夫、原告甲野梅子に対し、それぞれ八二五二五五三三円及びこれに対する平成一九年九月二日から支払済

みまで年五分の割合による金員を支払え。  
三 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。  
四 訴訟費用は、これを一分し、その六を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。  
五 この判決は、第三項及び第二項に限り、仮に執行することができる。

【事案及び理由】 第一 請求

一 被告は、原告甲野花子に対し、五八四万〇七九円及びこれに対する平成一九年九月二日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。  
二 被告は、原告甲野松子、原告甲野竹夫、原告甲野梅子に対し、それぞれ二二五三六九四円及びこれに対する平成一九年九月二日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

本件は、被告福祉事務所長及び同所職員が、亡甲野太郎の妻である原告甲野花子らが生活保護の申請をしたにもかかわらず申請として扱わず又は生活保護の申請を妨害し、生活保護の開始決定後も住宅扶助を支給しなかった上、市外への違法な転居を指導することも、転居後は生活保護を受けずに自活することを前提とした不当な取扱いをしたとして、亡甲野太郎の相続人である原告らが、被告に対し、国家賠償法一条一項に基づき、亡甲野太郎が本来なら得られたはずであった生活保護相当額の損害及び慰謝料等の損害賠償を求める(原告申

野花子については、固有の慰謝料等の損害賠償も求めている)事案である。遷延損害金の始期は違法行為の後である訴法違反の日の日翌日。  
一 前提となる事実(証拠を提示しない事実は、当事者間に争いが無い)  
〈趣旨、本判決は、要旨の要〉  
(1) 当事者等  
ア 亡甲野太郎(昭和三年六月四日生まれ。以下「亡太郎」という。)と原告甲野花子(昭和三年五月二八日生まれ。以下「原告花子」という。)とは、昭和三十三年に結婚し、その間には、原告甲野松子(昭和三年八月二二日生まれ。以下「原告松子」という。)、原告甲野竹夫(昭和五年七月二三日生まれ。以下「原告竹夫」という。)、原告甲野梅子(平成二年二月六日生まれ。以下「原告梅子」という。)の三人の子がいる。  
亡太郎は、本件訴訟係属中である平成二〇年三月三十一日に死亡し、原告らは、亡太郎が被告に対して有する権利を、原告花子が二分の一、原告松子、原告竹夫、原告梅子がそれぞれ六分の一の割合で相続した。  
イ 三郷市長は、生活保護法(以下「生活法」という。)による保護の決定及び実施に関する事務の一部を被告福祉事務所長に委任している(生活法一九条五項、同法施行令一表)。  
(2) 原告らの居住状況  
ア 亡太郎は、平成二六年当時、埼玉県三郷市早稲田所在のアパート内山ハイッ(以下「山ハイッ」という。)の一室を

賃貸月額六万七〇〇〇円で賃借し、原告花子、原告竹夫、原告梅子と四人で居住していた。原告松子は、平成二七年三月には、すでに自営を出て東京都江川区で生活していた。  
イ 原告竹夫は、平成二八年六月二〇日に、西山ハイッを出て、東京都葛飾区にある亡太郎の家族で生活を始めた。  
(3) 亡太郎の入退院状況  
亡太郎は、平成二六年八月に、急性骨髄性白血病を罹患し、以下のとおり入退院を繰り返した。  
ア 同年二月一〇日に、国立がんセンター東病院(以下「東病院」という。)に入院し、平成二七年一月二八日に一時退院をした。  
イ 同年三月二日に、骨髄移植のため、東京都中央区築地にある国立がんセンター中央病院(以下「中央病院」という。)に入院したが、骨髄バンクドナーからの移植まで時間を変更するために、移植を受けることなく同年四月四日に退院した。  
ウ 同年七月二五日から同年九月五日まで、東病院に再入院した。  
エ 同月二八日、中央病院に入院し、骨髄移植後、同年二二三日に退院した。  
オ 平成二八年二月二日、急性骨髄性白血病の再発が確認されたため、中央病院に入院し、骨髄移植後、同年九月一六日に退院した。  
(4) 被告福祉事務所での面接、生活保護開始決定  
ア 原告花子は、平成二七年二月一日、

同年三月二日、同年一月九日及び平成二八年五月一日に被告福祉事務所を訪れ同所職員と面談した(なお、このうち平成二七年一月九日は原告松子が、平成二八年五月一日は原告竹夫が同行した)。いずれの面談にも原告花子が生活保護の申請を意図で行うことはなかった(上記以外の日に原告花子ないし原告竹夫が被告福祉事務所を訪れたか、原告花子が口頭で生活保護の申請をしたか等については争いがある)。  
イ 原告花子は、平成二八年六月二一日、本件原告ら訴訟代理人弁護士である吉原聖子弁護士(以下「吉原弁護士」という。)とともに被告福祉事務所を訪れた。被告福祉事務所は、当時西山ハイッに居住していた原告竹夫を導く亡太郎、原告松子、原告梅子と面談し、生活保護の申請があったものとして受け付けた。  
ウ 被告福祉事務所長は、平成二八年七月一四日、亡太郎、原告松子、原告梅子と面談し、同年六月二二日を保護開始日とする保護開始決定をした。支給される保護には、住宅扶助が含まれていなかった。  
(5) 葛飾区への転居  
ア 原告花子及び原告梅子は、平成二八年八月二八日、西山ハイッから東京都葛飾区東箭前のアパート(以下「東箭町のアパート」という。)に転居した。被告福祉事務所長は、同月二九日付けで、世帯員が就つたことと理由として保護開始を延期する旨の決定をした。三郷市の生活保護法施行細

則は保護者の転出について新居住地に通知しなければならぬと規定しているが、この際、被告福祉事務所長は、葛飾区に対して原告花子、原告梅子と同区に転居したことを通知しなかった。なお、同日ころ、原告竹夫も亡太郎の家から東金町のアパートに転居した。

イ 七太郎は、同年九月十六日に、中央病院を退院し、東金町のアパートで生活を始めた。被告福祉事務所長は、同月十七日付けで、転出を理由として七太郎の保護を廃止する旨の決定をした。この際、被告福祉事務所長は、葛飾区に対して、七太郎が同区に転居したことを通知しなかった。

(6) 葛飾区福祉事務所長は、同月二十九日、七太郎に対して、同月二十六日を保護開始日とする保護開始決定をした。

二 争点

(1) 生活保護申請行為の有無(被告福祉事務所長及び同区職員的生活保護申請に対する善悪相当義務違反、保護開始決定を行う義務違反の有無)

(2) 被告福祉事務所職員の助言・教示義務違反、申請意思確認義務違反、申請援助義務違反の有無(申請書行為の有無)

(3) 被告福祉事務所長が住宅扶助を支給しなかったことの違法性

(4) 被告福祉事務所職員による不当な転居指導の有無

(5) 被告福祉事務所長の葛飾区への通知義務違反の有無

(6) 被告福祉事務所職員が葛飾区での生活保護受給申請を禁止したか否か

(7) 損害  
三 争点に関する当事者の主張  
(1) 生活保護申請行為の有無(被告福祉事務所長及び同区職員的生活保護申請に対する善悪相当義務違反、保護開始決定を行う義務違反の有無)

(原告らの主張)

ア 申請行為

申請は口頭で行うこともできるところ、原告花子は、平成一七年一月中旬ころ、同月下旬ころ、同年二月一日、同年三月二日、同年一月九日、平成一八年五月一日に被告福祉事務所を訪れ、そのたびに職員に対して生活保護の受給を受けた旨を述べている。また、申請行為というためには生活保護の受給を求める最低限の意思を看取しうる申告があればよいと解すべきであるところ、少なくとも、原告花子は生活保護の受給のために被告福祉事務所を訪れ生活の困窮を示しており、生活保護の受給を求める最低限の意思を看取しうる程度の申告をしているのであるから、申請行為があったことは明らかである。

仮に上記の程度で申告がなかったとしても、本件では、被告福祉事務所職員が①相談者の状態に配慮しつつ生活状況を聴取し、生活保護制度について正確な説明、教示を行う義務、②要保護状態でないことや申請権がないことが明らかでない限り、申請意思の確認を行う義務及び③相談者の要保護性を認識した場合に、申請を促すなど申請を援助する義務を義務に違反する不適切な対応をし、原告花子により

生活保護の申請ができなかったのであるから、申請があったものと評価すべきである。  
イ 義務違反の有無  
生活保護法第84条は、申請がされた場合には善悪相当義務を負担し、保護の受給要件を満たしている場合には生活保護開始決定をする義務がある。被告福祉事務所職員は、原告らの申請を繰り返して拒否し、上記義務に違反している。

また、被告福祉事務所長は、原告ら世帯が保護状態にあつたにもかかわらず平成一八年六月二日までに申請開始決定をしていない。被告福祉事務所長は、同所職員の行為を監督し、報告を受ける立場にあるところ、少なくとも平成一七年二月一日には、原告花子は生活保護の申請をしていたこと、要保護状態にあつたことを認識していたにもかかわらず、同日を開始日とする保護開始決定をせず、上記義務を怠り、かつ、このことについて少なくとも過失があつた。

被告の主張

原告らは、平成一七年一月中旬から下旬ころには被告福祉事務所を訪れていない。また、原告花子は、平成一八年六月二日に生活保護の申請をするまで生活保護の申請をしていない。同日の面談時には、原告花子は、一家の支えであった原告竹夫が前日(同月二〇日)に職務を解雇されて家を出て行ってしまい、収入も苦しいとして生活保護の申請をしたため、これに依したためである。

したがって、被告福祉事務所職員が原告花子、原告竹夫の生活保護の申請を拒否したことはない。

また、被告福祉事務所長が被告福祉事務所職員の行為を監督し、報告を受ける立場にあることは認めるが、平成一七年二月一日に原告らによる生活保護の申請はないのであるから、同日を開始日とする保護開始決定をしなかったことについて義務違反はない。

(2) 被告福祉事務所職員の助言・教示義務違反、申請意思確認義務違反、申請援助義務違反の有無(申請書行為の有無)

(原告らの主張)

仮に、各面接日における原告らの申請行為が認められなかったとしても、生活保護を実施する義務には、①相談者の状態に配慮しつつ生活状況を聴取し、生活保護制度について正確な説明をするともに、ケースに応じて保護申請の動機等後方的観点から助言を行う義務、②要保護状態でないことや申請権がないことが明らかでない限り、申請意思の確認を行う義務、③相談者の要保護性を認識した場合に、申請を促すなど申請を援助する義務があるところ、被告福祉事務所職員は、原告花子に対して、本来申請の要件となっていない捕束性の原理について執拗に説明をするなど生活保護の申請について適切な説明を行わず、明らかに要保護状態にある原告らに対し、生活保護の申請を行うよう勧誘することはなかったし、申請意思の確認や申請の援助も行わなかった。このように、福祉事務所職員の誤

った言動によって要保護者が自分には生活保護の受給権がないものと誤信し、この誤信によって保護申請をしなかったとすれば、福祉事務所職員の申請妨害行為自体が國家賠償法上の違法行為を構成する。

(被告の主張)

否認する。平成一八年六月二日以前の面接において、原告花子から聴取できた相談内容からは、原告ら世帯は明らかに急迫した状態にあると認識できず、申請意思の確認をしたり、保護申請を促したりする義務が課せられた状況ではなかった。また、被告福祉事務所職員は、面談時に、生活状況を聞き取りながら生活保護制度について十分に説明し、併せて申請意思の確認等も十分に行っている。

(3) 被告福祉事務所長が住宅扶助を支給しなかったことの違法性

(原告らの主張)

被告福祉事務所長は、保護開始決定後も原告らに対して住宅扶助を支給しなかった。当時、住宅扶助を支給しない理由はなかったのであるから、被告福祉事務所長は、住宅扶助を支給する決定をすべき職務上の義務に違反し、このことにつき少なくとも過失がある。

(被告の主張)

住宅扶助が保護費の中に含まれなかったのは、七太郎の住宅賃貸借契約が平成一八年六月二日回で期間満了となり、不動産業者から契約更新ではなく退去を求められていて、同月からの住宅扶助の費が確認できなかったためである。すなわち、住宅扶

助の認定については契約書の添付資料に基づいて認定を行うよう国、県から指導を受けていたところ、原告ら世帯の担当ケースワーカーであった乙山善子(以下「乙山職員」という。)は、亡太郎の賃貸借契約期間が満了していることを確認し、原告花子に対して、家賃(宅地)賃貸借契約書と題する書面を交付し、この書面は真正から賃貸借契約をしていることや資料について証明してもらうよう指示したが、原告花子は同国書面の提出がなかったために、家賃の認定を行えなかったためである。

(4) 被告福祉事務所職員による不当な転居指導の有無

(原告らの主張)

乙山職員は、原告花子に対し、丙山ハウスの家賃を調剤しているため転居するしかないと説明した上で、葛飾区への転居を指示した。

しかし、実際には、丙山ハウスの賃人は、原告らに対して賃貸借契約の解除や退去は求めていなかったし、アパートの家賃が三郷市の住宅扶助の上限を超えるものがあるものの、超過分については生活扶助費からやりくりすることが可能であつたため、転居するしかないとの説明は明らかに誤りである。仮に転居が必要であるとしても、三郷市ではなく葛飾区に転居しなければならぬ理由はない。葛飾区には亡太郎の家賃があるものの、援助は期待できず、このことは乙山職員も認識していた。

保護費補償の職員は、相談者に対して法に適合した説明をすべき注意義務がある

ところ、乙山職員の説明及び指示は、法に適合しないものであり、職務上の義務に違反し、このことにつき故意又は過失があつた。

(被告の主張)

乙山職員は原告らに執拗に葛飾区への転居を指示しておらず、身内らとよく相談することを勧めたにすぎない。なお、乙山職員が、葛飾区にある亡太郎の家賃には援助できないなどの経済的余力がないことを扶養の範囲で認識していたことは認めるが、原告竹夫は、葛飾区に移れば差別的な援助は期待できなくとも精神的な支えにはなると述べていたためであり、原告花子もこれを心算か感じていたはずである。

(5) 被告福祉事務所長の葛飾区への通知義務違反の有無

(原告らの主張)

保護費が居住地を所管区域外に移転したときには、福祉事務所長は新居住地を所管する福祉事務所長に通知する義務があるところ、被告福祉事務所長は、原告らが葛飾区に転出したにもかかわらず、葛飾区に通知をしなかった。

(被告の主張)

葛飾区の福祉事務所長に通知をしなかったのは、当時原告らは被保護者ではなかったからである。すなわち、平成一八年八月二二日に、原告花子及び原告竹夫は、今後は生活保護を受けずに自営したいとの意思を示しており、被告福祉事務所長は、別居していた原告竹夫が原告花子、原告梅子と再び同居することになつたこと、原告梅子

が就労していること、原告花子が就労する見込みを立えたようであつたことなど、自立の意思を尊重し、原告花子と原告梅子とをあえて被保護者の転出ではないとして扱うこととしたため、葛飾区に通知をしなかったためである。

(6) 被告福祉事務所職員が葛飾区での生活保護受給申請を禁止したか否か

(原告らの主張)

乙山職員は、葛飾区へ転居する原告花子に対し、葛飾区に生活保護の申請をしないよう指示した。このため、原告らは、葛飾区に転居後はしばらくの間、生活保護の申請をすることができなかった。乙山職員は、原告花子に対して、転居したら国民健康保険に加入するよう指示したが、生活保護受給者は国民健康保険の被保険者となることができないのであるから、国民健康保険への加入を指示することは、生活保護を受給しないよう指示することと同義である。

原告らには、転居後の葛飾区において保護申請をしてはならない理由はなくないのであるから、乙山職員の説明、指示は誤つたものであり、法に適合した説明をすべき職務上の義務に違反し、このことについて故意又は過失があつた。

(被告の主張)

乙山職員が原告花子に対して葛飾区で生活保護申請をしないよう指示したことはない。転居したら国民健康保険に加入するよう指示したことは認めるが、これは、原告らから生活保護を受けずに自営したいとの意向が示されていたために、生活保護を受

絶しないにもかかわらず国民健康保険に加入していないという事態を防ぐための配慮から提案したものである。

(7) 損害

原告らの主張

ア 亡太郎に生じた損害

七八万二六二六円

(7) 保険料額

四六二万〇一四六円

亡太郎は、被告の違法行為がなければ、医療扶助二〇万八千五百六十九円及び医療扶助以外の保険料額四七万四千九百九十九円、合計五十九万五千五百六十九円を収入認定される一三六万三千四百二十九円を控除した四六二万〇一四六円を取得していたはずである。

(7) 医療料 二〇〇万円

(7) 介護費用 六六万二〇二五円

イ 原告花子に生じた損害 二二〇万円

(7) 医療料 二〇〇万円

(7) 介護費用 二〇万円

被告の主張

否認をいし争う。

第三 争点に対する判断

一 介護給付によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告らが被告福祉事務所を訪れるまでの経緯

ア 亡太郎は、平成二五年ころから、倉庫や配達センターでの管理の仕事をしてきたが、腰痛がひどく下働きのような契約であった。収入は月に三万円程度であった。亡太郎は、平成二六年二月一日に白痴病による入院をして以来、職務を

きなくなった。

イ 原告花子は、平成二六年二月二七日から東病院の精神科に入院するようになった。

ウ 亡太郎及び原告花子にとって、当時差し迫った問題は、治療費の支払が難しく、生活費もない経済的な点であった。亡太郎及び原告花子は、平成二七年一月二五日、東病院のソーシャルワーカーである西川夏子(以下「西川ソーシャルワーカー」という)と初めて面談した。その際、西川ソーシャルワーカーは、亡太郎及び原告花子に対して、生活保護も含めて考えていきたいと思います。高額療養費の手続きをつづ、一時支払金の免除ができるかも調べますと述べた。この面談により、亡太郎及び原告花子は生活保護制度の利用を考え始めるようになった。

(2) 平成二七年二月一日の面談  
原告花子は、平成二七年二月一日に、被告福祉事務所を訪れ、職員である丁原秋夫(以下「丁原職員」という)と面談をした。丁原職員は、原告花子が生活保護制度の利用を含め、制度について知るために来所したものと考え、生活保護制度の説明をするともに、生活状況について質問した。

原告花子は、生活状況について、亡太郎、原告花子、原告竹夫、原告梅子の四人で暮らしていること、亡太郎が白痴病で平成二六年二月一日から平成二七年一月二八日まで東病院に入院し、今後も治療が必要であること、亡太郎は入院するまで倉

庫内の事務の仕事をしており、月額給与は手取りで平均三万円であったこと、亡太郎が解雇されたのが休職なのかはわからないこと、原告花子は就労していないこと、原告竹夫が面接日前からアルバイトを始めたこと、原告梅子は中学三年生であること、預貯金、生活保険はないこと、車を所有していること、自宅の家賃が月額約六万円であること、借金があり生活は楽ではないこと、長女が江東区で就労しながら単身生活をしていること、亡太郎は四人兄弟であり、父はいるものの母は不明であること、原告花子は三人兄弟であり、母はいるものの父は死亡していること、被告福祉事務所として「生活保護制度について知りたい」と記入した上、上記の内容を記載した。また、丁原職員は、原告花子から身体が不自由であるなどと述べられなかったため、原告花子と職務阻害原因はないと考えた。

丁原職員は、原告花子に対して、家族の中で働ける者がいるかどうか、身内からの援助が可能なかどうか及び亡太郎の雇用状態についても確認してあるよう助言し、その旨を面接記録票に記載した。

また、丁原職員は、原告花子から、市役所で仕事の紹介を受けることができると聞いて来所したという趣旨の語があったため、市役所では仕事の紹介をすることはできないと伝えた。

(3) 平成二七年三月二日の西川ソーシャルワーカーからの電話

西川ソーシャルワーカーは、平成二七年二月二日、被告福祉事務所へ電話をかけ、職員である茂田冬夫(以下「茂田職員」という)に対して、原告花子は東病院の精神科に入院しており、医師によれば能力的に就労が難しいこと、原告花子が家計の状況についてあまり把握していないこと、亡太郎は免状が低下しており通院は電車できず、車を通院していることを告げた。茂田職員は、上記の内容を面接記録票に記載した。

(4) 平成二七年三月二日の面談  
原告花子は、平成二七年三月二日に、被告福祉事務所を訪れ、職員である甲田二郎(以下「甲田職員」という)と面談をした。甲田職員は、原告花子と関する同年二月一日及び同月二日の面接記録票を閲覧した上で面談に臨んだ。

原告花子は、甲田職員に対して、亡太郎が白痴病で中央病院に入院したこと、亡太郎が平成二六年二月で退職し、失業保険はなく国民年金等の年金の受給もないこと、原告花子は、亡太郎の生活を支えるために中央病院行き、また原告梅子の不登校など原因で、精神科に通院していること、原告花子は今までほとんど就労したことがないこと、原告竹夫のアルバイトによる収入は月額約七万円であり、会社の保険の関わりを週四日勤務で正社員にはなれないこと、所有する車について一月当たり六万円ほどのローンがあること、車は今後の通院等に使用するために手放したくないこと、原告花子は独立して借入で暮らしているが

収入が不規則で援助が難しいこと、亡太郎の父、兄弟からの援助は難しいこと、原告花子は兄と付き合いをしていないことなど、生活費に困窮していることを述べた。甲田職員は、面接記録票に「面接内容(主訴)として生活費について」と記入の上、上記内容を記載した。

甲田職員は、原告花子に対して、働けるのであれば働いてくださいと述べるとともに、身内からの援助を認めるよう助言した。

(5) 平成二七年二月九日の面談  
原告花子は、原告梅子とともに、平成二七年二月九日に、被告福祉事務所を訪れ、職員である乙野二郎(以下「乙野職員」という)と面談をした。乙野職員は、原告花子についての過去の面接記録票を閲覧した上で面談に臨んだ。

原告花子は、乙野職員に対して、亡太郎が白痴病により入院中で骨髄移植を受けたが、今後の療養の負担はわからないこと、同年九月に自己搬送をしたこと、家賃を同年三月から支払っていないこと、亡太郎の骨髄移植の費用は生活保護を受けていると免除になる之間にしていること、原告花子は週三〜四日病院に通っていること、今年から就労は難しいこと、専業主婦はアルバイトで収入月額約一〇万円であること、梅子は月に五〜八万円仕送りしてくれることを述べた。乙野職員は、面接記録票に「面接内容(主訴)として生活費について」と記入の上、上記内容を記載した。

乙野職員は、原告花子に対して、今以上

の援助を検討してもらふ必要があり、また、原告花子の求職、原告竹夫の増収について積極的に取り組むよう述べた。

(6) 平成二八年五月一日の面談  
原告花子は、原告竹夫とともに、平成二八年五月一日に、被告福祉事務所を訪れ、乙山職員と面談をした。乙山職員は、原告花子についての過去の面接記録票を閲覧した上で面談に臨んだ。

乙山職員は、原告らの生活状況が前回の面談時と同様であると認識した上、面接記録票に「面接内容(主訴)として生活費について」と記入した。

乙山職員は、原告花子に対して、身内にまず相談してほしいと説明し、原告花子が就職をすることや、原告竹夫の収入を増やすことを検討するよう述べた。

(7) 東病院精神科における原告花子の発言  
原告花子は、東病院精神科において、以下の各日に以下の内容の発言をした。

ア 平成二七年二月三日  
被告福祉事務所において、生活保護については兄弟で助け合うようにと言われ、生活保護は受けられないと言われた。  
イ 同月六日  
生活保護で被告福祉事務所には行っていない、夫があまり乗り気ではない、生活保護でなく仕事をするとも考えている。  
ウ 同月三日  
亡しくて被告福祉事務所に行き暇がない。  
エ 同年三月九日

また被告福祉事務所に行っていない。  
オ 同月六日  
被告福祉事務所へ電話をし、来週行くことになった。

カ 同年四月二日  
三月末に被告福祉事務所に行ってきたが、ダメと言われた。

(8) 吉原弁護士への相談状況  
ア 原告花子は、平成二七年八月三〇日、弁護士会の法律相談に行き、吉原弁護士に対して、債務超過の状態にあることについて相談をした。

イ 亡太郎と原告花子は、同年九月九日、吉原弁護士に債務整理を委任した。吉原弁護士が亡太郎と原告花子に生活保護の受給を勧めたところ、原告花子は、借入策に行ったが、その職員から車があるからため、借金があるからため、親族に支援してもらいなさいなどと言われ、保護を断られると述べた。これに対して、吉原弁護士は、車があることや借金があることは保護を断る理由ではないし、今後は債務整理により車も借金もなくなる、また、債務整理すれば借金ができなくなるので、生活保護を受けたいと生活できないと述べ、もう一度福祉事務所に行つて生活保護を申請するよう助言した。

ウ 原告花子は、平成二八年五月中旬、吉原弁護士と離婚申立てについての打合せをした。原告花子は、吉原弁護士から生活保護がどうなっているかを聞かれ、まだ受けていない、福祉課には行っているが申請させてもらえない、あなたも働けばいいで

しょうとしか言われないうと述べた。吉原弁護士は、原告花子に対して、もう一度被告福祉事務所に行き、生活保護の申請をするよう強く勧めた。

エ 原告花子は、同年六月になっても生活保護を受けていなかった。そこで、吉原弁護士は、原告花子とともに被告福祉事務所を訪れることとし、同月二日に被告福祉事務所を訪れたところ、生活保護の申請があつたものとして受け付けられ、生活保護開始決定がされた。

(9) 生活保護開始決定後、葛飾区へ転居するまでの経緯

ア 原告らは、平成二八年五月ころには、不動産屋から、家賃を支払わないなら西山ハイックから退去してもらおうと言われていた。

イ 原告花子は、同年六月二日、中央病院のケースワーカーに対して、自宅は家賃の滞りがあり、転居の話も出ていて述べ、可能であれば中央病院の近くに転居することも考えていると述べた。

ウ 原告花子は、同年七月四日から、時給七五〇円でアルバイトを始めた。同年八月一日に支払われた給与は六万五〇〇〇円であった。

エ 原告花子は、同年七月五日から、中央病院において、時給九五〇円で職務を始めたが、一週間は遅れやめた。

オ 西山ハイックの借入人は、同月四日、不動産屋を渡し、亡太郎に対して、滞納家賃が同月まで合計一〇〇万円を超えており、これを同年八月三十一日まで支払

うよう求める旨の通知書を送付した。  
 カ 原告花子は、同月二日、原告竹夫とともに被告福祉事務所を訪れ、乙山職員に対して、差額の滞納により同年八月中に退去するよう連絡が来ていることについて相談をした。乙山職員は、退去については、原告花子と原告竹夫とも相談して、原告花子と原告竹夫との同居や、同居が無理であれば近くへの転居はどうかと提案した。

キ 亡太郎の父、兄、姉、原告花子の母、兄は、同年八月七日までに、被告福祉事務所から亡太郎の扶養に関する照会に対して、精神的な援助も金銭的な援助もできない旨回答した。

ク 原告花子は、同月八日、原告花子とともに被告福祉事務所を訪れ、乙山職員に対して、千葉県内にある物件を転居先の候補として見取りを取り寄せたが、乙山職員は、当該物件は駅から遠く、何もない面があるため、他の物件を探さう述べるとともに、身内と相談し今後の就労等を考慮して転居先を検討するように述べた。

ケ 原告花子は、同月十四日、中央病院のソーシャルワーカーに対して、被告福祉事務所職員から、亡太郎の葬祭のある葛飾区への転居を指導されている旨述べた。

コ 原告花子は、同月十五日、亡太郎の弟である甲野三郎（以下三郎）といふとともに被告福祉事務所を訪れた。三郎は、原告らに対する金銭的な援助はできないものの、他の面では協力したいと申し出

た。原告花子は、転居先として葛飾区柴又三千目の物件を探してきたと述べた。

カ 原告花子と原告竹夫は、同月二十三日、被告福祉事務所を訪れ、乙山職員と面談をした。原告花子は、乙山職員に対して、中央病院で始めた仕事は早くやめてしまったと述べた。また、原告花子は、転居先として柴又三千目の物件は住環境があまり良くないため止め、葛飾区東金町のアパートを探してきたと伝えた。乙山職員は、原告花子、原告竹夫に対して、転居後は生活保護を受けずに、まず自活してはどうかと提案をした。この提案をするまで、原告らから自活を考えているとの話はなかった。

⑩ 葛飾区への転居後の経緯

ア 原告花子は、平成一八年九月、吉岡弁護士から、葛飾区で市民生活保護の申請をするよう言われた際、葛飾区に転居したら生活保護の申請に行つては行けないと三郷市福祉事務所職員から言われていると述べた。

イ 原告花子は、同月一日、中央病院のケースワーカーに対して、葛飾区に転居は決まったが、被告福祉事務所の職員から、また生活保護の相談に行つては行けないとされている旨述べた。

ウ 亡太郎は、同月十六日に中央病院を退院した後、葛飾区役所金町出張所において国民健康保険に加入する手続をしようとした際、担当の職員から福祉事務所に行くことを勧告された。

エ 亡太郎と原告花子は、同月十九日、

葛飾区の福祉事務所に生活保護の相談を訪れた。

二 争点(1) 生活保護申請行為の有無及び争点(2) 被告福祉事務所職員の助言・教示義務違反、申請意思確認義務違反、申請補助義務違反の有無(申請書行為の有無)について

(1) 生活保護申請行為の有無

生活保護実施機関は、生活保護の開始の申請があつたときには保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、これを書面で申請者に通知する義務を負う(生活保護法第二条一項以下「第一」応答義務)といふ。

また、後述(2)の申請行為が認められないときでも、相談者の申請権を侵害してはならないことは明らかであり、生活保護実施機関は、生活保護制度の説明を受けるため、あるいは、生活保護を受けることを希望して、又は、生活保護の申請をしようとして差所した相談者に対し、取極めに該当しないことが明らかでない限り、相談者の受けないし面談の際の具体的な助言、受けないし面談により把握した相談者に係る生活状況等から、相談者に生活保護の申請の意思があることを知り、若しくは、具体的に通知し得たのに申請の意思を確信せず、又は、扶養義務者ないし親族から扶養、援助を受けるよう求めなければ申請を受け付けない、あるいは、生活保護を受けることができない等の誤解を与える発言をした結果、申請することができなかつたときなど、故又は過失により申請権を侵害する行為をした場合には、職務上の

義務違反として、これによって生じた損害について賠償する責任が認められる。

(2) 申請行為

生活保護は生活保護の開始の申請を以て行われなければならないとするものではないから、口頭での申請も認められると解すべきである(被告もこの点を争わない)。

もつとも、同法二四条一項は、保護開始の申請があつたときには、保護の実施機関は、保護の要否等について決定した上、申請者に対して書面で通知しなければならないと規定している。このように、保護開始の申請が保護実施機関に一定の義務を課すものであることからすれば、保護開始の申請があつたというためには、実施機関に寄与し、応答義務を課すほどに申請の意思が確定的に表示されていることが必要であると解すべきである。なお、原告らは、保護実施機関が助言・教示義務、申請意思確認義務、申請補助義務を負わしておらず、これにより申請ができなかつた場合には申請があつたものと評価すべきであると主張するが、生活保護実施機関において申請権を侵害する行為があつた場合には、上記説示のとおり職務上の義務違反があつたとして損害賠償を認めることができるため、端的に、申請の意思を確定的に表示したこと(申請行為)があつたか、仮にこれが認められないとして申請権を侵害する行為があつたかについて判断すれば足りる。

(3) 平成一七年一月

原告らは、平成一七年一月中旬に原告花子が二度被告福祉事務所を訪れ、さらに教

日後の同月中旬から下旬に原告花子と原告竹夫とが被告福祉事務所を訪れたと主張し、亡太郎、原告花子及び原告竹夫はおおむねこれに沿う供述をする。

しかし、亡太郎及び原告花子は、西川ソーシャルワーカーと面談をした上で生活保護の申請をしたと供述するところ、上記に認定したように、亡太郎と原告花子が初めて西川ソーシャルワーカーと会つたのは平成一七年一月二五日であることからすれば、原告花子が被告福祉事務所を訪れたのは、同日以降であると認められ、亡太郎、原告花子、原告竹夫の供述のうち、平成一七年一月の時点を以て被告福祉事務所を訪れていたと述べる部分は信用できない。なお、原告らは、同年三月以降にも浦葉となる事実(4)アに記載の目以外に被告福祉事務所において面談をした日があつたと主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。

(4) 平成一七年二月一日

ア 申請行為の有無  
 原告らは、平成一七年二月一日の面談において原告花子が生活保護の申請をしたと主張し、原告花子は、被告福祉事務所の窓口や面談の職員のみならず、職員から親戚に援助をしよう言われた際にも重ねて生活保護の申請をさせてほしい旨述べたと供述する。

前記一に認定のとおり、原告花子は生活に困窮し、西川ソーシャルワーカーから生活保護を受けてはどうかとの助言を受けていたことからすれば、原告花子には生活保

護を受けたいとの希望があつたことが認められる。しかし、同日の面談は初回の面談であり、丁原職員も面接記録簿に「面接内容(主観)」として「生活保護制度について知りた」と記入していること、原告花子が、同月十六日に、東病院において、亡太郎が生活保護にあまり乗り気でないことを述べていたことからすれば、原告花子には、必ずしも面接当日に生活保護の申請をするという意思まではなかつたと認められる。加えて、上記(3)で述べたように、原告花子の供述は面接日や面接回数について事実と異なっており、原告花子の面接時の記憶にはあてはまらない点があることからすれば、同月二日の面談において職員から親戚に援助をしよう言われた際に重ねて生活保護の申請をさせてほしい旨述べたとの原告花子の供述は信用することができない。また、仮に窓口や面談の窓口においては生活保護の申請をしたと認めていたとしても、本件においてその具体的な経緯は明らかでなく、確定的な申請行為があつたとまで認められない。

イ 申請権侵害行為の有無

上記のとおり、原告花子には、必ずしも面接当日に生活保護の申請をするという意思まではなかつたと認められる。

また、丁原職員は、原告花子に対して、警察の中で働ける者がいるかどうか、身内からの援助が可能かどうかを確信するよう述べたが、前記(2)に認定したように、初回の面談であること、丁原職員は原告花子に職務阻害要因があるとは認識して

おらず、原告花子も面談において仕事の紹介を求めたこと、丁原職員は身内からの援助の可能性を面談において聴取できなかったことからすれば、丁原職員の上記発言は、職務可能性や身内の援助可能性を確認してみよう述べたものにはすぎず、原告花子に対して生活保護の受給条件がないと誤信させる発言であるとは認められない。

これに対して原告らは、丁原職員は、原告花子に対して、兄弟で助け合うよう述べ、生活保護は受けられないと述べたと主張する。確かに、前記(1)アに認定したとおり、原告花子は、平成一七年二月二日に、東病院精神科において、生活保護については兄弟で助け合うよう言われ、生活保護は受けられないと言われた旨発言しているが、この発言の趣旨は明確とはいえないし、前記(1)イないし(2)で認定した同月十六日から同年三月二六日までの発言によれば、原告花子は丁原職員との面談後も生活保護を受けられることが可能であると考えていたと認められることからすれば、丁原職員が、兄弟で助け合うよう述べたことにも、生活保護は受けられないと述べたこととは認められない。

よつて、平成一七年二月一日の面談において、申請権の侵害行為があつたとは認められない。

(5) 平成一七年三月二日

ア 申請行為の有無

同日の面談が二回目の面談であることや、後記イのとおり、原告花子が生活保護に困窮していることに加え、身内からの援助

も困難であると述べていることからすれば、原告花子は生活保護を申請する意思をもつて被告福祉事務所に向つたことが認められる。しかし、上記に述べたとおり、面談時に申請の意思を表示した旨の原告花子の供述を直ちに信用することはできず、むしろ後記イで詳述するように、甲田職員の対応により原告花子は生活保護を受給することができないと考えるにいたつたと認められることからすれば、原告花子は、甲田職員の発言を受けために申請意思を確定的に表示するにいたらなかつたことがうかがわれる。したがつて、申請行為があつたとまで認めすることはできない。

イ 申請権侵害行為の有無

前記(4)に認定したとおり、甲田職員は、原告花子に対して、働けるのであれば働いてくださいと述べるとともに、身内からの援助を確信するよう述べた。

原告花子は、平成一七年二月一日の面談の際にも援助能力の活用や身内からの援助を確認する旨を助言され、甲田職員との面談においては、生活保護に困窮していることに加え、原告竹夫以外に職務が見込める者はおらず、原告竹夫の収入が増える見込みもない趣旨の発言や、身内からの援助も難しい旨を述べていたことからすれば、上記甲田職員の発言は、原告らの就労による収入を増やし、身内からの援助もさらに求めなければ生活保護を受けることができなかつたと原告花子に誤信させるものであると認められる。理に、原告花子は、面談後の同年四月二三日、東病院において、被告福祉

事務所に行ってきたが、メと云われたと述べていることや、生活保護が継続していないにもかかわらず、その後原告から生活保護を受けようとするまでの半年以上、被告福祉事務所を訪れていないことからすれば、原告花子は甲田職員の見解を受けて生活保護を受けられないと継続したと認められる。原告花子は、このような態度をしたことで、面接の当初は申請の意思を示しながら、申請をするにいたらなかったから、上記甲田職員の見解は、申請権を侵害するものであると認められる。

甲田職員は、原告花子の週俸先の西山ソーシャルワーカーからの借報を含む過去の面接記録を見た上で面接に臨んでおり、第一回目の面接内容(主として「生活保護制度について知りたい」というものである)に対し、二度目の今回は、その上で「生活保護について」相談をしに来所したものと認識し、原告花子からの聴取内容によつて、原告ら世帯にこれ以上の大幅な収入援助が及ばず、生活費に困難していることを認識していたのであるから、原告花子の申請の意思の存在を推知することが可能であるのに、上記の見解をしたのであるから、原告花子の申請権の侵害をしたことについて、少なくとも過失があると認められる。

(6) 平成一七年二月九日

原告花子が、甲田職員の見解を受け、生活保護を受けられないと考えようになったことは上記で認定したとおりである。

原告花子は、同年九月九日に前記(8)で認定した吉原弁護士からの助言を受け、同年一月九日に被告福祉事務所を訪れていることからすれば、吉原弁護士からの助言を受けて生活保護を受けようとする意図をもち、被告福祉事務所を訪れたと認められる。加えて、原告らは、西山ハイツの賃貸を同年三月から滞納しており、同年九月には賃貸差額を依頼するなど、同年三月三日の面接時に比べてさらに生活が困難に陥っていたことからすれば、同年一月九日の面接で原告花子が申請の意思を示しなかったというのとは考えにくい。また、原告花子は、平成一八年五月中旬に、吉原弁護士から生活保護がどうなっているか聞かれた際、申請させてもらえない、あなたが働けばいいでしょうとしか言われないうちで退いているところ、この発言からも申請をしたものの受け付けてもらえなかったことが推察される。

以上によれば、原告花子は、同年一月九日の面接において、生活保護を申請する旨の意思を確定的に表示したと認められ、生活保護実施機関が原告花子の申請に応じていないから、審査・応答義務に違反したと認められる。

(7) 平成一八年五月一日

上記(6)と同様の理由から、原告花子は、面接において生活保護を申請する旨の意思を確定的に表示したと認められ、生活保護実施機関が原告花子の申請に応答していないから、審査・応答義務に違反したと認められる。

三 争点(3) 住宅扶助不支給の違法性について

西山ハイツの賃貸借契約の期間は平成一八年六月二四日までであったが(甲五)、更新拒絶がされた事実はおかたがた、七太郎には賃貸として月額六万七〇〇〇円の支払義務があり(借地借家法三二条一項)、西山職員及び被告福祉事務所長も、現在居住を続けている以上賃貸の支払義務があることを認識していたと認められる。

被告は、原告らから賃料滞りに関する個別通知を出されなかったために、住宅扶助を支給しなかったと主張する。確かに、借地期間が満了していることや多額の賃料の滞りがあったことからすれば、契約状況について確認する必要はあると認められる。しかし、その後賃料の滞りを行った上で住宅扶助を支給しようとするなどの対応がされたことはおかしなものであり、七太郎が賃貸を支払う義務があったにもかかわらずこれを被告福祉事務所長がこれを支給する決定をしなかったことに合理的理由はなない。したがって、被告福祉事務所長が住宅扶助の支給決定を行わなかったことは、職上の義務に違反する行為であり、少なくともこの点について過失が認められる。

四 争点(4) 不当な転居指導の有無について

前記(9)で認定したとおり、原告花子自身、生活保護の申請をした翌日の平成一八年六月二三日には、可能であれば東青森中央区にある中央病院の近くに転居することを考えていたこと、同年七月時点での賃貸

の滞り額は一〇万円を超過しており、生活保護の支給が始まっても退去を求められる可能性があったこと、西山ハイツの賃貸は三郷市における住宅扶助の上限よりも五〇〇〇円高かったことからすれば、原告花子に対して転居を指導すること自体に違法性があるとはいえない。

原告らは、仮に転居が必要であったとしても、転居区に転居するよう指導することは許されない旨主張し、原告花子及び原告竹夫は、西山職員に対して、三郷市に住み続けたことと述べ当初三郷市の物件を転居先の候補として提案したものの、断られ、意図区への転居を強く勧められた旨供述する。この点について判断する。

前記(9)に認定した事実によれば、西山職員は、平成一八年七月三十一日に、原告花子から賃貸滞りによつて退去を求められていることを聞き、身内との同居や身内の近くに転居することを勧め、原告花子が次に被告福祉事務所を訪れた同年八月八日の面接の際には、原告らが転居先として提案した千歳市内の物件は交通の便が悪いなどの理由で別の物件を探すよう提案した上、再度身内との関係や就労を考慮して転居先を検討するよう述べていること、原告花子は、同月十四日、中央病院のソーシャルワーカーに対して、被告福祉事務所職員から意図区への転居を指導されている旨述べていることからすれば、西山職員が意図区への転居を強く勧めていたことが認められる。

これに対し、原告らが三郷市に二〇年の

間住を続けていたことからすれば、原告花子及び原告竹夫が供述するとおり、原告花子らは同年七月三十一日に西山職員に対して転居する場合に三郷市に住み続けたいと述べたと認められる。もともと、原告花子は、同日の次に被告福祉事務所を訪れた同年八月八日には転居先として千歳市内の物件を探しているのだから、原告花子及び原告竹夫が転居先として三郷市内の物件を探してきたが西山職員がこれを拒絶したという事実を認めことはできない。

以上によれば、確かに、原告らは積極的に意図区への転居を望んではいなかったと認められ、また、意図区には七太郎の提案があるものの、前記(9)に認定したとおり、七太郎の身内からの経済的な援助は期待できなかったから、西山職員が意図区への転居を強く勧めたことは相当でなかった面がある。

しかし、西山職員は原告らが千歳市内に転居することを勧めず他を探そうとしたこと、被告福祉事務所長は、原告らに対し意図区への転居を強く勧めたことは相当でなかったと認められる。意図区は、原告竹夫が居住していたほか、七太郎が入院しかつ原告花子の就労場所でもあった中央病院に通うには原告らが居住していた場所比べて便利であることは明らかであり、西山職員はこうしたことも考慮して意図区へ転居を強く勧めたと考えられる。上記のとおり、西山職員が原告らの探してきた

三郷市内の物件を拒絶した事実は認められない。

そうすると、前記のとおり、西山職員が原告らに対して意図区への転居を強く勧めたことは相当とはいえないにしても、これを違法とまでは認められない。

五 争点(5) 意図区への通知義務違反の有無について

被告福祉事務所が居住地を他の福祉事務所長の所属区域内に移転したときは、被告福祉事務所長は、新居住地の福祉事務所長に通知する義務がある(三郷市生活保護法施行細則四条一項)。被告は、原告花子及び原告竹夫が平成一八年八月二三日に生活保護を受けずに自活したいとの意思を示しており、被告福祉事務所が移転したものであるため通知をしなかったと主張する。

確かに、同日付けの生活保護記録には、原告花子ないし原告竹夫がそのような意思を示したとの記録がある。

しかし、上記前提となる事実及び前記(9)に認定したように、生活保護が開始されて以降、原告花子は、いつた人助産を始め、梅子はアルバイトを始めているものの、時給は七五〇円にすぎなかった。その他原告らの収入が増えた等自活できるところを裏付ける事実はなから現況とない。また、原告らが何回も被告福祉事務所を訪れていたことからは、保護開始からわずか約一か月後に、生活状況がそれほど好転していないにもかかわらず、自活したいと思うようになったとは考えがたい。実際には、同日

の面接においても、原告の転居は原告らからされたものではなく、西山職員から出されたものであった。また、西山職員自身も、自活できるから転居はあつたと供述している。これらの事案からすれば、原告らは、同日の面接において、西山職員からの提案を受け、真意に基づかないにもかかわらず自活したい旨の意思を表明することになったと認められる。

このように、原告らは、なんら自活可能な状況にはなかつたにもかかわらず、職員からの提案により真意に基づかず自活するとの意思を表明するにいたつたにすぎないから、被告福祉事務所長は、原告花子、原告竹夫の移転及び七太郎の転居について意図区に通知をすべきでもあった。被告福祉事務所長は、職員を降格する立場にあり、面接記録や生活保護記録その他の記録から原告らの生活状況を把握できたことからすれば、通知義務違反について少なくとも過失が認められる。

六 争点(6) 意図区での生活保護受給申請禁止したか否かについて

原告らは、西山職員が、原告らに対して、意図区に転居したら生活保護の申請をしてはならない旨述べていたと主張し、原告花子及び原告竹夫はこれに拘り供述する。

上記で認定したとおり、西山職員は、原告らに対して自活を促していることからすれば、原告花子及び原告竹夫の供述は、少なくとも、西山職員が、原告らに対して、自活する以上意図区で生活保護の相談に

行つてはいけない旨を述べたという限度では適用はない。

上記で認定したとおり、原告らは、西山職員から自活を促され、真意に基づかず自活の意思を表明していたところ、自活することを前提として意図区で生活保護の相談に行つてはいけないと述べたことは、原告らの生活保護を受ける権利を侵害するものである。また、当時の原告らの生活状況及び上記の西山職員の供述からすれば、原告らの意図の表明が真意に基づかないことは、西山職員も知っていたか、又は知らなかったことに過失があると認められる。西山職員は、職務上の義務に違反した点について少なくとも過失がある。

七 争点(7) 債権について

(1) 入籍費について

生活保護開始されると、被告福祉事務所は、生活扶助(居宅一額、居宅二額(食事加算を含む)、期来一時扶助費、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の扶助を受けられる。扶助額は居住する地域によつて支給額が異なる。三郷市は二級地十一、意図区は一級地一である。

イ 生活扶助

(1) 居宅一額

居宅一額は世帯世帯員ごとに、年齢に応じて定められた基準額を算出して算出される。

二級地十一の基準額は、平成一六年度(一七年三月三十一日まで)は、七太郎及び

原告花子について三万四千四百円、原告竹夫について三万三千七百円、原告梅子について四万五千五百円であり、平成一七年度及び平成一八年度は、七太郎及び原告花子について三万四千四百円、原告竹夫について三万六千五百円、原告梅子について三万八千九百円である。一級地一の一の平成一八年度の世帯員四名の場合、世帯員四名の場合、世帯員三名の場合五万三千九百円、世帯員四名の場合五万五千二百円である。

平成一七年度からは多人世帯の場合に調整を行う。世帯員が四人の場合には合計額に〇・九八、平成一八年度は〇・九六を乗じる(二〇円未満は切り上げる)。

(4) 居室二類及び冬季加算

居室二類は、世帯員数に応じて額が算出される。一級地一の一の世帯員は、平成一六年度は、世帯員四名の場合五万二千七六〇円、平成一七年度及び平成一八年度は、世帯員四名の場合五万五千二百円、世帯員三名の場合四万八千九百円である。一級地一の一の平成一八年度の世帯員は、世帯員三名の場合五万三千九百円、世帯員四名の場合五万五千二百円である。

一月から三月までは冬季加算がされる。一級地一の一の冬季加算額は、平成一六年度は世帯員四名の場合月額四九二〇円、平成一七年度は世帯員三名の場合月額四三〇〇円である。

(5) 入院患者日用品費及び冬季加算

入院患者がいる場合、入院患者日用品費が支給され、一月から三月までは冬季加算がされる。一級地一の一の平成一七年度の入院患者日用品費は月額二万三千五百〇円である。

算がされる。一級地一の一の平成一七年度の入院患者日用品費は月額二万三千五百〇円であり、冬季加算額は月額一〇〇〇円である。

(6) 期末一時扶助

二月に期末一時扶助が支給される。一級地一の一の平成一七年度の世帯員四名の場合の支給額は五万一千六〇〇円である。

ウ 教育扶助

世帯に小学生がいる場合、教育扶助が支給される。一級地一の一の平成一六年度及び平成一七年度の中学生がいる世帯への支給額は、一級世帯員四二八〇円、給食費四四〇〇円、学費等七四〇〇円である(報告は原告梅子が中学三年生の三月(平成一八年三月)は二八四〇〇円になると主張するが、根拠は明らかでなく認めることができない)。

エ 住宅扶助

一級地一一の住宅扶助世帯額は四万七千七百〇〇円であり、この世帯額では不足であることがやむを得ない場合には最大六万二千〇〇〇円が支給される(原告らには六万二千〇〇〇円が支給されることは当事者間に争いが無い)。

オ 生活扶助

高校に進学する生徒が入学準備のための費用を必要とする場合には、六万二千四百〇〇円の範囲内で入学準備のための高等学校就学費が認められる。原告ら世帯は、原告梅子が高校に進学する際に入学準備のための費用を必要としていた。

世帯に高校生がいる場合、高等学校就学費として月額五三〇〇円が支給される。

(7) 七太郎に生じた損害

ア 生活保護費相当額

上記二で認定した違法行為がなければ、原告花子は平成一八年三月二日に生活保護費を申請することができたと思われる。以下で詳述するように、原告らの取入は当時の生活保護費の世帯額を下回っていたので、七太郎は、四日を保護開始日として生活保護費の開始決定を受けられたと認められる。したがって、四日から平成一八年六月二日(我々の保護開始日の前日)までに支給できなかったであろう生活保護費相当額が七太郎に生じた損害となる。

また、上記三で認定した違法行為がなければ、七太郎は、平成一八年六月二日(保護開始日)から同年八月二日(原告花子、原告梅子が専断的に転居した日の前日)まで、住宅扶助の支給を受けていたと認められるので、この期間の住宅扶助相当額が損害となる。

さらに、これまでに認定したとおり、原告らは専断的に転居したと主張し、生活状況は既述しておらず、上記五及び六で認定した違法行為がなければ、専断的に転居してすぐれたと認められるので、平成一八年八月二日(原告花子、原告梅子が専断的に転居した日)から同年九月二日(専断転居日)から同年九月二日(専断転居日)までは専断転居において受けられたであろう生活保護費相当額が損害となる。

上記期間における生活保護費相当額を算定するに当たっては、原告ら世帯における

上記期間における世帯額を算定した上で、収入として控除される額を減じることとする。

(4) 生活扶助、教育扶助、住宅扶助

上記(1)に認定した事実に基づき、本件各違法行為がなければ七太郎が受けられたであろう生活保護費のうち、医療扶助を除く部分は、別紙一(医療扶助)を除く生活保護費(世帯)のとおりであり、合計四万五千八百五十五円であると認められる。

(5) 医療扶助

上記(1)に認定した事実に基づき、八証(別紙二)によれば、本件各違法行為がなければ七太郎が得られたであろう医療扶助相当額は、別紙二(医療扶助)のとおりであり、合計一十五万四千九百六十六円であると認められる。

(6) 収入認定

被保護者に収入がある場合、収入から生活保護費、必要経費等の控除をした後(収入認定額)が生活保護費支給額から差し引かれる。

原告竹夫、原告花子、原告梅子の給与額、世帯収入額、必要経費額が別紙三(収入認定)の各欄記載のとおりであることについては、当事者間に争いが無い。八証(別紙四)によれば、通常の賃金時期に該当する六月及び七月には、適用月の前次(六月)の支給額の一割に相当する額が控除(特別控除)されると認められる。原告竹夫は、平成一八年六月二日に転居し、以後別世帯となっているので、同年五月三十一日の給与に関しては即前計算で収入認定額を算

定し、同年六月以降の給与は生活保護費相当額から減しない。また、原告梅子は平成一八年九月二日に給与の支給を受けているが、原告らは同月二五日までに得られたであろう生活保護費相当額を求めているので、一日間の日額額を収入認定の対象額とする。そうすると、別紙三(収入認定)のとおり、合計で一〇七万一千四百三十三円を減らすべきであると認められる。

(4) 以上より、上記(4)及び(5)の合計五十四万六千八百一十円から上記(6)の一〇七万一千四百三十三円を差引いた四十三万五千三百七十七円が、本件各違法行為がなければ七太郎が得られたであろう生活保護費相当額となる。

イ 慰謝料

七太郎は、上記で認定した各違法行為により、平成一七年度三月から平成一八年六月まで一年以上にわたり生活保護を受給できなかつたか、保護開始後も住宅扶助の支給を受けられず、また専断転居での生活保護申請を禁止されたこと等からすれば、精神的苦痛に対する慰謝料を認めるべきであるが、他方で、主に生活保護事務所の職員との対応をしていたのは原告花子であることからして、慰謝料として二〇万円を相当と認める。

ウ 弁護士費用

慰謝料その他の事情から、弁護士費用として四〇万円を損害と認める。

エ 上記のとおり、七太郎に生じた損害

の合計は、四九三万五千八百八十四円であり、相

対し、原告松子、原告竹夫、原告梅子がそれぞれ八万二千五百六十三円の損害賠償請求権を取得する。

(3) 原告花子に生じた損害

ア 慰謝料

原告花子は複数回被告福祉事務所を訪れたにもかかわらず、申請権の侵害に当たる対応がされていたのであり、精神的苦痛に対する慰謝料として四〇万円を相当と認める。

イ 弁護士費用

慰謝料その他の事情から、弁護士費用として四〇万円を損害と認める。

第四 結論

以上より、原告花子の被告に対する請求は、二九〇万七千九百一十円及びこれに対する平成一九年九月二日(請求差遣の日)翌日(即ち)から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金を求める限度で理由があり、原告松子、原告竹夫、原告梅子の被告に対する請求は、それぞれ八十二万五千六百三十三円及び同様の遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 中西 茂 裁判官 橋本 英史 寺内 康介)

- 別紙一 医療扶助を除く生活保護費相当額(略)
- 別紙二 医療扶助(略)
- 別紙三 収入認定(略)

▽七五歳の女性客がショッピングセンターのアイスクリーム売場で転倒受傷した事故につき、ショッピングセンター運営会社の不法行為に基づく損害賠償責任が認められた事例(運来相控二例)

【原告】原告請求事件、岡山地裁(三三)の二三八八号、平成二五・三・四民部一部認容、一部棄却(運来)

一 X(昭和二年生)は、平成二一年一〇月三十一日、Yの運営するショッピングセンターに遊覧し、一階アイスクリーム売場前を、買い物袋を載せたショッピングカートを押して歩行中、足を滑らせて転倒し、腰椎圧迫骨折等の傷害を負い、入院治療を余儀なくされた。

そこで、Xは、Yに対し、損害に対する安全配慮義務に違反した過失があり、通路には滑りやすかつた転倒があり、通路には滑りやすかつた転倒があり、七条に該当する二六六九四円の損害賠償を請求した。

これに対し、Yは、Xの主張は否認ないし争うと主張するとともに、仮に責任が認められるとしても、Xには、原告に対する注意を怠らなかつたという過失があるとし、九割の過失相殺がされるべきであるなどと主張した。

一 本判決は、(1)Xが転倒したのは、アイスクリーム売場前の通路に落ちていたアイスクリームに足を滑らせたことによるものであり、Yとして認めることができるとした上、(2)Yとしては、アイスクリーム売場前近辺の通路の床面にアイスクリームが落ちていた状況が生じないようにすべき義務を負っていたのに、この義務を怠らなかつたとして、Yの不法行為責任を認め、(3)Xにも、足元への注意を怠らなかつた過失を怠らなかつたとして二割の過失相殺とし、Yに対して、八六二万九千五百六十九円を賠償し、Xの本訴請求を認容した。

三 安全配慮義務は、もともと使用者の雇用契約に付随する義務の一つと観念されていたが、最三判(昭和二五・民集二九・二・一四二、本誌七六七・七一)が、自衛隊員の公務帰途中の死亡事故に適用がある旨判示して以降、その適用範囲は広がり、労務事故、学務事故、その他の法律関係にも広く適用されるに至っている(最前判「安全配慮義務をめぐって」(昭和二五・民集二九・二・一四二以下参照)。

本件のような公の施設での人身事故に際しては、幼少児童の遊歩道やエスカレーターに手をはさまれて負傷した事故についての大阪地判(昭和五〇・九・三〇本誌八一五・七〇)があるほか、エスカレーターのステップのすき間に子供が足をまき込まれた事故についての東京地

## ○ホームレスに対する生活保護の適用について

(平成15年7月31日)  
(社援保発第0731001号)

(各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長あて厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

本日、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号。以下「法」という。)第8条の規定に基づき、別添のとおり、厚生労働省・国土交通省告示第1号をもって「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)が定められた。

基本方針では、ホームレスに対する生活保護法による保護の実施に関する事項についても定められているところであるが、今般、下記のとおり、ホームレスに対する生活保護の適用に関する具体的な取扱いを定めたので、了知の上、生活保護の適正な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知の1については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。

また、「ホームレスに対する生活保護の適用について」(平成14年8月7日社援保発第0807001号本職通知)は廃止する。

## 記

## 1 ホームレスに対する生活保護の適用に関する基本的な考え方

生活保護は、資産、能力等を活用しても、最低限度の生活を維持できない者、すなわち、真に生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度であり、ホームレスに対する生活保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、生活保護を適正に実施する。

## 2 基本方針の留意点

(1) ホームレスの抱える問題・状況の把握に当たっては、面接相談時の細かなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況等の総合的な情報の収集や居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)の確認により、居宅生活を営むことができるか否かの点について、特に留意すること。

また、自立に向けての指導援助の必要性の程度を分析するに当たっては、利用できる社会資源の状況を総合的に勘案して、ケース診断会議等において処遇の方針を樹立し、保護の適用の方法を決定すること。

(2) 直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)等において保護を行うが、ホームレスの状況によっては、養護老人ホームや各種障害者福祉施設等への入所を検討すること。

(3) 施設入所中においては、ホームレスの状況に応じて訪問調査活動を行い、必要な指導援助が行われるよう、生活実態を的確に把握する。

また、居宅生活への円滑な移行に向けて、施設職員や民生委員等関係機関と連携を図り、日常生活訓練、就業の機会の確保等の必要な支援に努めること。

無料低額宿泊所に起居する被保護者については、適切な訪問格付を設定し定期的な訪問を行い、生活実態や処遇状況を把握するとともに、自立に向けた必要な指導援助を行うこと。

(4) (1)により、保護開始時において居宅生活が可能と認められた者並びに居宅生活を送ることが可能であるとして、保護施設等を退所した者及び必要な治療を終え医療機関から退院した者については、公営住宅等を活用することにより居宅において保護を行うこと。

なお、保護開始時において居宅生活が可能と認められた者であって、公営住宅への入居ができず、住宅を確保するため敷金等を必要とする場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第6の4の(1)のキにより取り扱うこと。

(5) 居宅生活に移行した者については、関係機関と連携して再びホームレスとなることを防止し、居宅生活を継続するため、及び居宅において日常生活を営むことの実現のため、基本方針に掲げられている就業の機会の確保等の施策を有効に活用する等、必要な支援を行うこと。

(6) 病気等により、急迫した状況にある者については、申請が無くとも保護すべきものであり、その後、要保護者の意思確認が可能となった場合には、保護受給の意思確認を行い、保護の申請(保護の変更申請)が行われたときには、保護の要件を確認した上で、必要な保護を行うこと。

なお、要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、連絡体制を整えるなど医療機関との連携を図り、早急に実態を把握した上で、急迫保護の適用の可否を確認すること。

## 3 留意事項

## (1) 実施機関における取組

ア 法第9条において、都道府県及び市町村は必要に応じ、基本方針に則し、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画(以下「実施計画」という。)を策定しなければならないこととされているが、実施計画を策定しない場合であっても、福祉事務所等保護の実施機関(以下「実施機関」という。)におけるホームレスに対する生活保護の適用の考え方は、基本方針及び本通知によるものであるので留意すること。

イ そのため、実施機関においてホームレスが保護の相談等に来訪した際や急迫保護を適用する場合には、当該実施機関において必要な保護を行うものであって、施策が十分でないこと等により基本方針に沿わない取扱いを行うことがないようにすること。

(2) 自立支援センターにおける生活保護の適用について

ア 自立支援センターの入所者については、入所中の生活は自立支援センターで保障されており、医療扶助を除き基本的には生活保護の適用は必要のないものであること。

イ 自立支援センターに入所し就労努力は行ったが、結果的に就労による自立に結びつかず退所した者から保護の申請が行われたときには、保護の要件を確認した上で、必要な保護を行うこと。

別添 〔略〕

安城市 令和 2年 12月 定例会（第4回） 12月02日-02号

P.137 6番（森下祥子）

◆6番（森下祥子）

では、続いて第3項目の生活支援について伺います。

市役所にはいろいろな目的で毎日多くの市民が訪れておりますが、どの課の窓口でも接客をおろそかにすることができません。一定の接客技術が必要で、中でも、生活に困窮した方が相談に訪れる社会福祉課生活支援係の窓口対応は、相談者の今後の生活にも大きく影響するため、特にきめ細かい対応が求められる窓口の一つであると考えられます。

今回、セーフティーネットの窓口である生活支援係、生活保護の職員体制について伺いたいと思います。

様々な過去を背負って訪れる相談者を、精神的にも経済的にも1人の人間として自立した暮らしをすることができるよう長期間支援していくことや、障害福祉課や高齢福祉課、社会福祉協議会、そのほかの関係機関とも連携を図りながら、多岐にわたる支援をすることが求められるケースもたくさんあります。

どんな方が相談に訪れても、知識と経験をフルに生かしていただき、市に相談してよかったと、市に支援を求めてよかったと、市民と行政の信頼関係を築くことができる課であっていただきたいと思っております。

そこで質問です。

本市には、ケースワーカーとして生活保護を担当する職員は何人おり、1人のケースワーカーが何世帯の被保護者を支援しているのか、どのような任用資格を有しているのか、また、被保護世帯に対し、実際にどのような支援をしているのか伺います。

P.138 議長（大屋明仁）

○議長（大屋明仁）

答弁願います。福祉部長。

P.138 福祉部長（原田淳一郎）

◎福祉部長（原田淳一郎）

お答えします。

初めに、生活保護を担当するケースワーカーの職員数につきましては、今年度の当初は6人でありましたが、9月に1人増員し、現在は7人となっております。本市において生活保護を受給する世帯数は、令和2年11月末日現在で613世帯でありますので、ケースワーカー1人当たりで88世帯に対して支援を行っております。

次に、資格としましては、ケースワーカーとしての任用に際し求められる社会福祉主事の任用資格について、原則として配属された年度に取得することとしております。現時点でケースワーカー7人のうち4人がこの資格を保有しており、併せて、現在、通信教育を受講中である4月配属の職員2人が今年度に、また、9月配属の職員1人が来年度に資格を取得する予定であります。

最後に、生活保護受給者に対する支援としましては、国が定めた基準による生活保護費を支給するとともに、訪問や電話連絡などにより、生活や健康状態を把握しつつ、安定した生活を送ることができるよう、必要な生活指導を行っております。また、就労が可能な対象者に対しましては、就職活動の援助など自立に向けた支援を行っております。

P.138 議長（大屋明仁）

○議長（大屋明仁） 森下祥子議員。

P.138 6番（森下祥子）

◆6番（森下祥子）

大変な仕事だと思います。

今年度頂いております所管事項説明資料には生活保護の状況について、4月1日現在、被保護世帯数が608世帯となっております。単純にケースワーカー6人で割りましても、1人100を超える世帯を抱えていることとなります。その上、新人の無資格でケースワーカーとは言えない職員が、生きていくことに多くの困難を抱えた人々の暮らしを支援するよう現場を任されていることとなります。

福祉を勉強したことのない無資格者が、行政の中でも、生身の人間を相手とする一番過酷できめ細やかな支援を求められる部署で、100を超える世帯のフォローができるという考えなのでしょうか。

社会福祉法には、生活保護を担当する現業職員について、社会福祉主事であればならないとされており、また、現業職員の数についても定められておりますが、市はそれを満たしておりません。

社会福祉法は昭和26年につくられてから変わらない基準ですが、生活スタイルが大きく変わり、人々の抱える問題や困難がより複雑で多岐にわたり、人間関係が希薄になった現在では、この法の基準自体が時代遅れのものであり、ケースワーカーの人数を増やす必要があると考えております。

本市は4月時点でケースワーカーが不足しており、半年間その状態が放置されておりました。配属1年目の職員は、社会福祉主事の勉強をしながら、無資格で担当世帯の支援をしなければならない過酷な状況でした。これは職員にとっても、また被保護世帯にとっても負担であり、支援すべき人に十分支援ができていなかったと考えられます。

そこで質問させていただきます。

先ほどは今年度の状況をお聞きしましたが、過去3年間におけるケースワーカーの職員数と本市の被保護世帯数、ケースワーカー1人当たりの被保護世帯数、そして資格の保有の有無を伺います。

P.139 議長（大屋明仁）

○議長（大屋明仁）  
答弁願います。福祉部長。

P.139 福祉部長（原田淳一郎）

◎福祉部長（原田淳一郎）

再質問にお答えします。  
各項目のいずれも各年度の4月1日現在の状況でお答えします。  
初めに、生活保護を担当するケースワーカーの職員数につきましては、平成29年度が8人、平成30年度が7人、令和元年度が7人となっております。  
次に、本市における被保護世帯数としましては、平成29年度が625世帯、平成30年度が604世帯、令和元年度が596世帯となっております。その結果、ケースワーカー1人当たりの保護世帯数としましては、平成29年度が78世帯、平成30年度が86世帯、令和元年度が85世帯となっております。  
最後に、資格の保有状況としましては、社会福祉主事の任用資格について、年度当初に、平成29年度が6人、平成30年度が7人、令和元年度が6人保有しており、併せて、配属された職員はいずれもその年度内に資格を取得しております。

P.139 議長（大屋明仁）

○議長（大屋明仁）

質問の途中ですが、換気のため、本会議を5時10分まで休憩します。  
（休憩 午後5時05分）

P.139 議長（大屋明仁）

○議長（大屋明仁）

休憩中の本会議を再開します。  
（再開 午後5時10分）

P.139 議長（大屋明仁）

○議長（大屋明仁） 森下祥子議員。

P.139 6番（森下祥子）

◆6番（森下祥子）

先ほどの答弁に続きまして、質問をさせていただきます。  
答弁をお聞きして、平成30年を除きまして、資格を取りながら業務に当たる職員がいることが分かりました。また、事前の聞き取りでは、無資格者が有資格者のケースワーカーから指導を受けながら業務を遂行していることも分かっております。  
市民から、今回メールをいただきました。それなので、先日前話を聞いてまいりました。このことを質問で取り上げることも、御本人さんには了解をいただいております。そして、今日、議会を視聴をされているそうです。  
その方は、実名で生活保護窓口の対応について、市長へのメールも送られております。市長も担当課も内容は承知されていると思います。  
初めはその方は相談だけで市に訪れたようですが、まず窓口にはスーツを着た男性職員が仁王立ちをしており、その時点で相談できる雰囲気ではないと違和感を持たれているようです。  
男性職員に相談をしている途中に、生活保護担当の職員が生活保護の資料も持たずに加わり、2人がかりで、特に生活保護担当者に、大きな声で自分のことしか考えていないと責められたそうです。相談途中で次第にその職員がいら立ってくるのが分かり、とても相談できる場所ではなかった。職員の後ろでは、話が全て聞こえているのに、ほかの職員はパソコンに向かい知らん顔をしていた。こういった対応が許される場所なのかと思われています。  
その方は自閉症のお子さんを育てており、元夫からのDVで離婚をしております。御自身も難病と診断をされており、できる限り自立をしようと努力をされてこられました。どうしようもなくなり市に相談に來られました。  
職員は、生活保護の制度を丁寧に説明せず、元夫の養育費が収入認定されるから、元夫に連絡をして、息子さんの口座に振り込むよう変更すると指示され、また、息子さんは学校を辞めて働いてもらいます、家族で協力することが大事ですからと発言されています。  
一般市民は、そもそも生活保護制度についてよく知りません。その説明もきちんとされず、母親と住んでおり、車や家が資産とみなされ、保護認定はできないと一方的に言われ、また、母親の死後の財産についても言及されています。  
自閉症の子供が将来自立をすることは大変重要です。相談者はそういったことも含めて、家族で生きる道筋を立てていきたかったのに、職員から全てを潰すような対応に苦しめられています。  
元夫に連絡しろという発言は、DVが原因で離婚した元夫に連絡をすることがどれだけ危険なのか理解しての指導なのか、それとも、女性蔑視からのからかいたのか、DVの被害を受けていた方に対して絶対に言うてはいけない言葉です。なぜ、それが分からない職員が生活保護を担当しているのか。また、夫からの養育費が収入認定されるから息子の口座に変更しろ、これは制度自体を理解していない発言です。  
市はそんな対応はしていないと否定するかもしれませんが、しかし、実際に窓口で相談に訪れた方が、相談途中で職員がいら立っており、とても相談できる場所ではない、職員の対応を支援する気がないと受け取り、市に相談しに行くことが怖いと思われるしております。それが今の市の窓口の実態ではないでしょうか。  
職員から受けた苦痛について、どこに訴えたらよいのか悩まれ、アドレスを公開している議員にメールを送られました。ある議員は、直接課にも話に行かれたようです。私は、この方が声を上げることにはとても勇気があることだと思っております。多くの市に相談に訪れた方は、努力が足りない、自分が悪いと思込まされ、相談できずに社会から孤立させられています。  
相談支援というのは、本当に相手の立場に立ち、相手の経過してきた環境を理解し、どのような支援が必要なのかを決める専門的な知識が求められます。相談支援の基本も理解できていない職員が生活困窮者の対応をし、保護受給を決めるということは、支援を必要としている人が支援にたどり着けないことを意味しています。  
つまり、本市は支援を必要としている人が支援にたどり着けない職員配置をずっと続けているということです。  
ケースワーカーが窓口で相談者を傷つける対応をするのは、資格の有無には関係ないことかもしれません。その人自身の資質なのかもしれません。また、業務が多過ぎて、抱えている世帯が多過ぎて、能力を超えているのかもかもしれません。  
事前の聞き取りで、対応されたケースワーカーは4年以上のベテランだということが分かりました。相談者を苦しめるベテランのケースワーカーが、新

人の職員の業務の指導を任されている。課全体で弱い者いじめの体質が引き継がれているのではないかと恐ろしくなりました。

当然、指導監督を行う査察指導員や上司は、このような実態を把握していなければ役割を果たしていないこととなります。このような対応が明るみに出たなら、厳重注意をしなければならない立場です。もちろん市長に對しても、市民の命、暮らしを守る責任があり、相談窓口での対応を把握する義務があります。

そこで、市民からメールを受け取った市長に伺いたいのですが、生活に困窮し、どうしたらよいか分からずに市に相談に来られた市民に對し、現場では今申し上げたような対応が取られております。生活支援係、生活保護の係に相談支援の基本を理解ができていない職員をケースワーカーとして窓口配置することに對し、どのような認識であるのか、市長に伺います。

P. 141 議長（大屋明仁）

○議長（大屋明仁）

答弁願います。福祉部長。

P. 141 福祉部長（原田淳一郎）

◎福祉部長（原田淳一郎）

再々質問にお答えします。

初めに、生活支援係では、今回窓口対応においてこのような事案が発生したことを重く受け止めており、相談者に御理解いただける対応ができなかったことについて深くおわびを申し上げます。

しかしながら、ただいまの森下議員からの事案の経緯に関する御説明は、相談者御本人様からの聞き取られた内容であり、対応した市の職員側の認識とは大きく異なるものでございます。

対応した職員としましては、相談者を適切に支援するため、生活保護制度の内容について御説明したものであり、決して威圧的な態度や強要する意図はございませんので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

御質問いただきました相談支援の基本につきましては、社会福祉主事の資格を取得するための通信教育や職場における先輩職員からの指導、助言により習得することとしております。生活支援係では、日頃から相談者に対して丁寧な聞き取りと寄り添った対応を行い、適切な支援に努めておりますが、今回の御指摘を真摯に受け止め、今後もより一層窓口対応における接遇の向上を図り、生活保護制度について相談しやすい窓口づくりに取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解をくださいますようよろしくお願いをいたします。

P. 142 議長（大屋明仁）

○議長（大屋明仁） 森下祥子議員。

P. 142 6番（森下祥子）

◆6番（森下祥子）

私は市長にこの答弁を求めていたのですけれども、大変残念なことです。

職員が威圧的な態度を取っていないと答弁されておりますが、相談に来た方は本当に苦しい中で相談に訪れています。少しでもそういった態度を敏感に感じ取る、そういったことが分からないようでは相談には乗れないと私は思います。

生活保護のケースワーカーは、本当に大変な業務をこなしていることは理解しています。困っている人が自立するお手伝いができたとき、その人らしい暮らしができるようになったとき、達成感はずいといと担当課は話されておりました。

しかし、国会の中では、与党議員より生活保護世帯へのパッシングが平気で行われるほど社会的弱者への風は冷たいものです。本市もその流れを受け、生活保護申請の際作戦が行われているのではないかと疑いをもちます。

市長が、困っているならぜひ市役所に相談に来てほしい、市民の力になりたいのだと、そういう気持ちで市政に当たられておるのなら、相談支援の基本を理解できていない職員を相談窓口には配置をしません。職員にとっても負担であり、市民にとってもよい対応がされない、両者にとって不利益だからです。

市の職員の多くは優秀な方ばかりです。職員が相談者にきちんと寄り添い、支援できる職場環境があれば、持てる力を存分に発揮し、市の福祉環境も質も格段に上がります。本市の困っている人へより理解ある対応を求め、次の質問に移ります。

安城市の生活保護を担当するケースワーカーは、社会福祉主事という任用資格を有し、生活保護の業務に当たっているわけですが、この社会福祉主事という資格は、大学等で指定された34科目のうち3科目を履修すれば取得できる3科目主事と呼ばれております。

1950年に新生活保護法ができたときに、この3科目主事の規定ができました。当時はソーシャルワーカーや社会福祉士といった資格がなくて、大学を卒業することが難しい時代でありましたので、この3科目主事が、知識があったということで生活保護の担当に任用されていたという話もあります。

時代が変わりまして、社会がますます複雑となり、個人が抱える困難も多岐にわたるようになりました。高齢者の介護問題や子育て、シングルマザーの貧困、家庭内暴力や非正規労働者の貧困、長期にわたるひきこもりの問題など、福祉のニーズも変化が出てきております。福祉行政には、ますます複雑で専門的な対応が求められる時代となっています。

1987年には相談援助の国家資格である社会福祉士が誕生しました。社会福祉士は、大学で福祉制度や法律、問題を抱えた方の相談の仕方、適切に把握するアセスメント方法など指定された19の専門科目、教養科目を学び、国家試験に合格し、登録した方です。

ソーシャルワーカーは、相談者の立場に立ち、相談者の抱える困難をきちんと理解し、自立に向けて、あるいはその人らしく生きることを支え、援助できる専門職です。

本市におきまして、生活支援係、生活保護の担当職員には、そういった福祉の専門知識を持っている職員を配置し、困難を抱えて相談に訪れた市民の支えになっていただきたいと思っております。

そこで提案ですが、ぜひ社会福祉士の資格を持った職員を生活保護の窓口、もしくは査察指導員には社会福祉士の資格を必要とするなど、社会福祉士の資格を活用していただくよう提案したいのですが、市の見解を伺います。

P. 143 議長（大屋明仁）

○議長（大屋明仁）

答弁願います。企画部長。

P. 143 企画部長（武智仁）

◎企画部長（武智仁）

お答えいたします。

議員が言われますとおり、社会福祉士の資格を持つ職員を生活保護の窓口や生活保護のケースワーカーに対し指導、助言を行う査察指導員として配置することは、資格を有効に生かすことができると考えます。

しかしながら、この資格が生活保護担当者に必須の資格ではないことや資格を持つ職員にも様々な部署を経験させることで、将来の昇格を見据えられた人材育成を図る観点から、社会福祉士を特定の部署へ固定的に配置することは現時点では考えておりません。

また、公務員には特定の利害関係者との癒着を避けるために、定期的な人事異動も必要と考えております。

したがって、今後も資格の有無に関わらず、市民に寄り添った対応ができますよう、研修及び職場での指導などを通して、職員の人材育成に努めてまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

P.143 議長（大屋明仁）

○議長（大屋明仁） 森下祥子議員。

P.143 6番（森下祥子）

◆6番（森下祥子）

確かに医者とかのような業務独占資格ではないので、社会福祉士がいなくても業務は回っていきます。しかし、生活上に課題を抱える人から相談を受け、日常生活がスムーズに営めるように援助したり、困っていることが解決できるように支えたりするための資格であり、相談、援助の専門知識を有した職員を配置するだけで窓口の市民サービスの質が格段に向上します。

社会福祉課だけでなく、高齢福祉課や障害福祉課でも行政福祉の知識を活用できると考えます。子育て健康部の家庭児童相談事業や母子生活支援施設入所事業などでも活用できますし、教育委員会でも、スクールカウンセラーとしていじめや不登校の問題に当たることもできます。税金の滞納者に対しては、生活支援をしていく。

もっと幅広く考えれば、外国人との共生社会の構築のためのコミュニティソーシャルワーカーとして、個人の抱えている困難への支援だけではなく、社会資源を開発していく役割も担っております。定期的な人事異動にも対応できるかと考えます。

社会が複雑化する今、社会福祉士の資格は注目されており、新設されて30年少したちますが、登録者数は2018年に22万5,000人を超えております。今後、資格を生かして働きたいと考える人も増えると考えられます。

現在、本市では少ない人員体制の中で少数精鋭、適材適所と言われておりますが、再質問させていただきます。

社会福祉士の資格を持った職員が、専門知識を生かせる場所に配置されているのかどうか伺います。

P.144 議長（大屋明仁）

○議長（大屋明仁）

答弁願います。企画部長。

P.144 企画部長（武智仁）

◎企画部長（武智仁）

再質問にお答えいたします。

社会福祉士の資格を持つ職員は、人事課の把握によりますと事務職が4人、保健師が1人、保育士が1人の計6人おりますが、そのうち、今御指摘の専門知識を生かせる職場といたしましては、福祉部の高齢福祉課の介護給付係、それと国保年金課の年金係に1人ずつ配置をしてございます。

以上でございます。

P.144 議長（大屋明仁）

○議長（大屋明仁） 森下祥子議員。

P.144 6番（森下祥子）

◆6番（森下祥子）

人事は本人の希望にもよると思いますが、市には、相談環境の改善を図るために、社会福祉課と障害福祉課にもぜひ1人ずつぐらいは配属していただき、能力を活用していただきたいと思っております。

複雑化する社会には、相談支援の専門家が必要です。市役所が積極的に社会福祉士の資格取得者を採用し育てる、福祉枠の採用があってもよいのかと考えております。

市民に寄り添ったサービスを提供できる、市民が頼れる市役所になっていただきたいです。今後もこの社会福祉士の人事に関しまして、質問をする機会をつくっていききたいと考えております。

最後の大項目4に移ります。

合併浄化槽にかかる費用の補助について伺います。

私の住む地域には下水道が整備されております。しかし、隣町に行けば下水道の整備がされていない地域もあり、今は整備されていないけれども、今後、整備される予定の地域もあります。

下水道計画外の地域では、今後も下水道整備はされることなく、対象地域に家を建てる場合は合併浄化槽の設置をすることになります。合併浄化槽の設置の費用負担については不満に思われている方がいらっしゃいました。

本市では下水道整備計画がありますが、現在の整備状況と今後の整備計画、下水道が整備されない、下水道を利用できない地域に住む世帯数を確認のために伺います。